

2026

5

No.726

*The Finance*

# ファイナンス

特集

Future TALK ○○さんと日本の未来とイマを考える  
石川智久さん(日本総合研究所 調査部長) 編

## 令和8年度予算特集：3

東京慈恵会医科大学 疲労医学講座 特任教授 近藤 一博

巻頭言

「最近の疲労の問題について」

過労死の原因は働き過ぎから脳の病気へと変化している



財務省 Ministry of Finance, JAPAN

2026  
May.

# Photos



G20財務大臣・中央銀行総裁会議後共同記者会見（4月16日、於：アメリカ・ワシントンD.C.）



ジャパン・ソサエティにて講演を行う片山財務大臣（4月18日、於：アメリカ・ニューヨーク）

2026 May. CONTENTS

今月の顔・巻頭言

01 「最近の疲労の問題について」  
過労死の原因は働き過ぎから脳の病気へと変化している

東京慈恵会医科大学 疲労医学講座 特任教授

近藤 一博

特集

02 Future TALK

〇〇さんと日本の未来とイマを考える

石川智久さん（日本総合研究所 調査部長）編

令和8年度予算特集：3

07 令和8年度 社会保障関係予算のポイント

大来 志郎／横山 好古

20 令和8年度 農林水産関係予算について

宮下 賢章

26 令和8年度 国土交通省・公共事業関係予算について

山川 清徳

30 令和8年度 防衛関係予算について

馬場 啓明

SPOT

35 齋藤通雄氏に聞く、国債の非居住者向け税制と決済制度  
改革（後編）

齋藤 通雄／服部 孝洋

41 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する諸外国の動向

作山 直輝

48 うどんが広げる埼玉の魅力

関東財務局総務部経済調査課

50 AMRO 事務局長兼CEOの視点（2）  
—中東紛争下での経済見通し—

渡部 康人

53 5次のトリセツ—FATF 第5次対日相互審査で示す官民のチカラ—  
—第1回：序論—

奥 愛／遠藤 祐司／松尾 綱紀

ライブラリー

61 柳 至 著

公共施設の統廃合を合意する

渡部 晶

連載

62 コラム 経済トレンド143

未成年SNS規制という世界的潮流

古川 晃久／川野 祥太

64 路線価でひもとく街の歴史

第75回 特別編

日銀代理店でみるご当地メインバンク

西日本

鈴木 文彦

68 海外ウォッチャー

ラオス経済の動向

—経済の安定化は一時的なものなのか—

座光寺 琢

75 PRI Open Campus

～財務総研の研究・交流活動紹介～ 55

所有者不明土地問題と政策動向

—新たな土地制度の普及へ—

吉原 祥子／伊藤 菜々子

83 各地の話題

沖縄県南部の歴史

新垣 博己

んみや〜ち かぎすま 宮古島

野波 昌光

魅力あふれる中部地区

～世界遺産・自然・スポーツ・異文化交流～

喜舎場 由佳

91 編集後記



今月の表紙

《富山県》雨晴海岸・自然風景

当該ページは冊子にてご覧いただけます。



## 「最近の疲労の問題について」 過労死の原因は働き過ぎから脳の病気へと 変化している

東京慈恵会医科大学・疲労医学講座・特任教授

近藤 一博

私は1985年に大阪大学医学部を卒業後、一貫して、疲労・ストレスとウイルスとの関係を40年以上研究してきた。専門としているウイルスは突発性発疹の原因となるヒトヘルペスウイルス6である。このウイルスは、赤ちゃんの時に感染し、突発性発疹を引き起こした後、脳の中に潜伏し続け、疲労やストレスに反応して再度活性化することで、うつ病などの疾患の原因となる。

この40年の私の疲労研究の歴史のなかで最も重要であると考えられることの一つに、日本人の疲労の質が大きく変化したことが挙げられる。題名にもあるように、疲労問題の本質が、働き過ぎの問題から脳の病気へと変化したことである。日本人は「疲労」を抱えやすい国民であると言われている。その一つの証拠として、「Karoshi」という単語が「過労死」を表す英語としてそのまま通用することが挙げられてきた。

この過労死の原因一つをとっても20年以上前と最近20年では、大きな変化がある。20年以上前の過労死は、ベンチャー企業の創業者や仕事熱心なビジネスマンが、猛烈に働いた結果として心筋梗塞や脳溢血を発症して死に至る場合が多かった。このような仕事による疲労は「生理的疲労」と呼ばれ、適切な休息を取ることで回復させることができる。このため、このタイプの過労死は、休息によって予防することが可能である。

しかし、最近20年の過労死はこれとは全く様子が異なる。過労死の最大の原因が心筋梗塞や脳溢血から、過労で生じるうつ病による自殺に代わったのである。過労で生じるうつ病は脳の炎症が原因となって生じる「病的疲労」が関与する。病的疲労は上記の生理的疲労とは異なり、休息に

よる回復は難しい。このため、このタイプの過労死を防ぐためには、うつ病の早期発見や早期治療、根本的には脳の炎症を治療・予防することが必要である。

この病的疲労の重要な原因の一つにストレスがあり、ストレス社会である現代の社会環境がこのような疲労の質の変化を引き起こしていると考えられる。また、病的疲労は脳の炎症という病的な状態がもととなっているため、病的疲労が関与するうつ病や過労死を防止するためには、そのもととなる脳の炎症を治療することが必要となる。

しかし、このような病的疲労や脳の炎症は、治療法どころか発症のメカニズムが全く不明であった。解決のヒントとなったのは、皮肉なことに新型コロナウイルスの流行である。新型コロナウイルスの感染は、脳の炎症や病的疲労を生じるが、我々はこれが上述の過労による病的疲労と同じ状態であることを発見し、そのメカニズムを解明した。簡単に説明すると、新型コロナウイルスはアセチルコリンという脳の神経伝達物質を減少させることで、脳の炎症や病的疲労を引き起こす。過労の場合は、脳に潜伏していたヒトヘルペスウイルス6が再活性化し、新型コロナウイルスと同じメカニズムで脳の炎症を誘導してうつ病の原因となる。病的疲労の自覚症状である「休息によっても取れない疲れ」は、脳の炎症の危険信号となる。

脳の炎症は、うつ病だけでなく、アルツハイマー病やがんの発症の原因ともなるので、是非とも解消したいが、脳の炎症には通常の抗炎症薬は効かないことが判っている。我々は現在、これまでの疲労とウイルスの研究を利用して、脳の炎症を治療する方法を開発中である。



〇〇さんと  
日本の未来とイマを考える

石川智久さん(日本総合研究所 調査部長) 編



## はじめに

**和田広報室長** 本企画は、財政や税の役割等について読者の皆さまにわかりやすくお伝えするために、様々な分野でご活躍されている方々をお招きして、日本の未来やイマについて対談をする企画です。

今回は、日本総合研究所調査部長を務め、様々な場面でご活躍されている石川智久さんをお迎えし、財務省の坂本総合政策課長、主税局の谷企画官、国際局の恵崎投資企画審査室長と対談していただきます。

## インフレや金利のある世界

**石川智久さん** 日本総研の石川です。本日はよろしくお願ひします。

早速ですが、経済動向の調査などをしてしていると足元の大きな変化として「インフレの時代」になったことを感じます。多くの国民がデフレに慣れ、金利の存在を忘れてしまっています。足元では長期金利が上昇しており、今後は金利変動を前提として様々なことをやっていかなければいけないと思います。長期債の売買では金利変動を想定したオペレーションが大事にな



写真1 左から三人目が石川智久さん

りますし、財政運営においてはインフレの中で税収がどうなるのかも考慮が必要です。

**坂本総合政策課長** 総合政策課長の坂本です。総合政策課は、マクロ経済の動きを分析し、それをベースに財務省内の各局とコミュニケーションを取っています。その際、その時々トピックが経済情勢に与える影響等を調べたりしています。最近のホット 이슈は「物価高」ですが、インフレが続く中で、政府としてどうしていくべきか、ご意見を伺いたいと思います。

**石川智久さん** 過去に学ぶことでしょうか。第一次オイルショックでは大規模な財政出動により狂乱物価になってしまいました。その反省を踏まえ、第二次オイルショックでは金融を引き締め、財政も抑制的に運営されました。現在の事象は円安や人手不足などの供給ショックに起因するものが多いと思いますが、影響を見通すことが難しい場合は慎重に財政運営をすることが大事だと考えます。それは、お金を使わないということではなく、EBPMに基づき政策の優先順位を決めたうえで、重要分野に優先してお金を使っていくということです。



写真2 石川智久さん

**坂本総合政策課長** インフレが続く中、今後イラン情勢等が長期化した場合、どのように向き合っていくべきでしょうか。

**石川智久さん** インフレになると本当に困るのは国民生活です。また、例えば、原油の供給不足の時に、価格を下げるのが本当にいいのかなとも考えてしまいます。原油がなくなったらどうしようもないからです。供給の物量を抑えていくということも場合によっては大事なのではないのでしょうか。その意味でも過去の事例をうまく発信していくことも大事だと思います。

**坂本総合政策課長** せっかくなので、マーケットのお話もお聞きしたいと思います。石川さんは『「金利のある世界」の歩き方』という本も書かれていますが、そもそも金利の変動を抑えることができるのかできないのかという議論もありますが、どのようにお考えですか。

**石川智久さん** 金利は「経済の体温」と言われるように変動するものです。過去の金融政策で短期金利が低く抑えられてきたのも事実ですが、本来はその国の経済状況が反映され、最終的に市場で決められていくものだと思います。足元では、金利と実効為替レートが数十年ぶりに大きく動いています。住宅ローン金利など、国民生活にも影響し始めたものもあり、国民自身も金利の存在を再認識する必要が生じていますよね。

インフレですが、ハイパーインフレになると困るのは低所得者です。高所得者は金や株、暗号資産などに投資している人が多いので値上がりの恩恵を受けています。インフレによって更に所得格差が拡大していることも忘れてはなりません。

### 財政に関するコミュニケーションのあり方

**谷企画官** 主税局総務課で税収見積もりを担当している谷です。足元では、企業収益の改善や物価上昇・賃上げを背景に、税収が過去最高を更新しています。また、「金利のある世界」に戻る中で、利子にかかる源泉所得税収も大幅に伸びてきています。

ただ、金利の上昇に伴い、国債の利払費も急増していることに注意が必要です。利払費の増加は直接目に見える形で国民生活に影響を及ぼすわけではないですが、兆円単位の数字は肌感覚では実感が湧きづらい面もあります。こうした中、税収が伸びているとは言っても、持続可能性を意識しながら、どのように財政運営をしていくかというのは悩ましいところです。

**石川智久さん** 難しいですね。世界を見ても実際に公的サービスが止まってから表面化するということが多くのように思います。例えば、火事になっても消防車が来ないとか、警察もお金持ちしか守らないなど。このようなことは政府自身が言い出しにくいと思うので、本当は民間エコノミストがちゃんと説明すべきですね。

ほかに、国民感情として感じるのが、「自分だけ税

金を払って損をしているんじゃないか。許せない」という不公平感です。この場合、税金の捕捉率を上げていくことは大事ですし、預かった税金を大事に使うというメッセージも重要です。

**谷企画官** 現在、社会保障国民会議で議論されている給付付き税額控除についても担当していますが、不公平感の解消という観点では、予算の約三分の一を占める社会保障制度においても、「高齢世代を支えるために、現役世代は取られてばかりだ」ということにならないよう、「全世代型で、年齢に関係なく、負担できる人が負担をし、支えられる必要がある人がちゃんと支えられていくのだ」というメッセージをしっかり発信していく必要があると感じています。



写真3 主税局 総務課 企画官 谷雅彰

**石川智久さん** とても大事なことです。 “現役世代”に対して“手厚い”ということは共感を得られやすい状況にあると思います。団塊ジュニア世代（50代前半～半ば）がボリュームゾーンとなっており、「現役世代を大事にする」という政策への関心が高いと感じています。

**坂本総合政策課長** そういう点では、「財政健全化」も現役世代にメリットがあるという考え方もできますが、多くの方はそのように受け止めていないような気もしています。

**石川智久さん** どうでしょうか。目立つ書き込みだけが世論というわけではないので、声を上げていない多くの人の声（サイレントマジョリティー）がどのようなものであり、どう寄り添うのかということも大事だと思います。

**恵崎投資企画審査室長** 恵崎です。私はかつて広報室の業務にも携わっており、各地域で双方向の意見交換を実施したことがありました。そうした意見交換では

ご自身の問題意識を持った方に来ていただいたことが多かったように感じますが、逆にそうした場所に来ないような方々にどうアプローチをし、関心を持っていただくかということも課題だと感じました。

**石川智久さん** 私自身、各地域での講演会で意見交換の機会も多いのですが、目の前でお話すると聞いている方の反応もわかりますし、いろんな職業の方がおられますが、丁寧に説明するとわかってくださるので、やはり車座のような形で丁寧に説明していくということは非常に大事だと感じています。

あとは、一つの意見ではなく、両論併記のような形で議論をお示しするというやりの方が納得感を得られやすいかもしれません。最近では、世界のことで不思議に感じたら更にご自身で調べる方も多いので、一見違った見解があっても、それをいったん受け止めて考えていくというプロセスも大事であるように思います。

そのほか、発信力のある方がきちんと理解したうえで発言をすることができるよう、これまでの経緯なども含めながら丁寧に説明していくということも大事かなと思います。

**恵崎投資企画審査室長** そういう点では、学校教育においても、様々な意見があるというのを体験してもらうことも大事であるように思います。

財務省では財政教育プログラムというものを中高生向けなどでやっていたりしていますが、そこではグループワークの中で子供たちがお金の使い道として良いと思う意見を言い合います。例えば、公園一つとっても、滑り台がいい、ブランコがいいといった意見のほか、防火槽も必要ではないかといった意見も出たり



写真4 大臣官房 総合政策課 課長 坂本成範

します。そうした議論を通じて、どのように社会が成り立っているかということをも身をもって経験することで、自分事として捉えていただく機会を増やすことも必要かなと思います。

## 日本を取り巻く国際情勢や技術の変化

**坂本総合政策課長** 昨今、地政学的リスクの高まりや保護主義的な動きもみられる中で、日本はどのような戦略をとるべきでしょうか。

**石川智久さん** 非現実的ですが、例えば日本が鎖国して生きていけるかという、1億人を養うのは難しいと思います。やはり貿易をして食べていくしかないです。

日本は島国で海を渡れば世界中が隣国です。だからこそ地球儀を見て貿易をしていくことが大事ではないでしょうか。特に、これから成長していくグローバルサウスを始め、世界中の国々と関係構築をしていくことが、激動の時代においては大事だと思います。日本に対する諸外国からの期待は非常に高いと思います。

**恵崎投資企画審査室長** 現在、国際局調査課で対日直接投資の審査を行っています。日本に対する健全な投資を呼び込む一方で、重要な技術の流出や事業の途絶がおこらないように、海外資本による買収等に対し一定の制限をするものです。国際局にいと、諸外国の保護主義的な動きを強く感じますが、日本として、自由と規制のバランスを取りながらも世界経済を成長させていくためのルール作りを牽引していきたいと考えています。



写真5 国際局 調査課 投資企画審査室長 恵崎恵

**石川智久さん** 私自身、銀行員時代に、バーゼル規制の対応をしましたが、その時の経験を踏まえると、

ルールメイキングから関与していくことが大事だと実感しました。今の時代、絶対的な覇権国がなく、「力による支配」が明確化していくと見込まれる中、日本にとってメリットがある世界秩序を作っていくというのはすごく大事になってくると思います。安全保障の観点でも意義のあることです。

また、国内の在り方にも目を向けてみたいと思います。例えばアメリカは高いGDP成長率ですが、国内を見ると富裕層に恩恵がある一方、中間層に恩恵が少ない状況です。特に、マイノリティやLGBTなどと異なり、政策的優遇の対象にもなっていない白人男性が「自分たちは割を食っている」と反発し、そうした人たちがトランプ大統領を支持したともいわれています。

高度経済成長期の日本を思い出してほしいのですが、働いている中間層が幸せを感じられること、いかに豊かな中間層を復活させるかということが重要になってきます。

そして、公務員の皆さんは中間層や低所得者層を主に幸せにしたいと思って仕事をしていると思います。私は内閣府への出向経験もありますが、その時、公務員の皆さんと働く中で本当にそのように思いました。ただ、政策が独りよがりにならないことも重要ですので、例えば、民間企業人材が公務員として働く、その逆もしかりですが、そういったリボルビングドアの活用が増えるといいと思います。

**坂本総合政策課長** 国際関係だけでなく、AIの登場により産業構造も大きな変革を迎えています。AIの時代の公務員のあり方について、石川さんはどのようにお考えでしょうか。

**石川智久さん** 歴史を見ると、ゼネラリストが活躍する時代とスペシャリストが活躍する時代が交互に訪れています。AIの登場により、これからはゼネラリストとスペシャリストの両方の素質を持った人が重宝されると考えています。言い換えると「自分で手を動かせる教養人」といったところでしょうか。

AIは答え出すことは得意ですが質問をすることは苦手です。また深掘りするのではなく横につなげていくことも苦手です。逆にそのような仕事はAI時代にも残ると思います。財務省の予算査定の仕事は質問を突き詰めて、どのように国を回していくか徹底的に考

える仕事ですので、まさにAI時代にも必要になってくる仕事だと思います。

また、財務省は各省庁のお金の流れを通じて、日本全体を見ることができます。内閣府で骨太の方針のとりまとめを担当したときにも思ったのですが、国全体を見ることができるというのは、仕事として面白いのではないのでしょうか。財務省の皆さんには、是非ゼネラリストであってほしいなと思っています。



写真6 左から三人目が石川智久さん

先日、財政学会で「財政学は国の経営学だ」と言っていた方がいました。会社でも予算が厳しい時は経理的に仕事をしてしまいがちですが、財政が厳しい中においても、財務省にはぜひ国の経営企画部であってほしいと期待しています。

その点、「責任ある積極財政」においては、人手不足への対応や新産業の創出など、優先順位をつけながら日本にとって必要なことを取り組んでいただくことを期待しています。

## 最後に

**和田広報室長** まだまだ話が尽きないところではありますが、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

# 令和8年度 社会保障関係予算のポイント

主計局主計官（厚生労働、子ども家庭係、社会保障総括担当） 大来 志郎

主計局主計官（厚生労働係担当） 横山 好古

## 1. 令和8年度社会保障関係費の全体像

令和8年度の社会保障関係費は、前年度（38.3兆円程度）から+7,600億円程度の39.1兆円程度となった。様々な制度改革・効率化努力を積み重ねることにより、実質的な伸びを高齢化による増加分に抑えた上で、令和8年度診療報酬改定における今後の賃上げ、物価対応分など経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算した。

（いわゆる自然増は+4,000億円程度（年金スライド分を除く。）、制度改革・効率化等は▲1,500億円、高齢化による増加分は+2,500億円程度（年金スライド分を除く。）、経済・物価動向等への対応は+5,200億円程度（年金スライド分を含む。））

## 2. 令和8年度診療報酬・薬価等改定

### （1）診療報酬改定

令和8年度診療報酬改定は、令和7年度補正予算の「医療・介護等支援パッケージ」に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、経営の改善や従事者の処遇改善につながるよう、施設類型ごとの費用構造や経営実態を踏まえた的確な対応を行う。あわせて、現役世代の保険料負担の抑制のため効率化・適正化を実施する。その際、令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急的な対応その他の特例的な措置を図る。

これらの措置による改定率は+3.09%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+2.41%

（国費+2,348億円程度（令和8年度予算額）、令和9年度+3.77%）となる。

- 賃上げ分の+1.70%は、医療現場での生産性向上の取組と併せ、+3.2%のベースアップを実現する措置（看護補助者及び事務職員は+5.7%）を講じ、施設類型ごとの職員の規模や構成に応じて配分する。うち+0.28%は、医療機関等の賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い医療関係職種での賃上げを確実にすべく、賃上げ対応拡充時の特例的な対応として措置する。
- 物価対応分の+0.76%のうち、+0.62%は、施設類型ごとの費用関係データに基づき配分する。さらに、病院の中でも、その担う医療機能に応じて配分する。また、+0.14%は、大学病院を含む高度機能医療を担う病院に対し、物価対応本格導入時の特例的な対応として措置する。
- 令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分の+0.44%は、令和7年度補正予算の効果を減じないように、施設類型ごとのメリハリを維持して配分する。
- また、入院時の食費基準額を1食当たり40円引き上げる（患者負担は、所得区分等に応じて1食当たり20円～40円の引上げ）とともに、光熱水費基準額を1日当たり60円引き上げる（指定難病患者等の患者負担は据え置き）。
- 後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化として、▲0.15%とする。

- 実際の物価等が見通しから大きく変動し、医療機関等の経営に支障が生じた場合には令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。

## (2) 薬価等改定

創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保を図りつつ、市場実勢価格を反映することにより、▲0.87%（国費▲1,063億円）とする。

## 3. 令和8年度介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定

### (1) 介護報酬改定

「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+2.03%（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（+3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（+2.4%）の上乗せ措置を実施する。
  - ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（+6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護

保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

### (2) 障害福祉サービス等報酬改定

介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（+3.3%）の賃上げが実現できる措置を実施する。
- 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（+1.0%）の上乗せを措置する。
  - ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

## 4. 社会保障制度改革の推進

「社会保障改革の新たなステージにおいて、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すとの方針に基づき、経済・物価動向等に適切に対

応しつつ、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行する。

具体的には、令和8年度診療報酬改定が令和8・9年度に対応するものであることを踏まえ、令和8・9年度を通じて、歳出改革を中心に取り組み、その社会保険負担軽減効果を活用するほか、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた取組による雇用者報酬の増加によって生じる社会保険負担軽減効果も活用することにより、令和9年度の社会保障負担率が令和7年度と比較して上昇しないよう取り組む。

また、今後も一定の物価上昇が継続すると想定される中での医療給付費の在り方と、現役世代の保険料負担抑制との整合性を図るための制度的対応についても検討を進める。

こうした方針を踏まえつつ、令和8年度においては、以下の項目に取り組む。さらに、「強い経済」を実現する総合経済対策」脚注58に盛り込まれた社会保障改革を含め、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施するべく、検討を進める。

## (1) 薬剤給付の見直し

### ア OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直し

OTC医薬品の対応する症状に適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品のうち、他の被保険者の保険料負担により給付する必要性が低いと考えられるときには、患者の状況や負担能力に配慮しつつ、別途の保険外負担（特別の料金）を求める新たな仕組みを創設し、令和8年度中（令和9年3月）に実施する。まずは、77成分（約1,100品目）を対象医薬品とし、薬剤費の4分の1に特別の料金を設定する。

今後、セルフメディケーションに関する国民の理解や、OTC医薬品に関する医師・薬剤師の理解を深めるための取組、医療品医薬品のスイッチOTC化に係る政府目標の達成に向けた取組などの環境整備を進めるとともに、将来、OTC医薬品の対応する症状に適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指し、上記の施行状況等について厚生労働省において把握・分析を行った上で、令和9年度以降にその対象範囲を拡大していく。あわせて、特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する。

なお、実施に当たっては、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討する。

### イ 食品類似薬の保険給付の見直し

医療保険給付の適正化の観点から、栄養保持を目的とした医薬品のうち、代替可能な食品が存在する医薬品について、経口による通常の食事から栄養補給可能な患者に対する使用は保険給付外とする。

なお、手術後の患者、経管により栄養補給を行っている患者などについては、引き続き保険給付の対象とする。

### ウ 長期収載品の選定療養の拡大

長期収載品については、令和6年10月より、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当が選定療養の対象となり、「特別の料金」として患者に負担が求められてきたが、後発医薬品の更なる使用促進の観点から、価格差の2分の1相当へと引き上げる。

### エ 長期処方・リフィル処方箋の活用

現役世代を含めた通院負担の軽減の観点から、症状の安定している患者に係る一定の医薬品の投与について長期処方・リフィル処方箋を原則化することを視野に入れ、長期処方・リフィル処方箋に対応している旨の院内掲示を必須要件とする医療機関を、こうした患者が通院する医療機関が対象となるよう拡大する。あわせて長期処方・リフィル処方箋の活用を阻害している要因を精査し、処方箋様式などの運用を改善する。さらに、実効的なKPIの設定を行い、医師と患者の双方の理解の下で、安定した症状の下で定期的に通院している患者に対する長期処方・リフィル処方での対応が一層普及するよう、必要な対応を図ることとする。

## (2) 金融所得の公平な反映などの応能負担の徹底

現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しの観点から、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現するための第一歩として、まずは後期高齢者医療制度の窓口負担割合や保険料等への金融所得の公平な反映を実現す

るための具体的な措置を盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」を第221回国会に提出したところ。具体的には、税制における確定申告の有無により負担等が変わる不公平な取扱いを是正し、確定申告をしていない場合であっても、確定申告をした場合と同様に、上場株式の配当等の金融所得を反映する。このため、関係省庁と協力の上で、税制における金融所得に係る法定調書へのマイナンバー記載を徹底しつつ、法案成立後3年程度で保険者への法定調書のオンライン提出義務化が確実に履行できるよう、金融機関や自治体等の関係者の事務負担等に留意しながら調整を進めるとともに、事務の性格を踏まえ法定調書データベース運営法人の調整を進める。

### (3) 高額療養費制度の見直し

高齢化の進展や医療の高度化等を背景にした医療費の増大に直面する中、医療保険制度の持続性を高め、とりわけ重要なセーフティネット機能である高額療養費制度を将来にわたって堅持していく観点から、高額療養費制度の見直しを行う。

見直しの具体的な内容は、「高額療養費制度の見直しの基本的な考え方」（令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会）を踏まえ、資料6の通りとする。

### (4) 高齢者の窓口負担の見直し

高齢者の特徴を踏まえ、現役世代よりも低く設定されている高齢者医療の窓口負担割合については、近年の高齢者の受診行動や所得の状況等も踏まえつつ、世代間・世代内の公平性を確保する観点から、その在り方について、令和9年度予算編成過程において具体的な制度設計の検討を行い、結論を得る。その中で、高額療養費制度における外来特例の対象年齢の在り方や自己負担を3割とする対象者（「現役並み所得者」）の適切な判断基準の在り方などについてもあわせて検討を行う。

### (5) 介護保険制度改革

#### ア 利用者負担の「一定以上所得」（2割負担）の判断基準の見直し

能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担

の上昇を抑える観点から、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る。

#### イ 有料老人ホームの入居者に係る利用者負担の導入

ケアマネジメントについては、他の介護サービスとは異なり、利用者負担を求めてこなかったが、ケアプラン作成を含めて利用者負担を求めている介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）等との均衡等の観点から、住宅型有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型を設けた上で、利用者負担を導入する。

#### ウ 補足給付の見直し

補足給付について、能力に応じた負担の観点から、所得区分の設定の精緻化を行うとともに、区分間の利用者の負担限度額のバランスをとる措置を講じる。具体的には、令和8年8月から、年金収入等120万円超の所得区分の居住費の負担限度額を月0.3万円引き上げる。令和9年度中に、所得区分の設定を精緻化し、年金収入等100万円超120万円以下及び140万円超の所得区分について、負担限度額の見直しを行う。

## 5. こども・子育て政策の抜本強化

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、令和6年通常国会において、改正子ども・子育て支援法（令和6年法律第47号）など所要の法改正が成立。令和8年度予算においては、歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保しつつ、「加速化プラン」を着実に実施し、予算規模3.6兆円（国・地方合計）のうち3.2兆円程度（約9割）を実現。

(1) こども家庭庁予算

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R7→R8 の増額
一般会計	39,691	41,457	42,367	42,795	+ 428
子ども・子育て 支援特別会計 子ども・子育て 支援勘定 <sup>※1</sup>	8,413	11,375	20,216	21,118	+ 902
小計	48,104	52,832	62,583	63,913	+ 1,331
子ども・子育て 支援特別会計 育児休業等 給付勘定 <sup>※2</sup>	(7,625)	(9,375)	10,687	11,043	+ 356
合計	55,729	62,207	73,270	74,956	+ 1,686

※1 純計ベース（歳出合計額から一般会計からの繰入額を差し引いた金額）  
 ※2 令和6年度の計数は、令和7年度及び8年度との比較のために組替えた後の歳出額。

- 令和8年度のこども家庭庁予算は、一般会計と子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定の合計で6兆3,913億円と、令和7年度当初予算から1,331億円の増加。さらに、育児休業等給付勘定を加えると7兆4,956億円と1,686億円の増加。
- 令和4年度予算（4兆6,863億円）から2兆793億円の増加<sup>※</sup>（約4割増）。  
 ※ 一般会計と子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定の合計の増加分（1兆7,050億円）＋育児休業等給付の増加分（3,743億円）
- 令和8年度における歳出改革による公費節減効果は国・地方で0.18兆円程度（令和7年度は0.18兆円程度、令和6年度は0.19兆円程度）。
- 令和8年度における歳出改革等による実質的な社会保険負担軽減効果は▲0.17兆円程度（令和5～8年度の合計は▲0.60兆円程度）。
- 改正子ども・子育て支援法に基づき、上記の社会保険負担軽減効果の範囲内で令和8年度から子ども・子育て支援金を導入（令和8年度は被保険者及び事業主の拠出分が0.60兆円、一律の支援金率は0.23%）。  
 ※ 同法に基づき、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円と段階的に構築
- 令和8年度の支援納付金は6,436億円を計上。支援納付金が満年度化するまでの間の財源不足には、必要に応じて、「子ども・子育て支援特例公債」を発行。令和8年度予算の発行額は5,072億円（令和7年度予算の発行額は1兆1,397億円）。

(2) 「加速化プラン」の着実な実施

- ★事業の財源として子ども・子育て支援納付金を活用。

ア 幼児教育・保育の質の向上等

【子ども・子育て支援特別会計】

- ・保育士・幼稚園教諭等の処遇改善  
 858億円（一部、事業主拠出金）
  - 民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、令和7年人事院勧告を踏まえた引き上げを行う（人件費の改定率は+5.3%）。
  - 引き続き、安定的かつ持続可能な改善が図られるよう、経営情報データベースを活用し保育士等の賃金の状況を悉皆的に把握するとともに、民間給与動向等を踏まえ、対応を検討する。  
 ※ 令和7年度予算における改定率は+10.7%（所要額：1,607億円）

- ・こども誰でも通園制度の本格実施・給付化  
 349億円★
  - 改正子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、「こども誰でも通園制度」を創設。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度として、全国の地方公共団体において本格実施。

イ 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置の創設

152億円★

- 【子ども・子育て支援特別会計から年金特別会計に繰入】
  - 自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設。

ウ ひとり親・低所得世帯への支援の大幅拡充

203億円の内数

- 地方公共団体が公民館等を活用して、ひとり親・低所得世帯のこどもの食事を集中的に支援する事業を創設。

エ 共働き・共育ての推進

- ・育児休業給付の増  
 8,896億円（7年度：8,857億円）

【子ども・子育て支援特別会計】

- 男性育休の取得促進に伴う育児休業給付の支給額の増加。

### ・出生後休業支援給付金

248億円（7年度：243億円）★

【子ども・子育て支援特別会計】

- 一 子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業を取得した場合に、育児休業給付とあわせて給付し、手取り10割相当の給付を実施。

※ 子の出生後8週間以内（産後休業をした場合は16週間以内）に14日以上の子育て休業をした場合、最大28日まで手取り10割相当額を支給（配偶者も同様）。

### ・育児時短就業給付金

505億円（7年度：549億円）★

【子ども・子育て支援特別会計】

- 一 時短勤務中に賃金が低下した場合に給付を行うことで、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくする。

※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額を支給。

### ・育児休業を支える体制整備を行う企業への支援

373億円（7年度：347億円）

【労働保険特別会計】

- 一 業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成（育児休業中の手当支給：最大140万円）につき、対象を中小企業以外にも拡大。

## （3）その他の幼児教育・保育の充実

### ア 施設等利用給付（認可外保育施設・私学助成園） の上限額の見直し

37億円

- 一 令和元年の制度創設以来、給付上限額が据え置かれてきた認可外保育施設等の利用者負担軽減について、給付上限額の引上げ（（例）認可外（0～2歳）：月42,000円→45,700円、私学助成幼稚園：月25,700円→28,000円）。

### イ 非常勤単価の引上げ、障害児・医療的ケア児に対応するための専門職配置の支援等の公定価格の見直し

118億円

- 一 人事院勧告を踏まえた非常勤保育士等の単価の引

上げや、障害児・医療的ケア児に対応するための専門職配置の支援など、公定価格の見直しを通じた幼児教育・保育の充実。

## （4）こども性暴力防止法の円滑な施行

23億円

- 一 令和8年12月のこども性暴力防止法施行に向けた体制を確保するとともに、対象事業者へ法律相談といった支援を行う。

## 6. その他各歳出分野における取組

各歳出分野において、メリハリ付けを行いつつ、必要な予算を措置。

### （1）医療

#### ア 地域医療介護総合確保基金（医療分）

960億円（7年度：909億円、公費）

- 一 ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して必要な経費を支援する事業について、法改正を行った上で基金の新たな事業区分として創設。

#### イ 重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ

30億円（新規）

- 一 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、当該地域における医師確保を推進するため、以下の経済的インセンティブを実施。

- ・ 当該区域で承継又は開業する診療所の施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着に対する支援（20億円）
- ・ 当該区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対する医師派遣に要する費用の支援（4.6億円）
- ・ 当該区域において医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援（5.3億円）

## (2) 介護

### ア 地域支援事業の推進等

1,807億円（7年度：1,800億円）

- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、認知症の人への支援の仕組みづくり、在宅医療と介護の連携等を一体的に推進。
  - ※ 引き続き、高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るための見直しを検討。

### イ 地域医療介護総合確保基金（介護分）

430億円（公費）（7年度：524億円（公費））

- 介護施設の整備や介護人材の確保等に向けて必要な事業を支援。
  - ※ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策等のため、足もとの執行状況を踏まえた見直しを行った上で、基金のメニュー事業を追加・拡充（訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業の追加等）。
  - ※ 本基金のほか、「介護事業所における生産性向上推進事業」（1.2億円）等により、テクノロジーの導入や生産性の向上を推進。
  - ※ 介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り伴走支援を充実するため、別途、令和7年度補正予算において、220億円を措置。

### ウ インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）

295億円（7年度：301億円）

- 保険者機能の強化に向け、市町村や都道府県による取組の客観的な評価結果に応じて交付金を交付し、予防・健康づくり等を充実させる財政的インセンティブを与えることにより、保険者等による高齢者の自立支援・重度化防止等を推進。

### エ 認知症関連施策の推進

125億円（7年度：125億円）

〈一部科学技術振興費における対応〉

- 令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。
  - ※ 一部アと重複。
  - ※ 認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる共生社会を実現するため、地方公共団体における認知症施策推進計画策定のための準備経費及び認知症の人と家族等の地域での多様な居場所づくり立ち上げに係る経費の補助として、令和7年度補正予算において5.0億円を措置。

## (3) 年金

○ 年金国庫負担 134,295億円（7年度：132,590億円）

- 基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置。
- 足もとの物価等の状況を勘案し、令和8年度の年金額改定率を2.0%と見込んで計上。

## (4) 障害者支援等

### ア 自立支援給付（障害福祉サービス等）

17,981億円（7年度：16,370億円）

- 障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を計上。  
（参考）補装具費を含めた自立支援給付は18,145億円（7年度：16,531億円）
  - ※ 金額は障害福祉サービス等報酬改定を反映後の金額。

### イ 障害福祉サービス事業所等の整備等

40億円（7年度：50億円）

- 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進。

## (5) 生活扶助基準の見直し

○ 生活保護費等負担金 28,464億円（7年度：28,235億円）

- 生活扶助基準における令和5年度以降実施してき

た臨時・特例の措置について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、見直しを行う。

- ・令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準への特例加算（現行：世帯人員一人当たり月額1,500円）について、1,000円引き上げて月額2,500円にするとともに、
- ・加算を行っても従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障

※ 令和8年10月から1年間の措置として実施。財政影響は8年度57億円（半年分）。経済・物価動向等を踏まえた対応としては、このほか、令和7年10月からの特例加算額引上げ（月額1,000円→1,500円）の平年度化による増24億円があり、8年度の財政影響は全体で81億円。

## （6）労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進等

### ア 賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

1,961億円（7年度：2,003億円）

【一般会計・労働保険特別会計】

〈一部中小企業対策費における対応〉

- － 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）や、非正規雇用労働者への支援等を実施。

※ 業務改善助成金：21億円（7年度補正予算：352億円）

キャリアアップ助成金：1,022億円 等

### イ リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進等

1,881億円（7年度：1,932億円）

【労働保険特別会計】

- － 教育訓練給付等の活用による、労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練、賃金上昇を伴って中途採用者を雇用する事業主への支援等を実施。

※ 人材開発支援助成金：539億円 等

### ウ 人材確保の支援

507億円（7年度：484億円）

【一般会計・労働保険特別会計】

- － ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）等による医療・介護分野等のマッチング支援の強化、雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充等を実施。
- ※ 人材確保等支援助成金：25億円 等

### エ 多様な人材の活躍促進等

492億円（7年度：460億円）

【一般会計・労働保険特別会計】

- － 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援、障害者就業・生活支援センターによる就業支援の促進、育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備等を実施。

## （7）その他

### ア 生活困窮者自立支援等の推進

898億円（7年度：833億円）

〈一部デジタル庁計上分を含む〉

〈一部イ包括的な支援体制の整備と重複〉

- － 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実施。
- － 子どもの学習・生活支援事業について、昨今の賃金上昇等を踏まえた補助基準額の引上げを実施。

### イ 包括的な支援体制の整備

1,015億円（7年度：885億円）

- － 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備、過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約等を実施。
- － 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）について、より効果的な事業実施の観点から、補助基準額・補助率を見直し。

### ウ 自殺総合対策の推進

41億円（7年度：40億円）

〈一部その他の事項経費における対応〉

- － 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こど

も・若者の自殺危機対応チームによる支援等を実施。

## エ B型肝炎給付金

572億円（7年度：1,181億円）

- 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金等の支給に万全を期するため、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」に沿って、従前より措置してきた572億円を措置し、令和7年度補正予算で措置した1,198億円とあわせ、給付金等の支給に十分な予算を確保。

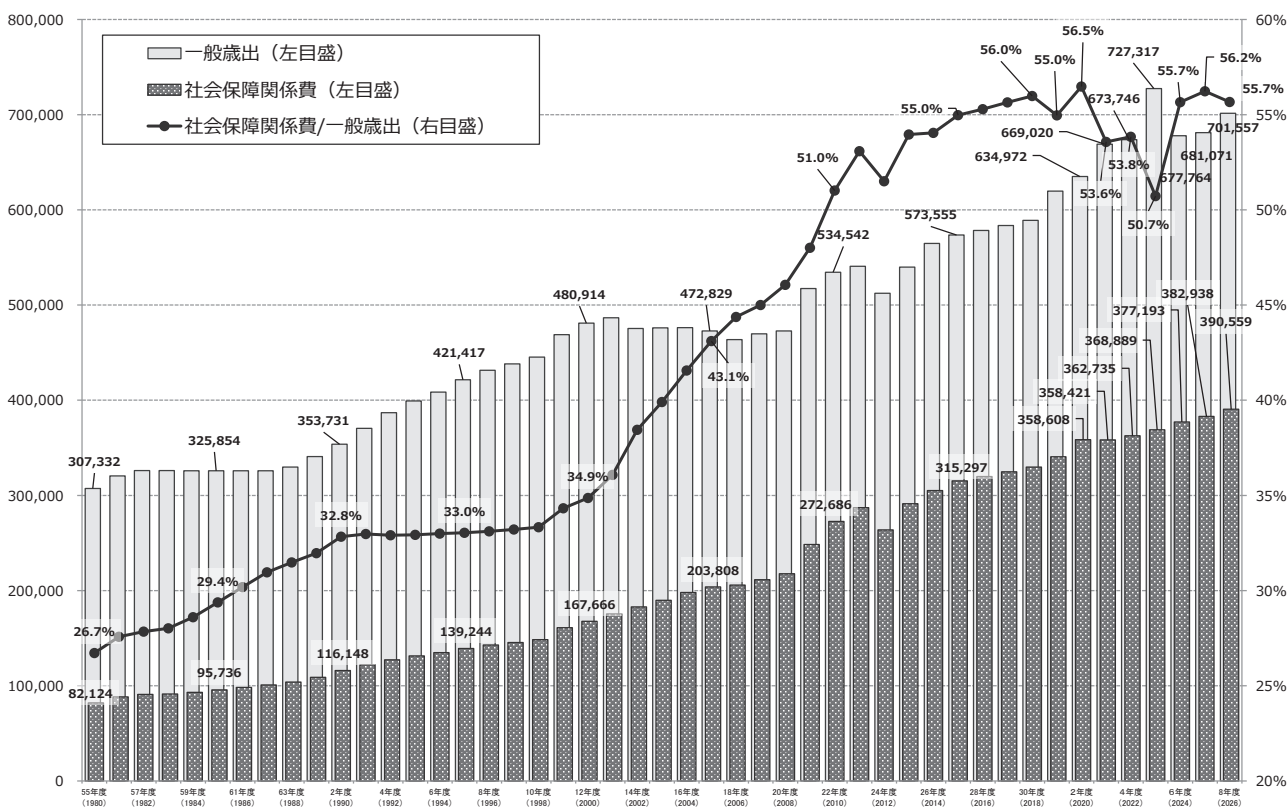
## オ 女性の健康総合センターの体制強化

28億円（7年度：22億円）

- 女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信、女性の体とこころのケアなどの支援を行うため、国立成育医療研究センターに設置された女性の健康総合センターの体制を強化。

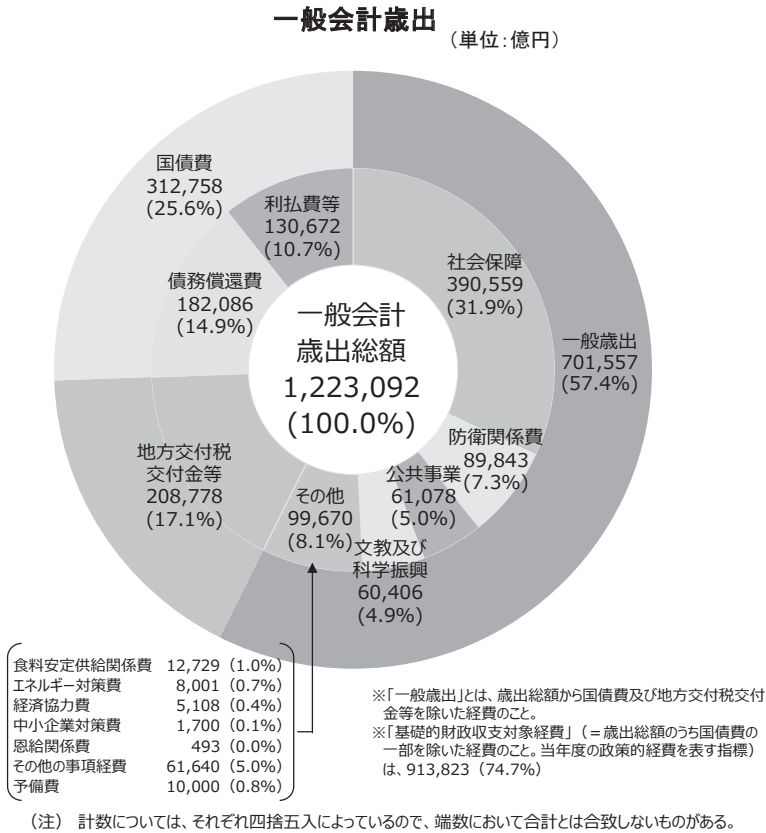
資料1 一般歳出及び社会保障関係費の推移

（単位：億円）



(注1) 計数は、当初予算ベースであり、それぞれ四捨五入している。  
 (注2) 令和元年度、2年度の計数は、臨時・特別の措置を含んでいる。

資料2 2026年度予算について

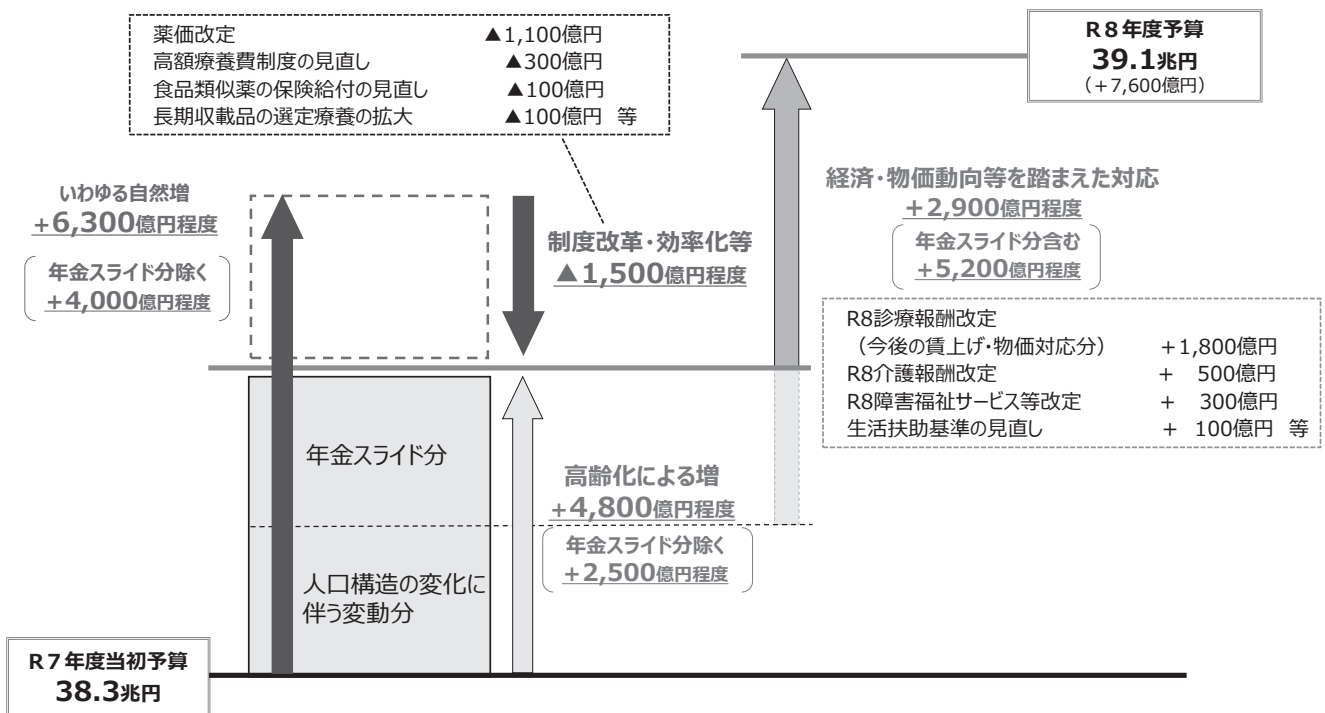


(単位:億円)

区 分	2026年度
1. 年金	139,012
(1) 厚生年金	111,435
(2) 国民年金	22,009
(3) その他	5,568
2. 医療	128,489
(1) 国民健康保険	31,038
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険	12,096
(3) 後期高齢者医療給付費負担金等	62,431
(4) 医療扶助費等負担金	14,390
(5) その他	8,533
3. 介護	37,901
(1) 給付費負担金等	32,171
(2) 2号保険料国庫負担	2,427
(3) その他	3,303
4. 少子化対策・子育て	43,661
(1) 児童手当・児童扶養手当	11,669
(2) 子どものための教育・保育給付等	15,275
(3) 高等教育の無償化	6,567
(4) 障害児福祉サービス	5,148
(5) 育児休業給付	1,112
(6) その他	3,890
5. 福祉・その他	41,496
(1) 生活扶助費等負担金	13,160
(2) 障害者福祉サービス	20,342
(3) 雇用保険	453
(4) その他	7,541
(生活保護費再掲)	28,464
合 計	390,559

資料3 令和8年度社会保障関係費の全体像

○ R8年度の社会保障関係費は、前年度(38.3兆円)から+7,600億円の39.1兆円。骨太2025を踏まえて、これまでの歳出改革努力を継続し、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめた上で、経済・物価動向等を踏まえた対応による増加分を加算。



資料4 令和8年度診療報酬改定等について

診療報酬	
<b>改定率</b>	<b>+ 3.09%</b> ※ 令和8年度+2.41%、令和9年度+3.77% (令和8年度予算額：国費2,348億円)
① <b>令和8・9年度の賃上げ対応★</b>	<b>+ 1.70%</b> ※ 令和8年度+1.23%、令和9年度+2.18% ✓ 医療従事者のペーパー3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）の賃上げを実現する措置。医療現場における一定の生産性向上等も想定 ✓ 賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い医療関係職種での賃上げを確実にするための賃上げ対応拡充時の特例的な措置を実施
② <b>令和8・9年度の物価対応★</b>	<b>+ 0.76%</b> ※ 令和8年度+0.55%、令和9年度+0.97% ✓ 令和8年度以降の物価上昇に対応するため、医療機関の施設類型ごとの費用構造に応じて、きめ細やかな対応を実施。 ✓ 物価対応本格導入時の特例的な対応として高度機能医療を担う病院（大学病院を含む）向けの措置を実施。
③ <b>食費・光熱水費分</b>	<b>+ 0.09%</b>
④ <b>その他</b>	
・ <b>令和6年度改定以降の経営悪化への緊急対応分★</b>	<b>+ 0.44%</b>
・ <b>その他</b>	<b>+ 0.25%</b>
	各科改定率 内科 +0.28%、歯科 +0.31%、調剤 +0.08%
⑤ <b>効率化・適正化</b>	<b>▲ 0.15%</b> ✓ 後発医薬品への置換えの進展を踏まえた対応、適切な在宅医療の推進のための対応、調剤報酬の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化など ※ ★の項目については、施設類型ごとのメリハリある配分をはっきりとわかる形で実現 ※ 実際の物価等が見通しから大きく変動し、医療機関等の経営に支障が生じた場合には令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う

薬価等	
<b>改定率</b>	<b>▲ 0.87%</b> (令和8年度予算額：国費▲1,063億円)
① <b>薬価</b>	<b>▲ 0.86%</b> (国費▲1,052億円) ✓ 創薬イノベーションや医薬品の安定供給の確保を図りつつ、市場の実勢価格に応じた適正化を実施
② <b>材料価格</b>	<b>▲ 0.01%</b> (国費▲ 11億円)
介護報酬改定	
<b>改定率</b>	<b>+ 2.03%</b> (令和8年度予算額：国費518億円)
・ <b>介護分野の職員の処遇改善</b>	<b>+ 1.95%</b> ✓ 介護従事者を対象に幅広く1.0万円賃上げを実現する措置 ✓ 協働化等に取り組む事業者の介護職員を対象に0.7万円上乘せ措置（定期昇給込みで最大月1.9万円の賃上げが実現）
・ <b>食費の基準費用額の引上げ</b>	<b>+ 0.09%</b>
障害福祉サービス等報酬改定	
<b>改定率</b>	<b>+ 1.84%</b> (令和8年度予算額：国費313億円)
✓ 障害福祉従事者を対象に幅広く1.0万円賃上げを実現する措置 ✓ 協働化等に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に0.3万円上乘せ措置（定期昇給込みで最大月1.9万円の賃上げが実現）	

資料5 保険料負担抑制に向けた社会保障制度改革の全体像

### OTC類似薬等の薬剤給付の在り方の見直し

以下の4本柱パッケージで薬剤給付の在り方を見直し

**(1) OTC類似薬を含めた薬剤自己負担の見直し (R9.3~)**  
趣旨：  
① OTC医薬品で対応している患者との公平性の確保  
② 現役世代を中心とした**保険料負担の抑制**

**見直し内容：**  
OTC類似薬など保険給付としての必要性が相対的に低い医薬品（77成分）について、その薬剤費の4分の1相当分について、患者に「特別の料金」を求める。（法改正事項）

**(2) 食品類似薬の保険給付の見直し (R8.6~)**  
対象医薬品：6成分（6品目）栄養保持目的の食品類似薬  
見直し内容：経管栄養の場合等を除き保険給付除外

**(3) 長期収載品の選定療養の拡大 (R8.6~)**  
対象医薬品：長期収載品  
見直し内容：特別の料金を差額の1/2に引き上げ

**(4) 長期処方・リフィル処方の推進（診療報酬改定の中で対応）**  
見直し内容：長期処方・リフィル処方の院内掲示を必須要件とする医療機関を拡大

### 金融所得の反映などの応能負担の徹底

・ 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しの観点から、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現するための第一歩として、まずは**後期高齢者医療制度の窓口負担割合や保険料等への金融所得（上場株式の配当所得等）の反映**を実現するため、**令和8年通常国会において法案を提出**。

・ 反映による保険料の増収分による**高齢者間における負担の公平性の確保**や現役世代から後期高齢者への**支援金負担の軽減**の在り方について、引き続き検討。

※ 保険料賦課等における現在の課題  
・ 上場株式の配当所得等は、確定申告をしないことを選択可能。  
・ 確定申告しない場合には**所得に含まれず**、窓口負担や保険料に反映されない**不公平が存在**。

後期高齢者医療制度の財源（約20兆円）の構成

高齢者の窓口負担 約1割	公費・保険料負担 約9割
高齢者の保険料 約1割 (1.7兆円)	国・地方の公費負担 約5割(8.9兆円)
	若者世代からの支援金 (若者の保険料負担) 約4割(7.9兆円)

### 高額療養費制度の見直し

**(1) 長期療養者への配慮**  
1. 多数回該当\*の金額を据え置き。  
2. 多数回該当に該当しない方の経済的負担にも配慮する観点から**新たに年単位の上限の導入**（多数回該当限度額×12月）。

**(2) 低所得者への配慮** ※年4回以上制度を利用する者の自己負担限度額を更に軽減する仕組み  
・ 住民税非課税ラインを若干年上回る年収層である「**年収200万円未満**」の方の**多数回該当の金額を引き下げ**。

**(3) 自己負担限度額の引上げ**  
・ 1人当たり医療費の伸びを踏まえ、自己負担限度額を一定程度引上げ。その際、低所得者には配慮し、引上げ率を過去2年間の年金改定率の範囲内に留める。

**(4) 所得区分の細分化**  
・ 大括りとなっている所得区分を細分化し、所得に応じたきめ細かい仕組みとする。併せて、上記の(2)を実施。

**(5) 外来特例の見直し**  
・ 70歳以上の高齢者のみに設けられている**外来診療にかかる特例措置**について、自己負担限度額を一定程度引上げ。あわせて、従前の月額限度額×12月の年間上限を設定。

### 薬価改定

・ 創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保に十分に留意しつつ、**医薬品流通市場での実勢価格に応じた適正化**を実施する。**令和9年度の薬価改定は着実に実施**することとする。（対象品目の範囲や適用ルールについて引き続き検討。）

・ 薬価等改定率は **▲ 0.87%**

### 有料老人ホームの入居者に係る利用者負担の導入

・ ケアプラン作成を含めて利用者負担を求めている介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）等との均衡の観点から、令和10年度から、**住宅型有料老人ホームの入居者に対して利用者負担を導入**。

資料6 高額療養費制度の見直しのポイント

○ 高額療養費制度の見直しの基本的な考え方（令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会）を踏まえ、高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮した見直しを行う。

**(1) 長期療養者への配慮**

**1. 多数回該当の金額を据え置き**

－長期に継続して治療を受けられている方の経済的負担を増加させない。

**2. 「年間上限」の導入**

－多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年における以後の負担は不要となる。

**(2) 低所得者への配慮**

1. 住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「**年収200万円未満**」の方の多数回該当の金額を引き下げる。

2. 外来特例の限度額引上げの際、「**住民税非課税区分**」に外来年間上限を導入し、年間の最大自己負担額（12ヶ月最大額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。

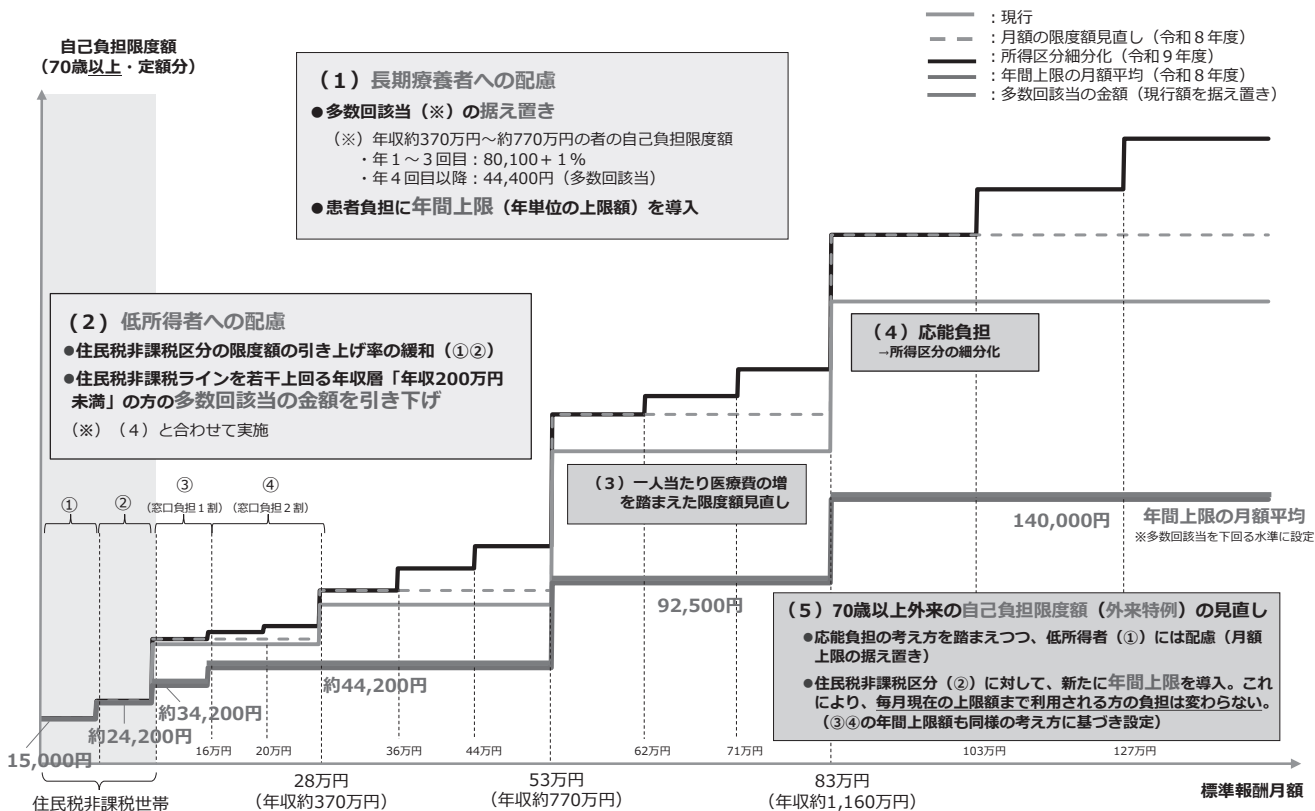
資料7 高額療養費制度の見直しについて

	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	-	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000	-	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000	-
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1% <140,100>		-
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		-
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1% <93,000>	-	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000	-	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000	-
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1% <93,000>		-
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		-
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	-	85,800 + 1% <44,400>	530,000	-	110,400 + 1% <44,400>	530,000	-
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1% <44,400>		-
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		-
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	-	36,900 <24,600>	290,000	-	36,900 <24,600>	290,000	-
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000	8,000	15,700	180,000	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

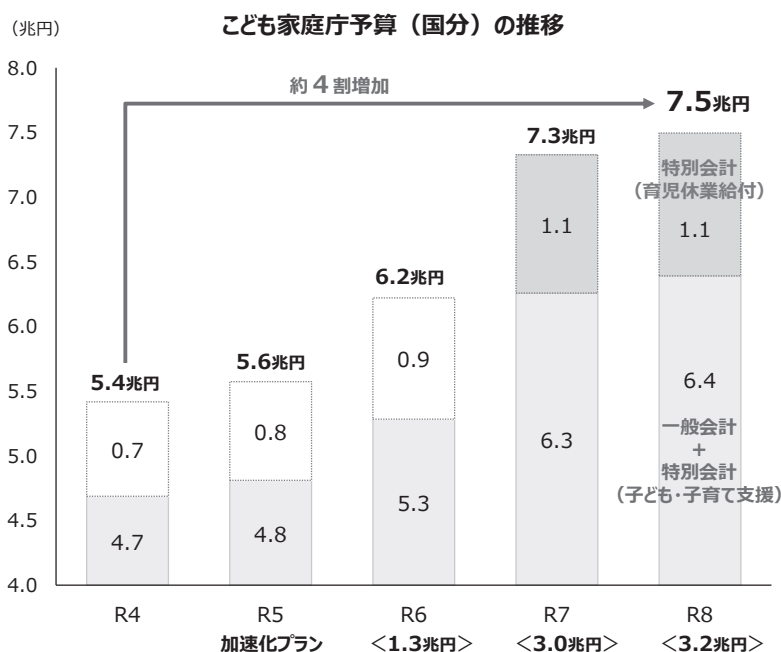
(※2) 外来特例の対象年齢については、「『強い経済』を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

資料8 高額療養費制度の見直しについて（イメージ）



資料9 こども・子育て政策の強化

少子化対策・子育て関連予算の規模は着実に増加。令和8年度予算においては、3.6兆円規模の加速化プランのうち約9割の3.2兆円が実施され、こども家庭庁予算は加速化プラン前の令和4年度予算から4割増の7.5兆円となる。



加速化プランのうち令和8年度に拡充される主な事項

- こども誰でも通園制度の全国展開 349億円  
※法律に基づく新たな給付として全ての市町村で実施
- 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置の創設 152億円  
※子が1歳になるまでを対象期間とし、この間の年金額は満額保障  
⇒上記2事業は財源として子ども・子育て支援金を活用  
※その他、児童手当、妊婦のための支援給付、育児給付の拡充に活用
- 保育士等の処遇改善 858億円  
※令和7年人事院勧告を踏まえた5.3%の引き上げ
- ひとり親・低所得世帯への支援の大幅拡充 (特に、食事支援の強化) 203億円の内数  
※こどもの食事を集中的に支援する事業を創設

その他、子育て支援の充実等

- 施設等利用給付の上限額の引上げ 37億円  
※認可外保育等の給付上限額を1割程度引上げ、保護者負担を軽減。
- 非常勤単価等の公定価格の引上げ 118億円
- こども性暴力防止法の円滑な施行 23億円  
※令和8年12月25日に施行予定

(注1) 計数は純計ベース (歳出合計額から一般会計からの繰入額を差し引いた金額)。  
 (注2) 令和4年度予算は、こども家庭庁移管分。  
 (注3) 子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付助定の計数について、令和4年度及び令和5年度の計数は、厚生労働省所管の労働保険特別会計雇用助定における育児休業給付費の歳出額。令和6年度の計数は、令和7年度及び令和8年度との比較のために組替えた後の歳出額。

# 令和8年度 農林水産関係予算について

主計局主計官 宮下 賢章

## 1. 令和8年度農林水産関係予算の 基本的考え方

### (1) 総論

我が国の農林水産業については、人口減少・高齢化による農業の担い手の急減、気候変動の影響等、食料安全保障を取り巻く情勢の変化や課題に直面している。

この点、財政制度等審議会の「令和8年度予算の編成等に関する建議」（令和7年12月。以下、「建議」という。）においても、「今後、農業従事者が急減することが見込まれており、食料安全保障を将来にわたって確保していくためにも、農業の在り方を大きく変えていかなければならない」との危機感が示され、「これからの日本の農政では、法人経営体を含めた新たな担い手の参画を促しつつ、農地の大区画・集約化、デジタル技術の活用やスマート農業の推進、単位面積当たりの収量の増加、輸出の促進などを進め、強い経営体の下で稼げる農業を創り出していくよう、政策を再構築する必要がある」との指摘がなされた。

令和8年度予算は、建議の指摘を基本的な方針としつつ、中長期的な農政の構造転換等に資する所要の予算を計上したところである。

以下、令和8年度予算編成に際しての主な課題と対応の方向性について解説する。

### (2) 農業構造転換集中対策

昨年4月に策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）では、「平時からの食料安全保障を実現する観点から・・・初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める」とされた。そして、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）では、「新たな基本法に基づく初動5年間（令和7年～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、・・・コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行う」とされた\*1。

上記を踏まえ、令和7年度補正予算及び令和8年度予算の編成に当たっては、(1) 農地の大区画化等、(2) 共同利用施設の再編・集約化、(3) スマート農業の開発・導入、(4) 輸出産地の育成の推進の4分野において、生産性や収益力の向上につながる事業に重点的に予算措置を講じることとした。

また、農業構造転換集中対策に係る当初予算の増額分については、令和8年度以降の4年間について、日本中央競馬会（JRA）の特別積立金から毎年度250億円（総額1,000億円）を国庫納付することで財源を確保することとした\*2。なお、農林水産省は、第221回国会（令和8年特別会）に国庫納付のための法案を提出した\*3。

\*1) 自民党における議論において、5年間の事業規模について、(1) 農業農村整備：おおむね8,000億円程度、(2) 共同利用施設の再編・集約化等：おおむね9,000億円程度、(3) スマート農業技術・新品種の開発・スマート農業機械等の実装：おおむね7,000億円程度、(4) 輸出産地の育成：おおむね2,000億円程度計2.5兆円程度（うち、国費はおおむね1.3兆円程度）とするとされた。

\*2) 令和8年度予算編成における大臣折衝において、財務大臣と農林水産大臣の間で、「令和8年度から令和11年度までの当初予算については、当該期間においてJRAの特別積立金から毎年度250億円（総額1,000億円）を国庫に納付することを前提とした臨時・特例の措置として、毎年度250億円を追加的に予算措置する」「当該期間が終了する令和12年度以降については、真に必要な財政需要の増加に対応するためには、制度改革により恒久的な歳入増を確保するとの考えの下、農林水産省において、今回の国庫納付に代わる安定的な財源を確保するものとし、令和12年度当初予算の編成までに、具体的な財源確保策について結論を得た上で、追加的な予算措置を検討する」と合意された。

\*3) 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法（令和8年法律第10号）。

## 資料1 「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月閣議決定)の抜粋

【食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定)抄】(抜粋)

今回策定する食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、その計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとする。

## 資料2 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)の抜粋

【経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月閣議決定)】(抜粋)

## 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

## (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法に基づく初動5年間(令和7～11年度)の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。(略)

## (3) 米価高騰を踏まえた対応

一昨年来、米が品薄になる中で、産地における集荷競争が激化し、米の価格が大きく上昇した。これに対し、農林水産省は、昨年3月以降、集荷業者に対して入札による政府備蓄米の売渡しを行った。さらに、昨年5月下旬以降、小売事業者等に対して随意契約による政府備蓄米の売渡しを行った。なお、今回の米価高騰について、農林水産省は、(1) インバウンド需要や精米歩留まりの悪化等を考慮せず、需給見通しを誤ったこと、(2) 結果として生産量が需要量に対して不足したこと、(3) こうした実態に気づかず、備蓄米放出の判断が遅れたこと等が要因であると分析している\*4。

こうした状況の中、米の需給の安定に向けて、高温耐性品種をはじめとした種子の安定供給、米の生産コストの低減を含めた生産性向上などを図ることが喫緊の課題となった。また、米価が高止まりし、主食用米の作付けが増加する中で、日本酒の原料となる酒造好適米の作付減少が懸念された。

令和8年度予算では、こうした新しい課題に対応していくため、米の生産から消費までの各取組を総合的に支援していくという考えの下、予算措置を講じることとした。

## (4) 農地の集約化と地域計画\*5

今後、農業従事者が急減していくことが見込まれる中、農地の集約化を進めることが喫緊の課題となっている。このため、各地域の農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した「地域計画」を真に実効性のあるものにしていくことが重要である。

残念ながら、建議で指摘されたように「現時点で策定された「地域計画」のうち、約半数は現在の農地利用の状況を把握しただけにとどまるものになっており、また、約3割の農地において将来の受け手が位置付けられていない状況」となっており、各地域において早急に見直しを行うことが求められている。

令和8年度予算では、農地の集約化、地域計画の早期実現・見直しに向けて、引き続き、農地中間管理機構(農地バンク)や農業委員会による取組等に対する予算措置を講じることとした。

## 2. 令和8年度農林水産関係予算のポイント

## (1) 農林水産関係予算の全体像

令和8年度の農林水産関係予算については、上記1

\*4) 詳細については、「米の安定供給等実現関係閣僚会議」(第3回)(令和7年8月5日)資料参照。

\*5) 令和5年の「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)の改正により、市町村は、地域における関係者の話し合いを踏まえ、地域農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した「地域計画」を策定することとされている。

資料3 各ブロックにおける地域計画の策定状況

項 目		令和7年4月末時点 (確定値)
策定市町村数		1,615市町村
策定された地域計画数		18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積※		422万ha
うち	目標地図に位置付けられた 農業者の10年後の経営面積	288万ha
うち	将来の受け手が位置付けられていない農地面積	約3割 134万ha

(※) 農用地等面積には、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【地域ブロック別】将来の受け手が位置付けられていない農地面積								
北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
11.2万ha (9%)	30.3万ha (36%)	33.4万ha (49%)	6.9万ha (23%)	5.8万ha (43%)	5.1万ha (31%)	22.6万ha (60%)	18.5万ha (36%)	134万ha (32%)

(出典) 地域計画の策定状況 (令和7年4月末時点)

(注) カッコ内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合。

資料4 農林水産関係予算の推移

(単位: 億円、%)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度(概算決定)	
農 林 水 産 関 係 予 算	(▲0.8)	(0.0)	(▲0.1)	(▲0.2)	(0.4)	(0.0)	(▲1.1)	(▲0.3)	(▲0.4)	(0.0)	(0.1)		(1.1)
	23,090	23,091	23,071	23,021	23,108	23,109	22,853	22,777	22,683	22,686	22,706	22,956	250
	(0.2)	(2.6)	(1.1)	(0.4)	(1.5)	(0.3)	(▲0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(▲0.3)	<30.6>	(0.9)
公 共 事 業	6,592	6,761	6,833	6,860	6,966	6,989	6,978	6,980	6,983	6,986	6,966	7,026	60
非 公 共 事 業	(▲1.1)	(▲1.0)	(▲0.6)	(▲0.5)	(▲0.1)	(▲0.1)	(▲1.5)	(▲0.5)	(▲0.6)	(▲0.0)	(0.3)	<69.4>	(1.2)
	16,499	16,330	16,238	16,161	16,142	16,120	15,875	15,797	15,700	15,700	15,741	15,931	190
農 業 関 係 予 算	17,302	17,308	17,325	17,336	17,297	17,285	17,151	17,135	16,980	17,050	17,063	17,252	(1.1) 189
林 業 関 係 予 算	2,904	2,933	2,956	2,997	2,992	3,006	3,025	2,977	3,057	3,003	3,068	3,112	(1.4) 44
水 産 業 関 係 予 算	1,818	1,784	1,774	1,772	1,892	1,875	1,870	1,881	1,872	1,863	1,813	1,829	(0.9) 17
農山漁村地域整備交付金	1,067	1,067	1,017	917	927	943	807	784	774	770	762	762	(-) -

(注) 1. 予算額は当初予算額。上段( )書きは対前年度増▲減率、8年度の( )書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。  
 2. 元年度及び2年度予算は、上記他に「臨時・特別の措置」を活用した防災・減災、国土強靱化のための緊急対策(R1:1,207億円、R2:1,008億円)を措置している。  
 3. 3年度以降の予算は、政府情報システム予算を除いたものである。  
 4. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

の考え方に沿って、食料安全保障の強化等に関する施策を充実・強化し、特に農業構造転換集中対策に関する予算を重点的に措置するなど、所要の予算を計上した結果、総額で2兆2,956億円(対前年度+250億円)

となった。なお、令和7年度補正予算についても、上記の考え方も踏まえながら、緊要性のある事業に対して総額で9,602億円の予算を計上した。

## (2) 主な施策の概要

主な施策の概要は以下のとおり（括弧内の金額は対前年度当初予算増減額）。

### ア 食料安全保障の強化

農業構造転換集中対策として、「農地の大区画化等」「共同利用施設の再編・集約化」「スマート農業技術の開発・導入等」「輸出産地の育成」を集中的・計画的に推進。

- ・ 農地の大区画化等 166億円（+40億円）、[令和7年度補正予算] 574億円
- ・ 共同利用施設の再編・集約化 238億円（+169億円）、[令和7年度補正予算] 811億円
- ・ スマート農業技術の開発・導入等 54億円（+27億円）、[令和7年度補正予算] 897億円
- ・ 輸出産地の育成 37億円（+15億円）、[令和7年度補正予算] 129億円

水田活用の直接支払交付金について、一昨年来の米価高騰を受けて主食用米以外の作付が減少すると見込まれることに加え、畑地化の進展に伴い、令和8年産における交付対象水田が減少すること、飼料用米の一般品種の支援単価が令和6・7年度に引き続いて段階的に引き下げられること等を適切に予算額に反映。

コメ新市場開拓等促進事業については、従来の加工用米・米粉用米等に加え、一昨年来の米価高騰を受けて作付減少が懸念される酒造好適米を新たに対象に追加。

水田を畑地化して野菜や麦・大豆等の畑作物の生産に取り組む農業者を支援（畑作物の定着までの一定期間の支援や、土地改良区の地区除外決済金の支援等）。

- ・ 水田活用の直接支払交付金等 2,612億円（▲148億円）
  - うち畑地化促進助成 2億円（±0億円）
- ・ コメ新市場開拓等促進事業 140億円（+30億円）
- ・ 畑作等促進整備事業 29億円（+7億円）
- ・ 畑地化促進事業 [令和7年度補正予算] 195億円
- ・ 畑作物産地形成促進事業 [令和7年度補正予算] 135億円

- ・ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 [令和7年度補正予算] 58億円

米の需給及び価格の安定に向けて、安定的な種子の生産・供給体制の構築、節水型乾田直播などの低コスト生産技術の確立、米・米加工品の輸出拡大推進など、生産から消費までの各取組を総合的に支援。

- ・ 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 15億円（皆増）
  - うち持続的種子生産総合対策事業 2億円（皆増）
  - うち生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業 6億円（皆増）
  - うち米・米加工品輸出拡大推進事業 2億円（皆増）
- ・ 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 [令和7年度補正予算] 24億円
  - うち米粉需要創出・利用促進対策事業 [令和7年度補正予算] 20億円
  - うち米流通効率化支援事業 [令和7年度補正予算] 2億円

農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を達成するため、農業構造転換集中対策として、認定品目団体・ジェトロ・JFOODOが連携して行う新市場の開拓、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組等を行うことで、輸出産地の育成を支援するほか、輸出先国の規制への対応や知的財産の保護を推進。

- ・ 農林水産物輸出の拡大に向けた支援 140億円（+17億円）

畜産・酪農の生産基盤の維持・強化を図り、安定的な供給を確保するため、農業構造転換集中対策として食肉処理施設等の再編集約・合理化に取り組むほか、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理や温室効果ガス排出削減に係る取組を推進。

- ・ 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 17億円（+5億円）、[令和7年度補正予算] 167億円

- ・ 持続可能性配慮型畜産推進事業 0.6億円 (+0億円)

持続的な食料の供給が可能となるよう、合理的な価格の形成に向けて、コスト構造や取引価格の調査、消費者等の理解醸成、フードGメン活動を推進。

- ・ 適正取引推進・消費者理解醸成対策事業等 2億円 (+1億円)、[令和7年度補正予算] 4億円

自然災害や高温等の環境が変化する中で安定的な食料生産を可能とするとともに、我が国の食の稼ぐ力を高めるため、植物工場や陸上養殖施設の整備、フードテックを活用したビジネスモデルの実証・実装等を支援。

- ・ フードテックへの投資促進 122億円の内数 (▲9億円)、[令和7年度補正予算] 168億円の内数

## イ 環境と調和のとれた食料システム

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、有機農業をはじめとする環境負荷低減の取組や都道府県等のサポート体制づくり・活動を支援。

- ・ みどりの食料システム戦略推進総合対策 6億円 (▲0億円)、[令和7年度補正予算] 40億円
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金 28億円 (±0億円)

## ウ 農業の持続的な発展

農業構造転換集中対策として、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援するとともに、担い手・サービス事業者の農業機械の導入や、産地におけるスマート農業技術を活用した農業機械の導入・栽培体系の転換を支援。

- ・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 217億円 (+137億円)、[令和7年度補正予算] 617億円
- ・ 地域農業構造転換支援対策 29億円 (+15億円)、[令和7年度補正予算] 129億円
- ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 25億円 (+25億円)、[令和7年度補正予算] 157億円

生産性・収益性等の向上やスマート農業の導入に向けて、農業構造転換集中対策として農地の大区画化等を推進すべく、基盤整備を進めるとともに、国土強靱化のための農業水利施設の更新・長寿命化等を支援。

- ・ 農業農村整備事業関係 4,504億円 (+40億円)、[令和7年度補正予算] 2,439億円

農業者の急減が想定される中で、これからの農業を担う人材を確保していくため、就農にあたっての資金交付や初期投資支援、地域における新規就農者の誘致や就労条件等の労働環境の整備等を支援。

- ・ 新規就農者育成総合対策等 114億円 (+7億円)
- ・ 雇用就農総合対策等 31億円 (▲2億円)
- ・ 新規就農者確保緊急円滑化対策 [令和7年度補正予算] 54億円
- ・ 雇用就農緊急対策 [令和7年度補正予算] 13億円

将来像が明確化された地域計画の早期実現に向けて、農地の集約化を加速するため、農地中間管理機構(農地バンク)の事業運営、農業委員会における農地の出し手・受け手の意向確認などの取組を支援。

- ・ 農地中間管理機構事業 46億円 (+4億円)
- ・ 農地利用最適化推進事業等 128億円 (+6億円)
- ・ 農地集約化促進事業 [令和7年度補正予算] 80億円

食品の安全や食料の安定供給等の確保に向けて、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進の観点も含め、鳥インフルエンザや豚熱等の家畜の伝染病や農作物に対する病害虫の発生予防・まん延防止等に資する取組を支援。

- ・ 消費・安全対策交付金 19億円 (±0億円)

## エ 農村の振興

高齢化や人口減少による中山間地域等の機能低下、荒廃農地の増大、鳥獣被害の発生等の課題に対応するため、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維

持、農山漁村の活性化・自立化、鳥獣被害の防止に資する取組等を支援。

- ・ 農山漁村振興交付金 70億円（▲3億円）、[令和7年度補正予算] 30億円（関連予算含む）
- ・ 鳥獣被害防止対策 99億円（±0億円）、[令和7年度補正予算] 68億円

### オ 力強い林業の推進

力強い林業の実現に向け、森林資源の循環利用と適正な管理を推進するとともに、森林の集積・集約化の推進、木材等の付加価値向上・需要拡大や花粉症対策等を支援。

- ・ 森林整備事業 1,271億円（+16億円）
- ・ 治山事業 628億円（+3億円）
- ・ 森林集約・循環成長対策 80億円（+10億円）
- ・ 林業・木材産業国際競争力強化総合対策 [令和7年度補正予算] 450億円
- ・ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 [令和7年度補正予算] 56億円

### カ 水産業の強靱化

水産業の強靱化を図るため、激変する海洋環境に対応した資源調査・評価の推進、新たな操業体制の構築や資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を支援。

- ・ 水産資源調査・評価推進事業 87億円（+8億円）
- ・ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 30億円（±0億円）
- ・ 漁業収入安定対策事業 160億円（±0億円）、[令和7年度補正予算] 183億円
- ・ 資源調査・管理体制構築事業 [令和7年度補正予算] 11億円
- ・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 [令和7年度補正予算] 95億円
- ・ 漁業構造改革総合対策事業 [令和7年度補正予算] 65億円

# 令和8年度 国土交通省・公共事業関係予算について

主計局主計官 山川 清徳

## 1. 基本的考え方

令和8年度の国土交通省・公共事業関係予算については、主に以下の考え方により、編成を行った。

### (1) 防災・減災、国土強靱化の推進

- 公共事業関係費は、ICT技術等による生産性向上・効率化等も勘案しつつ、労務費や資材価格の上昇等の影響を踏まえて、6兆1,078億円（対前年度+220億円）に増額。
  - この予算も活用し、
    - 埼玉県八潮市における道路陥没事故の教訓を踏まえた取組（例：上下水道管路の更新・リダンダンシー確保）
    - 規制・誘導手法の活用などソフト対策との一体的取組（例：災害の危険性の高い地域への住宅支援の見直し）
    - 新技術の開発・普及（例：線状降水帯・台風等の予測精度向上等に資する研究）
- などにより、防災・減災、国土強靱化を推進。

### (2) 持続的な成長力強化・生産性向上、地方の生活等の安定に向けた取組

- インフラ整備等を通じた成長力強化等のため、海上輸送基盤や空港機能の強化などを推進。

### (3) 担い手確保・処遇改善等への対応

- 建設業の生産性向上や海運・航空業務に係る人材の確保等に向けた取組を推進。

### (4) 外国人関連施策

- 国際観光旅客税を引き上げ、オーバーツーリズム対策や日本人旅行者の安全安心な海外旅行環境の整備などを強化。

### (5) 国民の安全・安心の確保

- 「海上保安能力強化に関する方針」を踏まえ、無操縦者航空機5機や中型ジェット機1機の増強整備、勤務環境改善に資する宿舍整備をはじめ海上保安庁予算・定員を大幅拡充。

## 2. 総額の水準

令和8年度の一般会計予算の公共事業関係費は、前年度比+220億円（+0.4%）の6兆1,078億円としている。

国土交通省関係予算については、前年度比+1,221億円（+2.1%）の6兆749億円としている。

《公共事業関係費》

	7年度	8年度	7'→8'増減
公共事業関係費	60,858	61,078	+220（+0.4%）

《国土交通省関係予算》

	7年度	8年度	7'→8'増減
国土交通省関係 計	59,528	60,749	+1,221（+2.1%）
公共事業関係費	52,753	52,950	+198（+0.4%）
非公共予算	6,775	7,798	+1,023（+15.1%）

※地域計上分を含む。

※国際観光旅客税（令和8年度税収1,300億円）関連施策のうち国土交通省予算に計上される1,242億円（令和7年度441億円）を含む。

※本表のほか、デジタル庁一括計上分として、令和8年度334億円があり、これを含めた場合の合計額は、61,093億円（対前年度+2.1%）である。また、別途、委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費がある。

## 3. 主な施策の概要

令和8年度の国土交通省予算において重点的に措置している主な施策は以下のとおりである。

※以下、計数は令和7年度当初予算⇒令和8年度予算

**(1) 防災・減災、国土強靱化の推進****ア. 防災・減災、国土強靱化対策の推進**

(ア) 埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた

上下水道管路の更新・リダンダンシー確保

重要水道管路更新事業、水道施設リダンダンシー強化事業

20億円(皆増)

重要下水道管路更新事業、下水道施設リダンダンシー強化事業

300億円(皆増)

緊急輸送道路下などの重要管路の更新や、災害・事故後に迅速に機能確保することが容易でない重要管路の複線化等を重点支援するため、個別補助事業を創設。

(イ) 渇水に対する備え

a. ダムの異常堆砂排除に係る見直しについて

大出水によるダムの異常堆砂について、水道容量部分の土砂掘削を新たに対象とすることで渇水リスクを軽減。

b. 既存ダム等の有効活用による渇水リスク低下に向けた検討等

0.08億円⇒0.14億円(+0.06億円、+75.6%)

(参考) 令和7年度補正予算 0.38億円

令和7年夏渇水や気候変動を踏まえた危機的渇水への対応策として、既存ダム等の有効活用による渇水リスク低下に向けた検討やリアルタイムでの情報提供が可能なダッシュボードを構築。

(ウ) 老朽化対策の重点化

a. 道路メンテナンス補助

2,282億円⇒2,312億円(+30億円、+1.3%)

b. 河川維持修繕費等

1,354億円⇒1,358億円(+4億円、+0.3%)

今後、更に急速に経年による老朽化が進行する道路・河川管理施設について、既存ストックを最大限活用し、将来の更新費用の低減を図るため、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組による広域・他分野連携等を推進するとともに、これまで支援が届きにくかった施設も補助対象とするなど、事後保全から予防保全への移行に向けた老朽化対策を重点的に実施。

**イ. 防災・減災効果を効率的に高める取組み**

(ア) 災害の危険性の高い地域への住宅支援の見直し

災害リスクエリアへの住宅立地を抑制するため、災害イエローゾーン(浸水想定高さ3m以上の区域等)かつ災害危険区域の地域等は、新築・建替支援の対象から除外。

(イ) 広域的な立地適正化の推進

立地適正化計画の実効性を一層高めていくため、都道府県が関与する広域的な立地適正化の方針を作成した場合について、都市構造再編集集中支援事業等の支援対象に追加。

(ウ) 上下水道事業の広域化、人口規模に応じた分散型システムの早期導入

40億円⇒57億円(+17億円、+42.8%)

広域化に伴う運営基盤強化に必要な施設の整備等を補助。また、DX技術活用による従賃料金制度の運用改善効果や課題等を検討するための調査・実証研究を実施。

分散型システム(給水車による運搬送水等)の早期導入のために必要な計画策定や施設の整備等に対して補助。

(エ) 線状降水帯・台風等の予測精度向上等に向けた取組の強化等

558億円⇒573億円(+14億円、+2.6%)

将来的なダムの事前放流の開始時期の前倒しにもつながるよう、線状降水帯・台風等の予測精度を飛躍的に向上させる、大気の3次元観測機能など最新技術を導入した次期静止気象衛星の整備等を実施。

(オ) 土地利用規制等(特定都市河川制度の活用)と組み合わせた治水対策

48億円⇒49億円(+1億円、+2.6%)

流域治水の取組を加速させるため、これまでのハード・ソフト支援に加え、特定都市河川制度に基づく貯留機能保全区域の指定等に必要の関係者との合意形成を促進する取組(※)を支援。

※貯留機能保全区域の理解増進のための啓発活動や塵芥流入を抑制するための初期投資等。

(カ) 地方整備局等の執行体制の強化

23,951人⇒24,029人(+78人)

豪雨や地震等の災害発生時におけるTEC-FORCEの被災地への迅速な派遣、新技術を活用した応急復旧や技術支援、地方公共団体・民間・学識者など関

係者と連携した災害対応を円滑に実施するため、地方整備局等の人員を7年連続で増強し体制強化を加速。

## (2) 持続的な成長力強化・生産性向上、地方の生活等の安定に向けた取組

### ア. 経済・生活を支える海上輸送の基盤（港湾・造船）強化

753億円 ⇒ 785億円（+32億円、+4.2%）

（参考）令和7年度補正予算 1,203億円

国際基幹航路の維持・拡大や海運へのモーダルシフト等を促進することで、我が国の経済・生活を支える海上輸送の国際競争力の強化や安定化を図るため、

- a. 船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備、AIの活用等による港湾業務の高度化等により国際競争力強化を図るとともに、
- b. 新規就航需要等に対応した内航フェリー・RORO船ターミナルの整備、ターミナルにおける生産性向上のためのシャーシ・コンテナ位置管理等の高度化を促進

我が国造船業の再生のため、造船業再生基金を活用した造船能力の抜本的向上に必要な設備投資・研究開発とともに、造船分野の国際連携に向けた調査等を支援。

### イ. インバウンド増加に対応した空港機能の抜本的強化等

#### （ア）我が国への円滑な旅客受入れの推進

17億円 ⇒ 79億円（+61億円、+351.4%）

【国際観光旅客税財源】

今後、インバウンド需要が増大していく中においても、地方空港を含め、空港関係者が一丸となってストレスフリーで快適な旅行環境を実現できるよう、チェックインの自動化等による搭乗関連手続きの円滑化、空港ビル施設の配置適正化による旅客導線の合理化・高度化、旅行者受入等のボトルネックとなり得る空港アクセスの改善、グランドハンドリング業務の生産性向上に必要な自動航空機牽引機の導入等を支援。

#### （イ）空港の国際競争力の強化

888億円 ⇒ 914億円（+26億円、+2.9%）

【自動車安全特別会計（空港整備勘定）】

羽田空港において、京急空港線引上線やJR東日本羽田空港アクセス線等の整備を引き続き実施する

ほか、中部空港の現滑走路の大規模補修に向けた代替滑走路の整備等を実施。

### ウ. 整備新幹線の着実な整備

#### （ア）整備新幹線

804億円 ⇒ 804億円（±0億円、+0.0%）

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）等について、整備を着実に推進。

#### （イ）北陸新幹線事業推進調査

15億円 ⇒ 15億円（±0億円、+0.0%）

北陸新幹線の施工上の課題を解決するために調査等を実施。

### エ. 都市鉄道ネットワークの充実

#### （ア）空港アクセス鉄道の整備・機能強化への支援

5億円（+5億円、皆増）

【国際観光旅客税】

インバウンド需要に伴う空港の混雑等を踏まえ、空港アクセス鉄道の輸送力増強や混雑緩和等に関する計画検討等に係る経費の補助や、利子補給等を通じて鉄道事業者が行う空港アクセス鉄道の整備・機能強化に係る支援を実施。

#### （イ）鉄道駅総合改善事業

21億円 ⇒ 19億円（▲1億円、▲6.6%）

行政事業レビューの指摘も踏まえ、大手鉄道会社による三大都市圏の駅改良については金融的手法等の活用を原則とし、駅バリアフリー改修事業については鉄道駅バリアフリー料金制度の活用を基本としつつ、地方部に重点化して駅施設の整備に必要な支援を実施。

### オ. 地域公共交通の維持・確保

209億円 ⇒ 212億円（+3億円、+1.6%）

※国際観光旅客税を含む。

（参考）令和7年度補正予算 352億円

地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために必要な支援を実施。

### カ. DXの推進、サイバーセキュリティの強化等

1億円 ⇒ 3億円（+2億円、+107.5%）

（参考）令和7年度補正予算 24億円

働き方改革や、国土交通分野における行政情報のデータ化・活用などのDXを推進するとともに、所管事業者を含めたサイバーセキュリティの確保・強化を実施。

### (3) 担い手確保・処遇改善等への対応

#### ア. 建設業の生産性向上

3億円 ⇒ 3億円 (+0億円、+1.7%)

中長期的な視野に立脚した建設業行政検討に向け、生産性向上策の調査や、「技術と経営に優れた企業」を適切に評価するための経営事項審査等の企業評価の見直し検討等を実施。

「労務費に関する基準」について、基準の実効性確保策及び、基準の改定・精微化等に向けた調査・検討を実施。また、女性技術者・技能者が働きやすいよう配慮された事例の調査や手引きの作成等を実施。

#### イ. 海運・航空業務に係る人材の確保

##### (ア) 空港業務（グラウンドハンドリング・保安業務等）

に係る人材の確保

1億円 ⇒ 1億円 (+0.3億円、+55.9%)

今後のインバウンド増加も見据えた空港業務を担う人材の確保のため、空港単位での合同就職説明会、航空整備士の確保に向けた広報活動等や、空港業務人材の教育訓練等を支援。

##### (イ) 我が国海運を担う船員の確保

1億円 ⇒ 1億円 (+0億円、+3.7%)

安定的な海上輸送の実現に必要な船員の確保のため、船員の計画的な確保・育成を行う事業者への支援や、短期での船員養成に必要な社船実習に協力する事業者への支援、国際的な規制強化に対応した船員の実技講習の受講環境整備等を実施。

#### ウ. 官庁営繕

179億円 ⇒ 185億円 (+6億円、+3.3%)

(参考) 令和7年度補正予算 117億円

防災拠点となる官庁施設（合同庁舎等）の防災機能を強化し、長く安全に利用するため、危険箇所の解消などの老朽化対策等を実施。

### (4) 外国人関連施策

#### ア. 国際観光旅客税の引上げとオーバーツーリズム対策等

579億円 ⇒ 1,383億円 (+804億円、+138.8%)

うち国際観光旅客税 490億円 ⇒ 1,300億円

(+810億円、+165.3%)

国際観光旅客税を引き上げ、オーバーツーリズム対策や世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充、出入国手続等の高度化、日本人旅行者の安全安心な海外旅行環境の整備などを実施。

#### イ. 外国人等を含む不動産取引の動向把握等の強化

2億円の内数 ⇒ 2億円の内数

(参考) 令和7年度補正予算 1.4億円

国土利用計画法に基づく大規模な土地取引に係る届出のデータを元に、全国の土地取引状況を把握するなど、基礎情報の収集・分析を実施。

### (5) 国民の安全・安心の確保

海上保安能力の抜本的強化

2,791億円 ⇒ 2,971億円 (+180億円、+6.4%)

「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月16日関係閣僚会議決定）を踏まえ、尖閣領海警備能力や広域海洋監視能力、大規模災害等の重大事案への対処能力の強化など、海上保安能力の強化を推進。

a. 広域海洋監視能力や大規模災害等の重大事案への対処能力などの強化

(a) 無操縦者航空機5機の増強整備

(b) 中型ジェット機1機の増強整備 等

b. 業務基盤の整備

(a) 宿舍整備

(b) 能力強化に必要な定員など、67人の純増 等

# 令和8年度 防衛関係予算について

主計局主計官 馬場 啓明

## 1. 令和8年度防衛関係予算の全体像

令和8年度の防衛関係予算は、令和4年（2022年）12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「防衛力整備計画」等を踏まえて編成を行った結果、全体で9兆353億円（対前年度比+3.8%）を計上している\*1。このうち、SACO関係経費\*2、米軍再編関係経費\*3を除く防衛力整備計画対象経費については、8兆8,093億円（対前年度比+3.9%）を措置している。（図表1：防衛関係予算の推移）

また、新規契約額については、8兆8,459億円（対前年度比+0.6%）を計上しており、このうち防衛力整備計画対象経費については、8兆2,607億円（対前年度比▲2.0%）を措置している。（図表2：新規契約額の推移）

## 2. 令和8年度予算における主要事業

令和8年度予算は、防衛力の整備等に必要となる事業を着実に推進しているところ、その主な内容は以下のとおりである。\*4

### （1）防衛力整備計画対象経費

#### ア スタンド・オフ防衛能力

- 我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して、対空ミサイル等の脅威圏外から対処するスタンド・

オフ防衛能力を抜本的に強化するため、極超音速誘導弾及び地上装置等の取得等（1,927億円、うち初度費1,626億円）、潜水艦発射型誘導弾の取得（160億円）、12式地对艦誘導弾能力向上型（艦発型）の取得（357億円）、JSM（空対艦ミサイル）（36億円）及びJASSM（空対地ミサイル）（17億円）の取得等を実施。

#### イ 統合防空ミサイル防衛能力

- イージス・システム搭載艦の整備に伴い、各種試験の準備等（797億円）を実施。
- 弾道ミサイル、巡航ミサイル、極超音速滑空兵器等の迎撃能力を強化するため、SM-3ブロックII A（弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル）（723億円）、SM-6（長距離艦対空ミサイル）（107億円）を取得。
- 弾道ミサイル等への対処能力を向上させるため、ペトリオット・システムの改修（77億円、うち初度費72億円）を開始。
- 警戒管制能力の強化のため、次世代JADGE（仮称）の整備（547億円）を実施。

#### ウ 無人アセット防衛能力

- 安価かつ大量のUAV・USV・UUVを活用し、これらの組み合わせによる多層的沿岸防衛体制（SHIELD）の構築（1,001億円）。
- 情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング機能の強化のため、UAV（広域用）の取得（111億円）

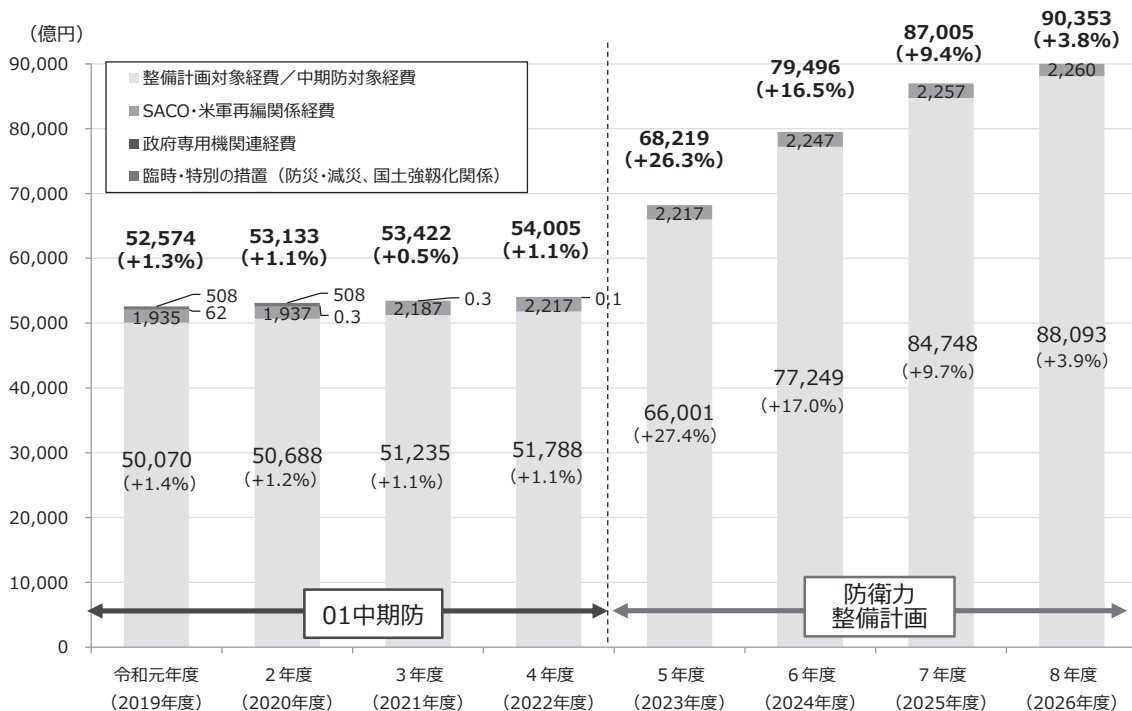
\*1) 防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁に計上する510億円を含む。

\*2) SACO関係経費とは、沖縄に関する特別行動委員会（SACO：Special Action Committee on Okinawa）最終報告（平成8年12月2日）に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費を指す。

\*3) 米軍再編関係経費とは、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（平成22年5月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち、地元負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費を指す。

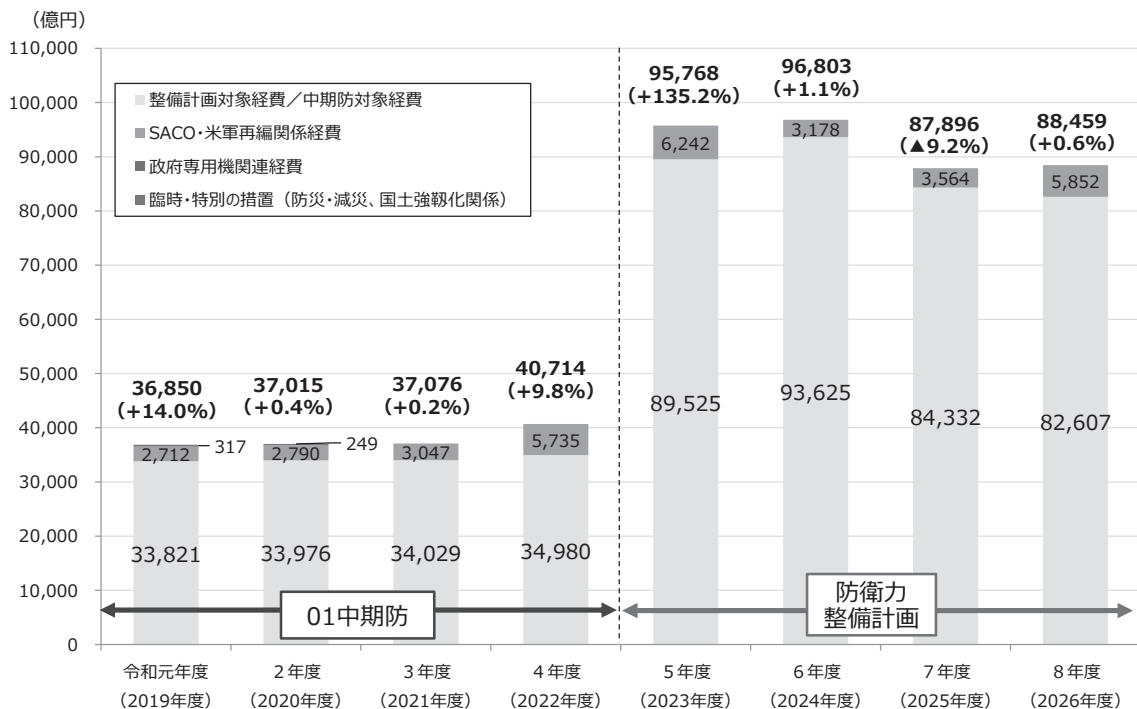
\*4) 予算額は「（2）米軍再編、基地対策等の推進」を除き契約額ベース。なお、明示されているものを除き、初度費（専用治工具費や初度設計費等）は含まない。

図表1 防衛関係予算の推移



(注1) 当初予算ベース  
 (注2) ( )内は対前年度比  
 (注3) 令和元年度及び2年度は、消費税影響分を含む。  
 (注4) 令和3年度は187億円、令和4年度は318億円、令和5年度は339億円、令和6年度は324億円、令和7年度は314億円、令和8年度は510億円のデジタル庁計上分を含む。令和8年度のデジタル庁計上分を除いた防衛省所管の防衛関係費は、8兆9,843億円。

図表2 新規契約額の推移



(注1) 当初予算ベース  
 (注2) ( )内は対前年度比  
 (注3) 令和3年度は266億円、令和4年度は308億円、令和5年度は491億円、令和6年度は365億円、令和7年度は714億円、令和8年度は336億円のデジタル庁計上分を含む。令和8年度のデジタル庁計上分を除いた防衛省所管の防衛関係費に係る新規契約額は、8兆8,123億円。  
 (注4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費として、令和元年度は317億円、令和2年度は249億円。

及び滞空型UAV「MQ-9B（シーガーディアン）」の取得等（765億円）を実施。

## エ 領域横断作戦能力

### 【宇宙領域における能力強化】

- 現在運用中のXバンド防衛通信衛星（きらめき1号）の後継機として、抗たん性や通信能力等が向上された次期防衛通信衛星を整備するとともに、令和7年度から製造を開始する現防衛通信衛星（きらめき2号）の後継機の打上げに向けて地上器材等の整備（882億円）を実施。

### 【サイバー領域における能力強化】

- サイバー攻撃等対処に係る状況把握・対処等をより迅速かつ的確に行うため、AIを活用した支援システムの整備（39億円）を実施。

### 【電磁波領域における能力強化】

- 相手の通信機器やレーダーが発する電波を妨害し、相手の通信や索敵などの能力を低減または無効化する能力を強化するため、24式対空電子戦装置（2式：52億円）の取得。
- 電子妨害や電子防護に必要となる、電磁波に関する情報を収集する能力を強化するため、電波情報収集機RC-2（1機：503億円）を取得。

### 【陸海空領域における能力】

- 機動的に侵攻部隊対処を行うため、ベース車体を用いた共通戦術装輪車として24式機動120mm迫撃砲（8両：95億円）、25式偵察警戒車（18両：276億円）を取得。
- 対潜戦能力の強化等各種海上作戦能力が向上した新型のFFM（護衛艦）（1隻：1,043億円）、探知能力等が向上した潜水艦「たいげい」型潜水艦の10番艦を建造（1隻：1,208億円）。また、水中、水上目標の探知・識別能力等を強化した能力向上型P-1（1機：460億円）や搭載システム等の能力及び飛行性能を向上させた回転翼哨戒機（SH-60L）（3機：430億円）を取得。

- 我が国の航空戦力の質・量をさらに洗練・強化するため、戦闘機F-35A（8機：1,493億円）・戦闘機F-35B（3機：725億円）を取得するほか、戦闘機F-2の能力向上（9機：97億円）を引き続き推進。

## オ 機動展開能力・国民保護

- 南西地域等の広大な空域において戦闘機等が粘り強く戦闘を継続するために必要な空中給油・輸送機（KC-46A）（2機：877億円）を取得するとともに、南西地域の島嶼部へ部隊等を輸送する海上輸送力を補完するため、補給品等（コンテナ）の輸送に特化した民間船舶（2隻：110億円）を確保（PFI方式）。

## カ 持続性・強靱性

### 【各種弾薬の整備】

- 継続的な部隊運用に必要な各種弾薬を確保（9,075億円）。

### 【装備品等の維持整備】

- 装備品の可動数向上や安定的かつ計画的な取得を行うために必要となる品質の検証などを含む、3Dプリンタの活用に関する調査等を実施（3億円）。

### 【施設の強靱化】

- 自衛隊施設について、既存施設の更新（4,368億円）、主要司令部等の地下化（231億円）、火薬庫の整備（672億円）、部隊新編及び新規装備品導入などに伴う施設整備等（3,411億円）を行うとともに、違法ドローンの探知・識別・対処を可能とする、より能力の高いドローン対処器材を整備（78億円）。

## キ 研究開発

- 防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、大学等に革新的・萌芽的な技術についての基礎研究を委託・補助する安全保障技術研究推進制度（129億円）のほか、外部の研究者等を活用し、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出していくブレークスルー研究（237億円）<sup>\*5</sup>を実施。

\*5) 評価手法を確立し、成果の見込みの薄い研究については、途中段階であっても早期に中止を判断できる仕組みを構築。

- 多様化・複雑化する経空脅威に適切に対処するため、GPI\*6の日米共同開発（528億円）や高出力マイクロ波（HPM\*7）に関する研究（13億円）を実施。
- UAVとエッジAIを搭載することにより、広大かつ悪路の多い戦場で、物資輸送、偵察、攻撃支援等を自律的に行うUGVの研究（41億円）を実施。
- 次期戦闘機に係る日英伊共同開発を推進するため、必要な資金をGCAP\*8政府間機関（GIGO\*9）に拠出する等し、機体及びエンジンの設計等を実施（1,602億円）するほか、次期戦闘機と連携する無人機の研究開発（48億円）を実施。

## ク 防衛生産基盤

- 国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点から、防衛装備品の安定的な調達に関する様々なりスクに対応した企業の体制を整備するための事業（304億円）を実施。
- 装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするを目的とし、防衛大臣の求めに応じ、企業が移転対象装備品の仕様及び性能の調整を行うために必要な資金を助成するための基金（防衛装備移転円滑化基金）に充てる補助金（400億円）を措置。

## (2) 米軍再編、基地対策等の推進

### ア 米軍再編等関連経費（2,260億円）

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県をはじめとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施。

- 米軍再編関係経費〔地元の負担軽減に資する措置〕（2,145億円）
  - ・ 普天間飛行場の移設、空母艦載機の移駐等のための事業、嘉手納以南の土地の返還等を推進。
- SACO関係経費（115億円）
  - ・ 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施。

### イ 基地対策等関連経費（5,361億円）

防衛施設と周辺地域との調和を図るため、基地周辺

対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進。

- 基地周辺対策経費（1,466億円）
  - ・ 自衛隊の行為や防衛施設の設置等により発生する障害の防止等を図るため、住宅防音や周辺環境整備を実施。
- 同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）（2,191億円）
  - ・ 特別協定等に基づき、在日米軍従業員の給与の負担、提供施設の整備、訓練資機材の調達等を実施。
- 施設の借料、補償経費等（1,705億円）
  - ・ 防衛施設用地等の借上や水面を利用して訓練を行うことによる漁業補償等を実施。

## 3. 人的基盤の強化への取組

優れた自衛官を安定的に確保するため、令和6年12月に関係閣僚会議においてとりまとめられた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、人的基盤の抜本的強化に関する予算を計上。

### (1) 自衛官の処遇改善

北方の最前線の活動拠点（道北・道東の一部）に勤務する隊員が厳しい環境下で訓練等に従事した場合に支給する手当、他国軍との共同訓練における指揮統制等に長時間従事する隊員に支給する手当の新設等（22億円）を実施。

### (2) 生活・勤務環境の改善

糧食の魅力化、隊庁舎の建替や改修、備品や日用品等の整備、停泊艦船業務の一部部外委託、臨時託児（シッターサービスの活用）の運用等（5,713億円）を実施。

### (3) 新たな生涯設計の確立

若年定年退職給付金の給付水準引上げ、65歳に至るまでの再就職支援に向けた体制の整備等（36億円）

\*6) GPI : Glide Phase Interceptor  
 \*7) HPM : High Power Microwave  
 \*8) GCAP : Global Combat Air Programme  
 \*9) GIGO : GCAP International Government Organisation

を実施。

#### (4) その他

施策の効果検証を担う人的基盤強化検証班の新設等に必要な予算を措置（44億円）。

## 4. 効率化・合理化への取組

令和8年度においては、防衛力整備を効率化・合理化を徹底することにより、▲3,734億円のコスト縮減を図ることとしている。

### (1) 装備品の計画的・安定的・効率的な取得 [縮減見込額：▲234億円]

長期契約も含めた装備品のまとめ買い等により、企業の予見可能性を向上させ、効率的な生産を促し、価格低減と取得コストの削減を実現。また、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL\*10）等を含む包括契約を拡大。

- 陸自PBLを活用した特別輸送ヘリコプター（EC-225LP）の維持整備（▲35億円）
- 海自PBLを活用した練習ヘリコプター（TH-135）の維持整備（▲27億円）

### (2) 工数・工程等の精査

[縮減見込額：▲2,954億円]

装備品等について、工数・工程等や関連経費の精査の取組を通じ、価格を低減。

### (3) 自衛隊独自仕様の絞り込み

[縮減見込額：▲3億円]

モジュール化・共通化や民生品の使用により、自衛隊独自仕様を絞り込み、取得に係る期限を短縮するとともに、ライフサイクルコストを削減。

- 陸自近距離監視装置の更新（▲1億円）

### (4) 事業に係る見直し

[縮減見込額：▲530億円]

費用対効果の低いプロジェクトを見直す他、各プロ

ジェクトのコスト管理の徹底、民間委託等による部外力の活用を拡大。

- 空自航空機隠蔽用施設の整備（▲96億円）

### (5) 装備品の運用停止・用途廃止

[縮減見込額：▲13億円]

陳腐化等により重要度の低下した装備品の運用停止、用途廃止を実施。

- 空自近代化改修に適さない戦闘機（F-15）の用途廃止（▲13億円）

## 5. 今後の課題

本年2月20日の施政方針演説において、高市総理は「国家安全保障戦略をはじめとする「三文書」の策定以降、新しい戦い方の顕在化、長期戦への備えの必要性など、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じています。我が国として、主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要です。このため、本年中に三文書を前倒しで改定します。」との方針を示した。

今後の防衛力については、本年中の三文書改定に向け、具体的かつ現実的な議論を積み上げていく必要がある。その上で、防衛力の強化のための裏付けとなる予算を確保する上で必要な財源のあり方については、こうした議論を踏まえ、財政の持続可能性にも十分配慮しながら、安定的な財源が確保されるよう必要な対応を検討していく必要がある。

また、防衛力整備にあたっては、(1) 減少が見込まれる自衛隊員数の下でも運用可能なものとなっているか、(2) 防衛産業の生産能力を踏まえた現実的なものとなっているか、(3) 装備品の陳腐化や枯渇リスクに備える観点から民生品の活用や自衛隊の独自仕様の見直しが十分に図られているか、といった観点から精査していく必要がある。

\*10) PBL：Performance Based Logistics

# 齋藤通雄氏に聞く、国債の非居住者向け税制と決済制度改革（後編）

野村資本市場研究所 研究理事 齋藤 通雄  
東京大学 特任准教授 服部 孝洋

本稿は2000年代になされた決済改革に関し、当時、財務省側からその制度改正に携わっていた齋藤通雄氏にヒアリングすることで2000年代の決済制度改革の歴史を残すことを目的としています。なお、本稿は「齋藤通雄氏に聞く、国債の非居住者向け税制と決済制度改革（前編）」の後編であるため、前編もご一読いただければ幸いです。

## 新しい振替法

**齋藤** これまでの話は全部、旧振替決済制度の時代の話です。階層構造は旧振替制度の時からあり、そうした点も含めて振替制度全体に関する規定を日銀が作っていました。日銀に昔の規定を見せてといえども見せてもらえると思います。

**服部** そのうえで、振替法の改正という流れになるわけですね。

**齋藤** 振替法の制度ができたことにより、現物債との行き来のない完全ペーパーレス化となり、マーケットで売買する人はみんな振替制度で売買をするようになりました。振替債へのシフトは税制を主たる要因として2001年までにほぼ終わっています。そこまでできている状態で、今度、その社債等振替法という新しい法律の下での振替決済制度に切り替わっていく話になっていきます。

**服部** 日銀の資料では新振替法の意義として、(1) 国債証券（券面）が不要になり、保有・決済の効率化が図れるというメリットがあること、(2) 振替決済の法律構成がより分かりやすくなるということ、(3) 当時のシステムもそのまま活用できること、という3点を挙げています\*1。

振替制度の法制度改正時、国債課にいらっしゃったと思いますが、具体的に、どういう関わり方をされて

いたのでしょうか。

**齋藤** 2001年の段階で、今の振替法の原点となるCPのペーパーレス化の取り組みがスタートします。最初にCPの振替法としてスタートする時点では、私は国債課の補佐として関わっていました。金融庁は実は最初から、CP限定ではなく、社債や国債まで含めた債券全体の振替決済の法律として作ろうとしていました。そのため、国債のパートの原案作成に私自身も関わりましたし、法制局に相談に行ったりもしていました。

2001年の夏の人事異動で私は国債課から離れるのですが、その後、CP限定でスタートしていた振替法を改正し、社債や国債に拡大するという話が出てきました。国債課を離れていたとはいえ理財局の中にいたので、振替法の対象に国債を取り込むという改正の段階で、もともとのオリジナルの法律の検討時に私が関わっていたこともあり、有識者として国債課兼務になりました。そのため、改めて振替法制化のお手伝いをしたという感じです。

**服部** CPのペーパーレス化の流れに関し、当時、国債課にいらっしゃったときは、将来国債にも議論が及ぶという観点で見ていたということでしょうか。

**齋藤** もとから金融庁はCP限定にするつもりはなく、考えられていたのは、まずはCP、社債、国債までのペーパーレス化法案でした。一方、株式はまだ先だという印象でした。株券になると、様々な株主権など論点が増えるので、株式は後回しにして、債券が最初に議論されました。しかし、債券についてはCPだけでなく、社債、国債まで一気にできると金融庁は当初考えており、そのつもりで財務省も一緒に作業していたわけです。

しかし、結局、なぜ最初はCPだけになったかという、社債の場合、社債権者集会などの論点がありま

\*1) 日本銀行（2002）「新しい法的枠組みに基づく国債振替決済制度への移行について」  
[https://www.boj.or.jp/paym/jgb\\_bes/set0206a.htm](https://www.boj.or.jp/paym/jgb_bes/set0206a.htm)

した。具体的には、帳簿上誤った記載が行われ、本来あるべき数よりも議決権の数が多くなってしまった場合にどう解決するのか、という問題です。

社債権者集会や、株式の株主権も同様ですが、制度設計上の最大の課題は、振替決済制度の中で誤記載が発生した時に、どうやってそれを解決するのかということでした。間違った記載がなされた時、例えば、本当は100しか発行していないのに、帳簿への誤記載によって権利があるとされている金額が100ではなく110になってしまった場合にどうするのかということです。もちろん、その誤記載がなぜ発生したかの経緯を解明して、110を100に戻すのが王道ですし、そうするのが原則です。

しかし、それが間に合わないタイミングで、例えば利払いの期日が到来したらどうするのか。帳簿上は、110のすべてが同じ平等な権利者として記載されているわけです。

お金の問題であれば比較的簡単です。例えば利払いなら、仕方ないので110分の利子を一旦払う。ただ、発行体には110を払う義務はないので、発行体は100を支払い、誤記載を発生させてしまった振替制度の運用側で10を補填して110とりあえず一旦払うのです。そして、この場合、誰かが不当利得を得ているので、後でその人から返してもらうという形で解決できるわけです。

しかし、社債権者集会や株主の権利の場合、例えば、本来100のはずの議決権が110ありますとなったらどうするのかというのは大きな問題です。内閣法制局での議論では、金融庁だけではなく法務省民事局も交え、有価証券法理との関係でどのように整理すべきか、毎晩深夜まで議論が続きましたが、なかなか結論は出ませんでした。

最初にCP限定で振替法がスタートした背景には、CPであればそうした議決権の問題を伴わず、誤記載があってもお金の問題だけで解決できること、そして、CPをペーパーレス化したいというニーズがマーケットサイドに強く、法整備の緊急性が高かったことがありました。その結果、議決権の問題を伴わないCPだけ、第1弾の法律として出すことになりました。それが2001年です。

国債もCPと同様に議決権の問題がないので、CPと国債の法案にする、ということも論理的にはあり得ましたし、理財局としてはそれでも良かったのですが、金融庁側が、社債抜きにするのはやめて欲しいということでした。

また、国債については、旧振替制度ですけど、振替決済制度は一応問題なく動いていて、国債の側でどうしても急いで新しい法律を作る必要性もありませんでした。

結局、第1弾はCPだけとし、議決権問題にケリがついたところで社債を法律に書き加えに行くので、その段階で国債も一緒に処理する、ということになりました。今の振替法の原点のCPペーパーレス化が2001年にスタートするとお話ししましたが、翌年2002年に、その社債・国債を対象に新たに加えるという法律改正が行われました。実際に振替法の下で社債と国債の制度運用がスタートするのは2003年からです。

**服部** CPや社債のところは全て金融庁の人がやっていたわけですね。

**齋藤** その通りです。

ここまで振替決済制度関連のいろいろな制度改正を説明してきましたが、流れは別なのですよね。もともと非居住者非課税制度、税制というものを動機として動いていた話と、様々な有価証券のペーパーレス化を促進したいという、金融庁が主として持っていた動機があります。ペーパーレス化に法務省民事局がどの程度積極的に関与していたのかはよくわかりませんが、そういう動きの中で、議決権というような問題を処理する必要もあって、振替法の中でまったく新しい権利として規定をするということになりました。

旧振替決済制度は、現物債を預けた上で一括登録するという法律構成だったわけです。しかし、新しい振替法では口座に記載されたものがすなわち権利であるという、新しい世界がそこに作られて、国債に関する法律の現物債・登録債とはまた別の第3の類型となりました。

---

## 振替制度の法的意味合い

---

**服部** さきほど実際法律を書いたという話をされましたが、このあたりの経験についてもう少しお聞きしたいです。

**齋藤** 元々はCP（短期社債）だけが対象だったものを国債・社債にまで拡大をしようという話になりました。法律の構成としては、CPや社債など、民間の経済主体が発行する有価証券に関する規定がベースとしてあり、その上で、国債については特別扱いする必要がある事柄について、国債に関する章を作って規定を



設けるという考え方で整理されています。

例えば、振替機関については、国債の場合には日銀という特殊な存在があるので、日銀を念頭に置いた規定を設けるとか、民間の債券にはないストリップス債があるので、ストリップス債のための条文があったりとか、国債だけの特別な規定が設けられています。

繰り返しのようになってしまいますが、法律的には、旧振替債が、現物があることを前提に、現物を預けて、それを階層構造の上の人に預けて、最後、日銀が一括で登録をするという立て付けになっていました。

それに対して、新しい振替法の下では、国債に限らずすべての有価証券について、帳簿にそれぞれの名義人の持ち分として書かれている金額そのものがその権利を表しているという整理に変わりました。現物債もなければ登録債もない、単にその口座管理機関で誰がいくら持っているかが書いてある帳簿管理だけという世界を作ったということです。

これが現在の「社債、株式等の振替に関する法律」ですね。2001年に成立したときには「短期社債等の振替に関する法律」です。最初は、CP（短期社債）の名前で法律が成立したわけですが、2002年に法律の名前自体も「社債等の振替に関する法律」という形で修正されました。

**服部** かなり大きな制度改革だったということですね。

**齋藤** もともと以前から社債登録制度があって、そこに登録してあればペーパーレスになっていたわけですよ。国債の登録債と同じように、社債も登録してペーパーレスの形にした上で売買もできたわけですから。そういう意味では部分的なペーパーレスはできていたわけですが、国債に限らず、有価証券を基本的に完全ペーパーレスにしましょうという改革です。

繰り返しのようになりますけど、現物債と登録債の間で行き来ができて、現物債で引き出すこともできるような世界だったものを、新しい振替法を作って、完全ペーパーレスで、もう現物は引き出せないということを前提に、その制度を作ったのです。しかもそれを、法律による新たな制度として、特定の有価証券だけではなく有価証券全体を、一つの統一した整理・考え方の下で仕組みを作りました。これは、有価証券のペーパーレス化、有価証券決済という観点で非常に大きな制度改革です。

**服部** ここまで通常の国債の話をしてきましたが、個

人向け国債も振替債でしょうか。

**齋藤** 個人向け国債も振替債です。個人向け国債は投資家間で売買できないのですが、振替決済制度の中にあります。日銀が定期的に発表している振替債の銘柄別一覧というデータを見ていただくと、個人向け10年何回債いくらとか個人向け5年何回債いくらというような形で載っています。

## 法律改正の実際

**服部** 実際に法律を作る上ではどのように進められたのでしょうか。

**齋藤** 私が関わっていた頃の立法作業でいうと、条文そのものを書くのは課長補佐プラス係長ぐらいのランクの人でした。法律となれば政治家への事前説明もありますし、当然省内の幹部まで制度面の説明をするわけですが、制度の中身を具体的な条文に落とし込むのは、補佐や係長ぐらいの仕事でした。

振替法も私が自分で原案を書きましたが、振替法の場合、技術的なことが多い点が特徴です。売る人がいた場合、口座管理機関は売り手の口座から売った分を減らす。その上で、買い手も自分の顧客であれば買い手の持ち分を増やすし、そうでなければ顧客からの預かり分が減ったことを上位の口座管理機関に伝える、といったことを規定するわけです。

このような、売買時に帳簿の記載をどのように増減させるかという一番ベースになる部分は、CPでも社債でも同じです。

一方、先ほども触れたように、国債に関する特例規定が必要になる場合もあります。例えば振替法でいうと、振替機関は基本的に株式会社という前提で法律が書いてあります。しかし、国債の振替機関である日銀は株式会社ではないので、日銀のための特例規定を書いて対応する必要があります。また、ストリップス債については、一般的な債券なら元本の持ち分を有している人に対して利子を支払うわけですが、ストリップスで元本と利子とを分けたら、帳簿上の元本保有者に利子が支払われてはまずいわけです。ストリップスの申請があった場合には、元本の部分と利子の部分の口座を切り分けて、各々の保有者を別々に記載して管理せよというようなことを全部法律の条文として書かないといけないわけです。

**服部** そもそも役人人生において、最初に法律を書かれた経験はいつでしたか。

**齋藤** 係長の時代、主計局法務課の係長だったので、法律の条文を書く作業を経験しました。

**服部** では、そういう経験もベースになっていたわけですね。先ほどの話だとすでにベースがあるため、それに修正履歴を加えていくみたいなイメージでしょうか。

**齋藤** 振替法に国債の規定を設けるところは、実は新規書き下ろしのような条文がほとんどでした。1章まるまる国債に関する特例のような部分があって、そのパーツを全部書いていくイメージです。一番原則の部分、例えば、売った人の持ち分を減らして、買った人の持ち分を増やすみたいなのは、国債であろうが何だろうが同じなので、それをもう一回繰り返して書く必要はありません。ただ、今お話ししたように、ストリップスの場合は、違う手続きが必要なので、その場合、どういうふうにするのかという条文を特例規定として記載して、それをはめこむ感じです。

**服部** 法律を理解して、現実の証券取引を理解して、それらを整合的な形で文章を加えたということですね。

**齋藤** そうです。

**服部** 少し話がそれてしまうのですが、そういう条文を書くスキルはどのようにして形成されるのでしょうか。財務省の中のトレーニングでできていくのでしょうか。

**齋藤** 国債の振替決済制度の場合には、比較的容易ともいえました。というのも、旧日銀の振決規定に、振替決済制度の下で口座を管理している人が何をすべきか細かな規定が設けられていたからです。国債の口座管理機関が行うべきことについて、旧振替決済制度の下での運用と基本的には同じようにしないと、現場の実務が混乱します。そこで、まず、日銀の振決規定がどうなっているかを読み込みました。新法の振替法の下で口座管理機関がやるべきことが基本的に同じであれば、別に国債に関する特例はいらないわけです。国債について少し違うことをやっている部分があれば、その部分を振替法に反映させるという形です。

**服部** 書いた条文を金融庁などにもチェックしてもらうんですね。

**齋藤** 金融庁にも見せますし、内閣法制局に、条文をチェックをする法律の専門家の人たちがいるので、基本はその法制局の担当者と議論をして、法律の条文と

しての完成度を高めてもらいました。

**服部** 内閣法制局のサポートなどもあり、法律として正確なものができるように担保されているわけですね。

**齋藤** そういう意味では内閣法制局は優れた組織です。私も係長として、自分で条文を初めて書いて持っていった時は、法制局の参事官と議論をして、教えてもらいながら直しました。係長の時に一度そのような経験を積んでいるので、法律を書く時にはこういうことに気をつけないといけないといった予備知識をある程度持った状態で、振替法の条文を書きにいけました。

**服部** 内閣法制局の人たちはどういうバックグラウンドなのでしょう。

**齋藤** 内閣法制局は、条文の審査を担当する人については基本的に新卒を採用しておらず、各省庁からの出向者で構成されています。各省庁から内閣法制局に送られる人は、自分自身が法制局の指導を受けながら法律改正や新法制定の経験を長年積んだ人たちです。その人たちが、今度は法制局に行って教える側に回る。基本的にそれぞれの役所の法律はそれぞれの役所の出向者が見ているという感じです。

**服部** カウンターパートには財務省の先輩がいましたと。経験がある先輩がチェックするというイメージですね。

**齋藤** そうですね。ちなみに、振替法制定時の法制局の担当者とは、その後一緒に郵政民営化の法案作りをすることになりました。一方、振替法を金融庁で一緒にやっていたのは、今の山梨県知事の長崎幸太郎氏です。彼が金融庁サイドのカウンターパートでした。その後、役所を辞めて政治家に転身しました。

**服部** 当時は、金融庁といっても、財務省から独立したばかりで、実際中で働いていた人は財務省出身者が多かったですね。

**齋藤** そうです。長崎幸太郎氏が金融庁の担当補佐で、有価証券のペーパーレス化の法案をやりたいということで、国債課も一緒にやってほしいということで、内閣法制局にも一緒に足を運びました。株や社債、手形や小切手は、商法の世界であり、法務省民事局の所管です。そういう手形とか小切手とか社債のようなものの、全体に通底する有価証券に関する法理論が、法務省民事局の中で整理されていました。先ほど話した通り、ペーパーレス化して帳簿管理にすると、紙がある



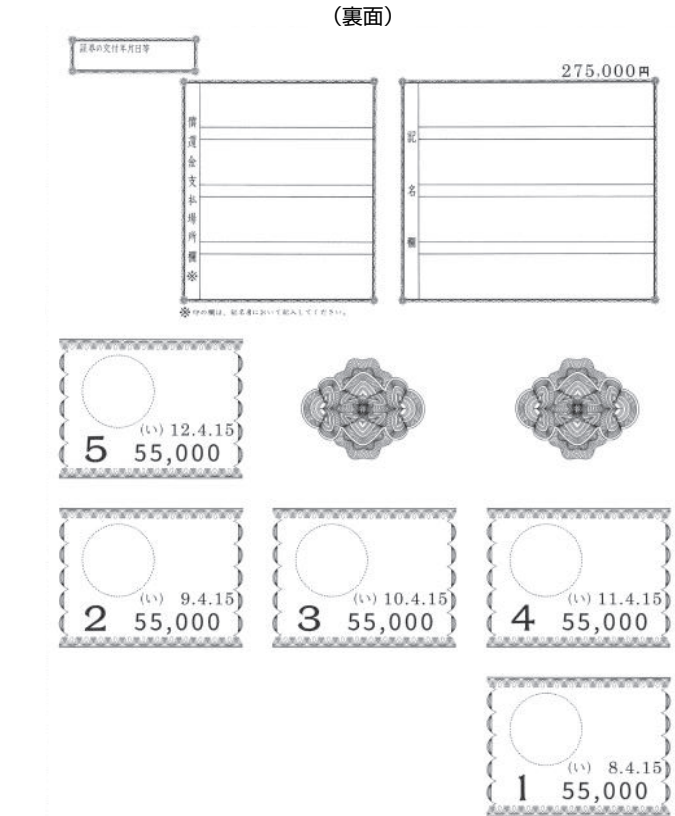
ことを前提にした有価証券法理ではなかなか説明しきれない事態が起きる可能性がある。権利が本当は100のはずなのに110あることになってしまったらどうするのか。長崎氏と一緒に苦労したところです。

## 交付国債

**服部** ここまでペーパーレスの国債について主に議論してきましたが、現在も一定程度、紙ベースの国債が残っています。その代表例が、戦没者等の遺族等に対して発行される記名国債です（図表1）。これは交付国債と分類されますが、交付国債は債務管理レポートにおいて「国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものの総称」と説明されています。

いま記名国債といいましたが、これは国債証券の裏面に「所有者の氏名」と「支払い場所」が記載されているためです。なぜ今でも紙で続けているかという、紙でもらえると非常に喜ばれるという話をよく聞きます。

**齋藤** これは国債ではあるのですが、少し特殊な国債です。ここまでの話で出てきた物理的な国債（名前が



（出所）財務省

図表1 第十二回特別弔慰金国庫債券  
（表面）



書いてない無記名証券)あるいは登録債や振込債は、基本的に資金調達のための国債です。つまり、一般にイメージされる国債は借金の証書である国債なのですが、交付国債は、資金調達をするために発行するものではありません。お話しされたように、交付国債は、将来の資金交付の約束として戦没者遺族に渡しているもの（交付しているもの）というイメージです。

**服部** 債務管理レポートでは、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のための国債を「狭義」の交付国債と整理しています。一方、広義の意味では、出資・抛出国債も交付国債です。「出資・抛出国債とは、交付国債の一種で、我が国が国際機関へ加盟する際に出資又は抛出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債」と説明されています。

**齋藤** 交付国債の代表例は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のための国債ですが、出資国債も交付国債です。国際機関に対して出すものも、広義の「国債」となっています。交付国債や出資国債は、お金を借りるためのものではなく、将来的な支払いを単に約束しているだけのものです。将来の支払いを約束している約束手形のようなものです。

**服部** 例えばIMFに対して、国債を渡して、IMFが必要



になれば円をファンディングできるという仕組みですね。

**齋藤** そうです。交付国債は、資金調達をするために発行する国債ではありませんが、支払債務を負担するものではあるので、予算上の措置は必要です。それと同時に、その出資国債とか抛出国債とか、あるいは戦没者への交付国債を発行するための法律がそれぞれ別途個別にあります。誰に対して、あるいはどこの機関に対して政府はいくら国債を出す、渡すということが書いてある法律を別途制定しているわけです。憲法で、国が債務を負担するには国会の議決を必要とする定められているので、交付国債や出資国債の発行の根拠法を制定しています。

**服部** 出資国債は券面がないという理解でよいでしょうか。

**齋藤** 覚書のようなものか何かを取り交わしているのかもしれませんが、そのお金をもらうために券面を持参して、その券面と引き換えにいくらお支払いしますというような使い方をするための券面は、出資国債や抛出国債の場合にはないですね\*2。弔慰金の交付国債だけは、毎年一定額ずつ何年間お支払いしますということが法律に書いてあり、それに基づいて交付国債の券面に支払い時期と金額が記載され、受取時に持参してもらう必要があります。

弔慰金の交付国債を紙でほしいというニーズは、戦没者等に対する感謝状という認識で受け取られているからだと聞いています。私は国債課の課長のとき、戦没者への交付国債についても関わりました。戦没者遺族で交付国債を受け取るような人は、高齢化が非常に進んでいるのですよね。お渡しした交付国債の券面を持って金融機関に行き、お金を受け取るのも、高齢者の場合には結構大変です。だからむしろペーパーレス化して、その対象者の人たちに期日が来たら、自動的に口座に振り込んであげるほうが良いのではという話をしました。ですが、戦没者遺族向けの交付国債の制度を所管する厚生労働省側から聞かされたのは、物理的な国債をもらうこと自体が、自分たちが感謝状を国からもらっているという、そういう気持ちにつながっているので、紙はなくせないということでした。

**服部** それが今でも続いているわけですね。

**齋藤** はい、今でも続いています。5年毎ぐらいに更新されていますね。新しい法律を作って、次の5年間はいくらずつというようなことをしています。戦没者の遺族会のような組織があり、その人たちといろいろやり取りをしながら厚生労働省が制度を作るわけですが、戦没者遺族の方々からお話を聞くと、やっぱり紙が大事ということのようです。

**服部** 交付国債として、その他に、「株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債」と「原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債」がありますね。これもファンディングという意味ではなくて、国債を交付するというイメージなんですね。

**齋藤** そうです。政府としてその必要なお金を渡すけれども、別に今すぐ現金で全額必要なわけではないので、国債という形で渡しておいて、お金が必要になった時に、その金額の範囲内で実際に現金化してお渡しますよというものです\*3。

**服部** 実際、債務管理レポートに、「政投銀の財務基盤を強化することを目的に発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（政投銀が財務基盤の強化を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）」と説明されています。

**齋藤** 名宛人が決まっているという意味で、記名証券といえば、記名証券ですね。ただ、一般にイメージされる国債（資金調達のために発行される国債）とは性質が違うということは認識しておいていただいた方がよいと思います。

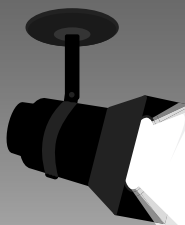
**服部** 本日はお忙しい中ありがとうございました。

**齋藤** ありがとうございました。

#### 参考文献

- 齋藤通雄・服部孝洋（2026）「齋藤通雄氏に聞く、国債の非居住者向け税制と決済制度改革（前編）」『ファイナンス』，44-49。  
 服部孝洋（2026a）「日本国債決済入門—基礎編—」『ファイナンス』，30-37。  
 服部孝洋（2026b）「日本国債決済入門—基礎編—」『ファイナンス』，22-30。

\*2) 出資・抛出国債については、例えばIMFに対する出資国債であれば、「国際通貨基金通貨代用証券」という券面を発行しており、これと引き換えに現金を支払っています（寄託所として日本銀行が指定されていますので、相手方機関に券面が渡ることはありません）。  
 \*3) 株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債や原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債は、券面を発行するものの、交付を受けると同時に登録の請求がなされるため、実態としては登録国債になります。



# 中央銀行デジタル通貨 (CBDC) に関する諸外国の動向

理財局国庫課デジタル通貨法規係長 作山 直輝

## 1. はじめに

デジタル技術の進展が、お金や決済の世界にも新たな動きをもたらしている。その動きの一つが、中央銀行が発行するCBDC（中央銀行デジタル通貨：Central Bank Digital Currency）\*1をめぐる各国の検討である。2019年にフェイスブック（現メタ）がリブラ（Libra）構想を公表したこと等を一つの契機として、主要国・地域でCBDCへの関心が高まり、制度設計や技術的な実験が進められてきた。

その後の各国の検討状況は一様ではない。発行の方針を固めて具体的な準備を進める国・地域がある一方、発行を禁止する方針としている国もある。本稿では、こうした状況を踏まえ、欧州、米国、英国、中国の4つの主要国・地域を取り上げ、それぞれの検討の背景と現状を説明する。なお、日本におけるCBDCの検討については別号にて取り扱う予定である。

図表1 諸外国のCBDCの検討状況

国・地域	CBDCの検討状況
欧州	・欧州議会とEU理事会において、デジタルユーロ規則案を審議中。 ・(2026年中の規則成立を前提に) ECBは、2027年後半にパイロット実験、2029年中の発行を目指す。
米国	・大統領令により、CBDCの発行等に関する取組を禁止。
英国	・BOEは、2026年中に設計フェーズを終了し、財務省とともに次の段階に進めるかどうかを決定する予定。
中国	・PBOCがパイロット実験を実施中。 ・2026年1月以降、デジタル人民元は中銀負債から商業銀行負債に移行。

(公表資料等をもとに作成)

## 2. 欧州

欧州においては、欧州中央銀行（ECB）を中心にCBDC（デジタルユーロ）の導入に向けた検討が進められている。ECBは、2021年10月に調査フェーズ

を開始し、2023年11月に準備フェーズへ移行、2025年10月に準備フェーズを完了し、次のフェーズへの移行を宣言した。また、デジタルユーロの発行に向けては立法面の作業も並行して進められており、2023年6月に欧州委員会が「デジタルユーロの創設に関する規則案（以下、デジタルユーロ規則案）」を提案し、欧州議会とEU理事会での審議が続いている。

### 2.1 検討の目的

2025年10月にECBが公表した準備フェーズ報告書では、現金の利用が減少しデジタル取引が主流となっていく中で、現金を補完する公的なデジタル決済手段としてデジタルユーロを位置づけている。2024年時点で、ユーロ圏では日常決済に占める現金の割合は24%に低下し、現金を受け入れない企業の割合は12%に達したとされる。こうした中で、ユーロ圏全体で受け入れられる公的な決済手段へのアクセスを将来にわたり確保し、支払手段の選択の自由と金融包摂を確保することが主要な目的とされている。

また、デジタルユーロには欧州の戦略的自律性を強化する狙いもある。報告書によると、ユーロ圏のカード取引の3分の2程度は非欧州企業により処理され、13のユーロ圏諸国は店舗決済において国際カードスキーム又はモバイル決済ソリューションに全面的に依存しているとされる。ECBは、ユーロ圏全体をカバーする欧州発のデジタル決済手段が存在しないことを課題と捉え、こうした依存が欧州の決済インフラを対外的リスクにさらしているとみている。

デジタルユーロはこれらの課題に対処し、欧州全域で利用できる公的な決済手段としてレジリエンスの向

注) 本稿の意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、所属する組織の見解を示すものではない。また、執筆にあたり関係者から助言をいただいたが、内容に誤り等がある場合の責任は、すべて筆者に帰する。

\*1) CBDCの分類として、個人や一般企業を含む幅広い主体の利用を想定した「一般利用型」と、金融機関をはじめとする限られたユーザーが主として大口取引のために利用することを想定した「ホールセール型」に大きく分けられるが、本稿におけるCBDCは一般利用型を指す。

上に資することが期待されている。また、ECBは、デジタルユーロを競争とイノベーションを促進し、加盟店の交渉力の強化やコスト低減、民間事業者による新たなサービス開発を後押しする基盤とも位置づけている。

以上の考え方は立法面にも反映されており、欧州委員会が提出したデジタルユーロ規則案では、中央銀行マネーへのアクセスの確保と公的なデジタル決済手段の提供によって、高いプライバシー水準の確保、金融安定の維持、金融包摂の促進を図るとともに、競争、効率性、イノベーション、レジリエンスを高め、相互運用可能な決済ソリューションの発展を後押しすることを目指している。

## 2.2 EUの立法手続き：デジタルユーロ規則案の争点

まず、EUの諸機構と通常立法手続きについて概説する。欧州の通常立法手続きにおいては、欧州委員会、欧州議会、EU理事会の三つの機関が登場する。欧州委員会が法案を提出し、直接選挙で選ばれた議員からなる欧州議会と、加盟国の閣僚級代表で構成されるEU理事会で審議が行われる。法案の成立には、欧州議会とEU理事会の双方の合意が必要であり、両機関がそれぞれの立場を示しつつ合意形成が図られる。近年は、欧州委員会、欧州議会、EU理事会が非公式に協議する三者対話（Trilogue）と呼ばれる調整の場を早期に設けるケースが多く、最終的な合意形成の多くがこの場で行われる。

デジタルユーロ規則案については、2023年6月に欧州委員会が規則案を提出し、欧州議会とEU理事会に送付された。EU理事会においては、作業部会等の準備組織において法案の検証や加盟国間での調整が進められ、経済財務相理事会（ECOFIN）やユーロ圏加盟国の財務相会合（ユーログループ）で議論されてきた。EU理事会は、デジタルユーロの導入を検討することには当初から前向きな姿勢を示し、具体的な制度設計（ECBがデジタルユーロの発行を決定するプロセス、保有額制限の上限額の設定方法、公平な手数料・報酬モデルの設計等）について各国間の調整が進められた。2025年12月には、デジタルユーロ規則案に関するEU理事会としての交渉の立場が正式に合意された。

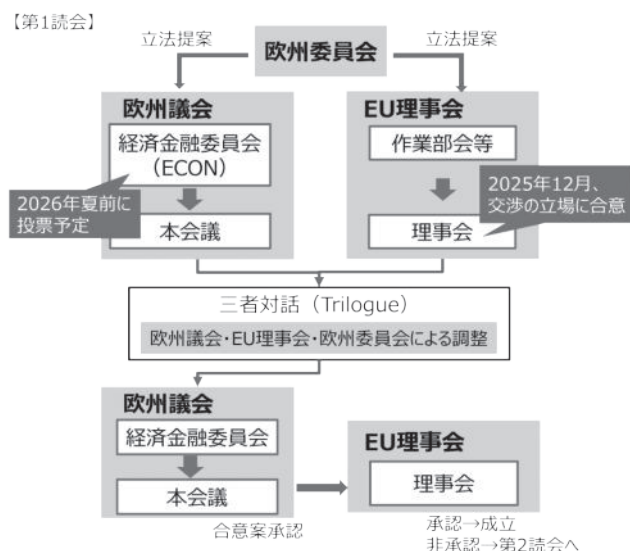
一方、欧州議会の審議は難航している。2024年6月

の議会改選を経て、審議が本格化したのは2025年からであり、経済金融委員会（ECON）に付託されたものの政党間のスタンスの違いから議論は膠着状態であった。左派政党は公的な決済手段を広く提供すべきという観点からデジタルユーロを支持する一方、一部右派政党は中央機関による個人情報の管理につながりかねないというプライバシーへの懸念から反対している傾向にある。

また、争点の一つとなっているのが、デジタルユーロのオンライン機能とオフライン機能をめぐる問題である。法案の報告者（Rapporteur）を務めるナバレテ議員（スペイン選出）は、デジタルユーロが民間ビジネスを阻害してはならないとの立場から、デジタルユーロのオンライン機能については民間事業者がユーロ圏全体をカバーできない場合に限って提供すべきであり、まずはオフライン機能のみを優先すべきとする修正案を提出した。しかし、この案は左派政党の支持を得られておらず、さらにオンライン・オフライン両機能の提供を支持するEU理事会とも隔たりがあるため、今後の三者対話での調整も難航することが見込まれている。この他、2025年12月に公表された、規則案に対する各政党の修正案は合計1,525件にのぼり、審議の難しさを物語っている。

こうした状況に対し、政治的な圧力も高まっている。2026年3月、加盟国首脳によるEUサミットでは、2026年末までの規則成立が目標として示されており、最近の報道では、ナバレテ議員がオフライン機能に限定するという立場を撤回したとも伝えられている。

図表2 デジタルユーロ規則案の立法手続き



（公表資料等をもとに作成）



今後は2026年夏までに経済金融委員会で修正案の採決が行われ、欧州議会としての交渉の立場が固まれば三者対話へと移行する見通しである。ECBは、2026年中の規則成立を前提に、2027年後半にパイロット実験を開始し、その後、ECBによる発行の最終判断を経て、2029年中の発行を目指すロードマップを示している。

### 3. 米国

米国では、バイデン政権下の2022年に連邦準備制度理事会（FRB）を中心にCBDCの検討が行われていたが、2025年のトランプ政権への交代によって、デジタル通貨政策が転換した。トランプ政権は2025年1月にCBDCを禁止する大統領令を発出し、議会においても同年7月に「反CBDC監視国家法案」が下院で可決され、上院に送付されている。

#### 3.1 CBDCに関する動向：「検討」から「禁止」へ

2022年3月、バイデン大統領はデジタル資産に関する大統領令を発出し、財務省やFRBを含む連邦政府機関にCBDCを含むデジタル資産の包括的な検討を指示した。これに先立ち、FRBは同年1月に報告書「通貨と決済：デジタル変革時代の米ドル」を公表して、CBDCの利点と課題を整理していた。財務省も同年9月に大統領令に基づく報告書「通貨と決済の将来」を公表し、FRBによるCBDCの調査、研究の継続と、財務省が主導する関係省庁ワーキンググループの設置を提案した。

しかし、2025年1月、トランプ大統領は「デジタル金融技術における米国のリーダーシップ強化」と題する大統領令を発出し、前政権のCBDCに関する検討を含む方針を全面的に撤回した。CBDCは「米国の主権、金融システムの安定性、個人のプライバシーを脅かす恐れがある」として、連邦政府機関によるCBDCの発行、推進を明確に禁止した。こうしたCBDC反対論は共和党内では以前から根強く存在し、中央機関によるプライバシー侵害への懸念を根拠に、FRBが議会の事前承認なくCBDCを発行・実験することを禁じる法案が繰り返し提出されてきた経緯がある。

2025年にも「反CBDC監視国家法案」として提出され、同年7月に下院を通過し上院に送付されている。

#### 3.2 民間発行のデジタルマネーに関する動向

トランプ政権がCBDCに代わって推進しているのが、民間が発行するドル建てステーブルコインである。大統領令では、合法的かつ正当な米ドル資産によって担保されたステーブルコインを世界的に普及させることで、米ドルの国際的な地位を維持、強化するとされている。

こうした政策方針を背景に、規制整備と市場拡大が同時に進んでいる。2025年7月には連邦レベルで初めてステーブルコインに関する包括的な規制を定めたGENIUS法が成立し、発行体のライセンス制度、1対1の準備資産裏付け義務、情報開示・分別管理といったルールが明文化された。政権によるドル建てステーブルコイン推進の姿勢が示されたことで信頼感が高まり、主要ステーブルコインであるUSDTとUSDCの流通残高は2025年に約1,795億ドルから2,620億ドル超へと拡大している。

このように米国は、CBDCについては発行しないという方針を示し、民間のイノベーションを軸とした路線を歩んでいる。この選択が米国や世界のデジタルマネーにどのような影響を与えるかは、今後の注目点となる。

### 4. 英国

英国では、イングランド銀行（BOE）を中心に、CBDC（デジタルポンド）に関する検討が進められている。2023年2月に、BOEと英財務省がデジタルポンドに関する市中協議を実施し、2024年1月に市中協議の結果として、設計方針や今後の進め方に関する報告書を公表した。BOEと財務省は、2026年中にデジタルポンドを次の段階へ進めるかどうか判断する予定である。

#### 4.1 検討の目的

BOEと財務省が2023年2月に公表した市中協議文書では、デジタルポンドを検討する目的として主に二点が整理されている。

第一に、マネーの信頼性を将来にわたって維持することが挙げられている。BOEと財務省は、日常的に

使用されるマネーの価値が安定しているのは、現金、銀行預金、電子マネーといったあらゆる形態のマネーが等価で交換できるという「マネーの単一性 (singleness)」が成り立っているからだと説明している。そして、この前提を支えてきたのが、中央銀行の発行する現金という公的なマネーの存在だとしている。一方、現金の利用は減少傾向にあり、加えて民間事業者が発行するステーブルコイン等、新しい形態のマネーが登場してきている。BOEと財務省は、こうした新しい形態の民間デジタルマネーが既存のマネーと等価で交換できる保証はなく、通貨システム全体の信頼性が揺らぐリスクがあると指摘している。デジタルポンドは、現金のデジタル版として公的なマネーの役割を維持し、通貨システムの安全性を長期的に担保するものと位置づけられている。

第二に、決済市場における競争環境の維持が挙げられている。BOEと財務省は、デジタル決済の世界では、利用者が多いほどサービスの価値が高まるネットワーク効果と、取引データの蓄積による優位性により、一部の大企業が市場を独占しやすい構造があると指摘している。市場の集中が進めば、新規参入が困難となり、手数料の硬直化やイノベーションの停滞を通じて消費者の利便性が損なわれるリスクがあるとしている。デジタルポンドは、BOEが中核インフラを提供し、その上で民間事業者が自由にサービスを構築できる官民共同プラットフォームとして構想されており、決済市場全体の競争と効率性を高める役割が期待されている。

この二点のほかにも、BOEと財務省は、金融包摂の促進、国内決済システムのレジリエンスの強化、クロスボーダー決済の改善等を挙げている。

## 4.2 BOEの検討状況

BOEは2023年に調査・検討フェーズから設計フェーズへ移行し、技術的な実験、ブループリントの作成、ステークホルダーとの対話、コストとベネフィットの評価という四つの軸で検討を進めている。その中で注目されるのが、2025年7月に公表された「プロダクト戦略」に関する設計文書である。

この文書では、デジタルポンドが実際にどのような場面で使われ得るかが具体的に示されている。例え

ば、友人への送金であれば、電話番号等を使って、相手がどの銀行やアプリを利用しているとしても送金できるとしている。また、受取側がデジタルポンドの専用口座を持っていない場合でも、他の形態のマネーとの相互運用性を確保することで自動的に他のマネーで受け取れる仕組みが想定されている。このほか、あらかじめ設定した条件が満たされた際に自動的に支払いが実行される条件付き支払いや、決済・返金がリアルタイムで反映される即時決済といった、複雑な機能も視野に入れられている。

こうした多様な機能をどのタイミングで提供するかについては、初期 (Initial)、中期 (Near)、将来 (Later) という三段階のロードマップが示されている。初期段階では機能の数や複雑性をあえて絞り込み、技術的リスクや開発コストを抑えながら安定したローンチが優先される。一方で機能を絞りすぎれば、仲介機関によるサービスの差別化が難しくなり、利用者や市場からの評価が得にくくなるというトレードオフもある。BOEはこのバランスを慎重に見極めながら、信頼性と安全性を確保しつつ将来の拡張にも耐えうる基盤を構築することを、まず優先する方針として示している。

BOEは、現在の設計フェーズを2026年中に終了し、財務省とともにデジタルポンドを進めるかどうかの判断を行うとしている。英国では民間の決済インフラが十分に機能しており、CBDCの導入が差し迫った課題とは位置づけられていない。BOEのベイリー総裁も、イノベーションの主な舞台は商業銀行マネーであり、CBDCの提供は必要に応じて取り組むべきとの考えを示している。英国については、デジタルポンドを発行するかどうかを予断することなく、必要となった時に備えて着実に準備を進めていくという姿勢がうかがえる。

## 5. 中国

中国では、中国人民銀行 (PBOC) が2014年にデジタル通貨研究チームを設立し、主要経済圏の中でも早期にCBDC (デジタル人民元) の検討に着手してきた。2020年以降は、複数都市において段階的にパイロット実験を拡大し、利用シーンや技術仕様の検証を進めてきた。



## 5.1 検討の目的

PBOCは2021年7月に公表した白書において、デジタル人民元の基本的な位置づけを、「デジタル経済の発展に対応し、リテール決済システムを高度化することで、デジタル時代における法定通貨としての人民元の地位を維持すること」としている。この位置づけのもとで、複数の政策的な狙いが重なり合っている。

第一に、現金のデジタル化を通じて、法定通貨としての人民元の地位を維持しつつ、金融包摂を促進することである。デジタル人民元は、銀行口座を持たない人々も含め、幅広い利用者に直接的なアクセスを提供し、公共性の高い決済インフラとして機能することが期待されている。

第二に、リテール決済システムの競争、効率性、安全性を高めることである。デジタル人民元は、既存の決済手段を補完しつつ、相互運用性、オフライン決済、段階的な匿名性等の特徴により、利用者の多様なニーズに対応し、決済システム全体の効率化と安全性向上を図るとされている。

第三に、クロスボーダー決済の改善と人民元の国際化への対応である。PBOC副総裁の陸磊氏は2025年12月の寄稿において、デジタル人民元がクロスボーダー決済の効率化を通じて人民元の国際的利用を後押しすると述べている。

## 5.2 パイロット実験の動向：商業銀行負債への移行

デジタル人民元のパイロット実験は、2020年4月に4都市で開始され、その後、段階的に対象地域を拡大してきた。2024年5月時点では17省・26地域に加え本土外の香港も参加しており、PBOCによれば、2025年12月末時点で、累計取引件数は約35.7億件、累計取引額は約19.5兆元に達している。しかし、同年のノンバンクによるオンライン決済が、年間で取引件数1兆件超、取引金額300兆元を上回っていることと比べると、デジタル人民元が決済全体に占める比率は、依然として限定的である。中国ではWeChat Pay

やAlipayといった民間の決済サービスの利便性が高く、デジタル人民元が日常的な決済手段として定着することは難しい状況が続いてきた。

こうした状況の中、PBOCは2026年1月、デジタル人民元を、これまでの中央銀行負債から商業銀行負債へ移行すること等を規定した「デジタル人民元の管理サービス体系および関連金融インフラ構築を一層強化するための行動計画（以下、行動計画）」を施行した。これに伴い、実名ウォレットへの利息付与<sup>\*2</sup>や預金保険の適用、中央銀行の準備金制度への組み入れといった措置が導入された。

利息付与は、利用者がデジタル人民元を保有するインセンティブを高め、利用促進を図るものと受け止められている。また、準備金制度への組み入れについては、商業銀行に一定の収益機会をもたらすとの見方もあり、銀行がデジタル人民元の普及の担い手となることを期待するものと指摘されている<sup>\*3</sup>。

こうした対応が、デジタル人民元の役割や利用動向にどのような影響を及ぼしていくのかについては、引き続き注視していく必要がある。

## 6. おわりに

こうした諸外国のCBDCをめぐる動きは、我が国が検討を進めるにあたって参考となる要素の一つであり、その動向は常に的確に把握しておく必要がある。一方、国民生活・経済取引のあり方や決済を取り巻く環境・課題は国・地域ごとに多種多様であり、CBDCの目的・意義や検討動機も異なる。そのため、こうした動向を注視しつつも、我が国が置かれている経済・社会情勢等を踏まえ、我が国の実情や利用者のニーズに合ったものとなるよう、多角的に検討を行っていくことが引き続き重要である。

\*2) デジタル人民元のウォレットは、本人確認（KYC）のレベルに応じて一類から四類に区分され、異なる保有上限額や取引上限額が設定されている。付利されるのは、本人確認書類と電話番号による認証を伴う三類以上の実名ウォレットであり、電話番号のみで開設できる四類ウォレットは対象外とされている。

\*3) 準備金制度への組み入れにより、商業銀行のデジタル人民元は預金準備金の算定基礎に含まれる。このため、商業銀行は所要準備を確保した上で、残りのデジタル人民元を通常の預金と同様にALM（Asset Liability Management）の対象として貸出等に活用し得ると考えられ、デジタル人民元業務が収益機会につながり得ると指摘されている。

## (コラム) インドにおける決済・CBDCの動向

「UPIがあるからといって、なぜCBDCが不要だと思えるのか、むしろ聞きたい。」——インド準備銀行(RBI)の担当者は、そう切り返した。RBI主導で導入されたUPIによってキャッシュレス決済が浸透するインドにおいて、さらにCBDCを追い求める理由は何か。2025年6月、国庫課職員はインドを訪れ、その答えを探った。

UPI (Unified Payments Interface) は、異なる銀行口座間で即時に資金を移動させる送金システム(FPS)であり、公的セクターの銀行が過半を出資するインド決済公社(NPCI)が開発・運営している。2025年の年間取引件数は約2,300億件、取引金額は約300兆ルピーに達し、キャッシュレス決済全体の件数ベースで8割を占める。現地ではローカルマーケットや露天商においてもQRコード決済が当たり前の光景となっており、その普及ぶりは目を見張るものがあった。

UPIの大きな特徴の一つは、事業者間の相互運用性にある。UPIには、国内の銀行や決済事業者のほぼすべてが接続している。これにより、例えば、利用者はA社のモバイルアプリを通じて、B銀行の口座からC銀行へ送金し、受取側はD社のアプリで着金を確認する、といった事業者をまたいだ利用ができる仕組みとなっている。利用者は相手がどのサービスや銀行口座を使っているかを意識する必要がなく、自分の使いたいアプリや口座を選ぶことができる点が、広く普及した要因とされている。

また、UPIにおいては、利用者手数料及び加盟店手数料が、政府の政策により原則ゼロとされている。これにより、決済事業者は手数料収入を得ることができず、政府は補助金の支給によりこれを補填しているが、その水準は十分ではないとの指摘がある。決済事業者は、こうした決済サービス自体からの収益確保が難しい構造を前提に、決済を起点として、与信、データ活用、周辺サービス等の提供といった付加価値の高いビジネスモデルの構築に注力している。こうした構造の背景には、決済を競争領域ではなく協調領域と捉え、UPIを「デジタル公共インフラ」という共通基盤として位置づけるという発想がある。この点は、決済のあり方を考える上で重要な示唆を提供するものである。

こうした強力な決済インフラがある中で、RBIはCBDC(デジタルルピー)の検討を進めている。

2022年12月にパイロット実験を開始し、2025年3月時点でユーザー数は約600万人、流通残高は101億ルピーに達している。

RBIは、導入の目的として現金管理コストの削減や金融包摂の促進に加え、プログラマビリティの活用を挙げている。プログラマビリティとは、通貨自体や決済システムを通じて使途や条件をあらかじめ設定する仕組みであり、RBIは、これをデジタルルピーとUPIの違いとして位置づけている。

インドでは、農業補助金等の公的支援をめぐり、資金の漏洩や目的外使用、給付の遅延等が指摘されてきた。デジタルルピーは、補助金を特定の用途や事業者に限定して直接支給することで、こうした給付構造を改善する手段として期待されている。実際に、農業資材の購入にのみ使用できるデジタルルピーを給付する実験等も進められている。

加えて、迅速性や低コスト性を重視して構築されてきたUPIにプログラマビリティを付加すると、システムの効率性に影響が及び得るとの見方も一部にはある。そのため、こうした諸機能については、決済インフラ側ではなく、通貨そのものであるデジタルルピー側に担わせることが適当であるとする考えも示されている。インドは、プログラマブルなCBDCの実装に積極的な国の一つとされ、デジタルルピーに明確な政策目的を与えることで利用拡大の糸口を探っている。

他方で、RBIはデジタルルピーを既存の決済インフラと切り離して導入しようとしているわけではない。デジタルルピーはUPIのQRコードに対応しており、利用者はデジタルルピーのアプリでUPIのQRを読み取ることで支払いが可能である。この場合、取引はUPIの枠組みの中で処理・決済されるため、店舗側は新たなQRコードを掲示する等の追加対応を行う必要がない。既存のUPIの受入環境をそのまま活用する点は、広大な加盟店網を背景に、デジタルルピーの普及基盤を大きく広げる効果をもつといえる。

冒頭に紹介したRBI担当者の「なぜ不要だと思えるのか」という問いには、新たな技術や試みへの挑戦を自明のこととして捉える姿勢が表れていた。UPIという成功に安住することなく、次の可能性を追い続けるインドの歩みは、デジタル通貨の意義や必要性を考える上で、参考となる事例であり続けるだろう。



【写真1】ローカルマーケットの各店頭に設置されているQRコード



【写真2】インド財務省との面会。写真中央右から、津田夏樹国庫課長（現国際局地域協力課長）、見浦充係長、筆者、長谷川典史書記官（在インド日本大使館）

#### 主な参考文献

- [1]. 池本大輔・板橋拓己・川嶋周一・佐藤俊輔（2020）「EU政治論」
- [2]. ECB（2023）「A stocktake on the digital euro – Summary report on the investigation phase and outlook on the next phase」
- [3]. ECB（2025）「Preparation phase of a digital euro – Closing report」
- [4]. European Commission（2023）「Proposal for a Regulation on the establishment of the digital euro」
- [5]. European Parliament（2025）「Draft Report on the proposal for a Regulation on the establishment of the digital euro」
- [6]. Council of the EU（2025）「Council Mandate for negotiations with the European Parliament」
- [7]. FINANCIAL TIMES（2026）「Digital euro project clears key hurdle ahead of European parliament vote」
- [8]. euronews.（2026）「EU Parliament unblocks key political hurdle in digital euro negotiations」
- [9]. FRB（2022）「Money and Payments：The U.S. Dollar in the Age of Digital Transformation」
- [10]. U.S. Treasury（2022）「The Future of Money and Payments」
- [11]. White House（2025）「Executive Order 14178—Strengthening American Leadership in Digital Financial Technology」
- [12]. BOE/HMT（2023）「The digital pound：a new form of money for households and businesses?」
- [13]. BOE/HMT（2024）「Response to the Bank of England and HM Treasury Consultation Paper」
- [14]. BOE（2025）「Progress update：The digital pound and the payments landscape」
- [15]. BOE（2025）「Design note - Product strategy」
- [16]. BOE（2026）「Digital pound design phase update」
- [17]. PBOC（2021）「Progress of Research & Development of E-CNY in China」
- [18]. 金融时报（2025）「独家 | 中国人民银行副行长陆磊：守正创新 稳步发展数字人民币」
- [19]. RBI（2022）「Concept Note on Central Bank Digital Currency」

# うどんが広げる埼玉の魅力

## 関東財務局総務部経済調査課

### 1. はじめに

埼玉県は、都心に近く利便性の高い地域でありながら、その魅力が十分に伝わっていないと指摘されることがあります。民間調査機関が実施する地域ブランド調査では、食のイメージや総合的な魅力度が最下位になる年もあり、県が持つ魅力や潜在力が十分に認知されていない現状もうかがえます。

今回、関東財務局で経済調査レポート「うどんが広げる埼玉の魅力」を作成するにあたり、埼玉県庁の担当者から県が進めている魅力発信の取り組みについて話を伺いました。また、県内で武蔵野うどんを提供する店舗にも訪問し、それぞれの特徴や提供スタイルを確認しました。

調査を通じ、埼玉県のうどん文化は長い歴史と地域産業に根差したものであり、観光やブランドづくりに活用できる可能性を秘めていることを改めて認識しました。



武蔵野うどん

### 2. 地域の味

埼玉県には、熊谷うどん、加須うどん、こうのす川幅うどんなど、地域ごとに特色ある「ご当地うどん」が受け継がれています。背景には、江戸時代から小麦栽培が広がり、粉食文化が暮らしの中に根付いてきた

歴史があります。

なかでも、埼玉県南西部から東京都西部に広がる武蔵野台地で農家の家庭料理として育った「武蔵野うどん」は、太くて噛み応えのある麺と豚肉やネギを使った温かいつけ汁が特徴です。2022年には文化庁の「100年フード」に選ばれるなど、郷土食としての価値が改めて評価されています。

こうした多様なうどん文化は、地域の風土や暮らしが育んだもので、県の魅力を語るうえで欠かせない存在となっています。

### 県内の多彩なうどんを紹介

主なうどん	概要
熊谷うどん 	生産から製粉・製麺までとことん“熊谷”なご当地うどん
加須うどん 	起源は江戸時代！300年以上の歴史を誇る郷土料理
こうのす川幅うどん 	幅5cm以上は当たり前！インパクト大のご当地うどん
武蔵野うどん 	江戸時代から武蔵野台地で食べられてきた農家の家庭料理
煮ぼうとう 	深谷市出身の偉人、渋沢栄一翁がこよなく愛した郷土料理
鳩ヶ谷ソース焼きうどん 	ソースの町＝鳩ヶ谷が生んだ埼玉B級グルメの主戦力

出所：埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」より当局加工

### 3. データでみる強みと伸びしろ

農林水産省の統計によれば、埼玉県のうどん生産量は全国2位、小麦の作付面積でも全国7位に位置しており、首都圏にありながら食文化を支える生産基盤が整っていることが分かります。



一方で、食のおいしさに関するイメージや都道府県魅力度ランキングでは最下位になる年もあり、実力と評価の間には大きなギャップが見られます。

同じく「うどん県」として知られる香川県は、県を挙げた統一的なブランド戦略により、うどんを入口に文化・アート・観光へと発信を広げ、全国的な知名度向上に成功しています。埼玉県においても、情報発信の工夫や体験の場づくりを重ねることで、魅力がより広く伝わり、評価が大きく高まっていく可能性があります。

#### 4. 官民が一体で進める新しい取り組み

埼玉県では、埼玉県物産観光協会や民間団体と連携し、「うどん共和国埼玉」を中心とした観光プロモーションを展開しています。県内に18種類以上あるご当地うどんについて、由来や特徴を整理して分かりやすく発信する取り組みが進められています。また、賛同する店舗にPRステッカーを掲示してもらうなど、地域内での気運醸成と認知度向上に力を入れています。



出所：埼玉県 YouTube 公式チャンネル

さらに、県内を走る鉄道4社が連携して実施するスタンプラリーでは、県内のうどん店を巡りながら広域を周遊できる仕組みが設けられ、来訪者の移動と消費を後押ししています。こうした企画は、地域の魅力を「実際に体験してもらう」機会をつくり出す点で大きな効果があります。

香川県が交通インフラやイベント支援と組み合わせた包括的なブランド戦略を進めてきたように、埼玉県でも官民が連携し、うどんを軸とした取り組みを広げていくことで、県の魅力がより多くの人に伝わっていくことが期待されます。

#### 5. まとめ

うどんは、生産から加工、提供、観光まで、多様な人や産業をつなぐことのできる地域資源です。埼玉県が進める取り組みは、これまで個別に存在してきた魅力を整理し、回遊や消費へとつなげていく点で大きな意義があります。

地域の魅力は、大規模な観光資源だけでなく、暮らしの中で育まれてきた文化や食の積み重ねによって形づくられます。こうした地域資源を丁寧に発信し、体験として届けていくことが、県の評価向上にもつながっていきます。

関東財務局としても、地域の現場に寄り添いながら、その可能性を引き続き調査し発信していきたいと考えています。埼玉のうどん文化が、さらに多くの人に親しまれ、新たな地域の魅力として広がっていくことを期待しています。

# AMRO 事務局長兼 CEO の視点(2)

## —中東紛争下での経済見通し

AMRO 事務局長兼 CEO 渡部 康人

### 著者プロフィール

東京大学卒。イェール大学修士。1992年に大蔵省に入省し、アジア開発銀行理事代理、AMRO次長、アジア開発銀行予算人事局長、財務省国際局次長等を経て、2025年5月から現職。



### はじめに

前回は、ASEAN+3（日中韓）の金融協力の枠組みと、その中でAMRO（ASEAN+3マクロ経済調査事務局）が果たす役割について紹介しました。今回は、AMROの分析活動の中核であるフラッグシップレポートについて説明します。

AMROは、ASEAN+3地域の経済の動きやリスクを分析するため、毎年いくつかの主要なレポートを公表しています。主なものとして、地域経済見通し（AREO）、金融安定報告書（AFSR）、財政政策報告書（AFPR）があり、それぞれ異なる角度から地域経済を捉えています。

この中でもAREOは、AMROの中核となるレポートで、毎年4月に公表し、その後も四半期ごとに更新しています。ASEAN+3地域全体と各国の経済見通しをまとめたもので、各国の政策当局にとっても重要な参考資料となっています。

### AREOの特色

こうした経済見通しは、IMFやADBなどの国際機関でも広く公表されていますが、AREOには他には見られない特色があります。

第一に、シンガポールに拠点を置くAMROが、ASEAN+3地域に特化して分析を行っている点です。地域の財務省や中央銀行、さらには民間部門との対話を日常的に重ね、各国ごとに異なる現場の状況を踏ま

えた分析を行っています。

第二に、データの入手が難しいとされる一部のASEAN諸国についても、加盟国からの出向者を受け入れていることにより、各国当局とのネットワークを活用した緊密な情報収集と意見交換を行っています。こうした体制は、限られた統計データでは捉えられない経済の実態を理解する上で重要な役割を果たしています。

第三に、AREOは加盟国の財務省や中央銀行によるレビューと承認を経て取りまとめ、公表しています。こうしたプロセスを通じて、AREOは経済見通しだけでなく、各国当局の見方も踏まえた政策対応を提言しており、地域の政策議論の基盤となっています。

このように、AREOはASEAN+3地域に密着した情報と対話に基づき、実務的な政策議論に直接つながる分析なのです。

### 中東情勢がもたらす経済への波及

本年4月6日に公表した最新のAREOでは、世界経済の先行きが不透明さを増す中でも、ASEAN+3地域は強固な経済基盤のもとで2026年を迎えており、比較的良好な経済成長を維持するとの見通しを示しました。一方で、外部環境の変化による下振れリスクが強まっている点も指摘しています。特に今回の分析で焦点となっているのが、中東情勢の緊迫化と、それに伴う原油価格の動きです。

今回のAREOでは、2026年のASEAN+3の経済成長率は4.0%、物価上昇率は1.4%となる見通しとしています。一方で、紛争が長引くなどして原油の供給が回復しない場合には、ベースラインから経済成長率は0.3ポイント程度下振れし、物価上昇率は0.8ポイント程度上振れると見込まれます。



もつとも、これらの見通しは主として本年3月時点の情報と分析に基づくものであり、その後も中東情勢は流動的な状況が続いています。影響はエネルギー価格にとどまらず、石油を原料とする製品や肥料、物流コスト、さらには食料価格にも広く波及しつつあります。不確実性は極めて高く、供給網や市場心理への影響を通じて、実際の経済・物価への影響が当時の想定を上回る可能性も否定できません。

こうした情勢の変化を踏まえ、AMROでは、AREO公表後も中東情勢やエネルギー・金融市場の動向、それらが域内経済へ及ぼす影響について継続的なモニタリングを行っています。ASEAN+3会合などを通じて、分析のアップデートや当局との意見交換を重ねており、今後も適時に情報発信を行ってまいります。

## 政策対応のポイント

では、このようなエネルギー価格等の上昇に対して、各国はどのように対応すべきでしょうか。

各国の財政・金融当局の最大の課題は、景気の減速と物価の上昇が同時に起きる、いわゆる「スタグフレーション」を避けることにあり、政策対応のポイントは「バランス」にあります。

財政面では、支援の対象を絞ることが重要です。例えば、生活への影響が大きい低所得層や、エネルギー価格の影響を受けやすい重要な産業に対して、期間を限定した支援を行うことが効果的です。一方で、広く価格を抑え込むような政策は、エネルギーの節約を促すシグナルを弱めてしまうだけでなく、更なる事態の深刻化に備えるための財政余力を減らしてしまうおそれがあります。

金融政策についても、バランスが重要です。エネルギー価格の上昇による一時的な物価上昇に過度に反応する必要はありません。ただし、それが賃金の上昇や物価上昇への期待に広がる場合には、適切に対応することが求められます。また、金融市場が不安定にならないよう注意を払うことも重要です。

仮にこうしたショックが長引く場合には、政策の組合せを見直すことも必要になります。財政支援をより効率的なものに絞りつつ、必要に応じて金融政策を引き締めることで、物価と景気のバランスを保ち、スタ

グフレーションを避けることが求められます。

## 中長期的な課題－エネルギー構造の転換

さらに、中長期的な視点も欠かせません。エネルギーや地政学的リスクに対する耐性を高めるためには、再生可能エネルギーの導入拡大などによるエネルギー源の多様化、石油の備蓄の強化、電力インフラの整備、さらには域内の貿易ネットワークの維持・強化などを進めていくことが重要です。

こうした取組みを着実に進められるかどうか、今後のASEAN+3経済の安定性と持続的な成長を大きく左右することになるでしょう。

## 変化するASEAN+3経済

今回のAREOでは、こうした短期的なリスクに加え、ASEAN+3経済の構造的な変化にも焦点を当てています。

この20年で、域内の経済的な結びつきは大きく変化しました。かつては「世界の工場」として外需に依存する構造が強いと見られてきましたが、現在ではその姿は大きく変わりつつあります。

供給面では、生産ネットワークは日本中心の構造から、中国を軸とする、より複雑で密接なネットワークへと進化しています。中間財や資本財の貿易を通じて、域内の生産活動は高度に統合されています。

一方、需要面でも変化は顕著です。ASEAN+3地域は、いまや世界の主要な最終需要地となっています。2024年時点での世界全体の最終需要に占めるASEAN+3地域のシェアは28%であり、米国の23%を上回る水準にあります。こうした中、域内需要の重要性は一段と高まり、中国と域内各国、さらにASEAN諸国同士の相互依存関係も一層深まっています。

こうした構造変化は、外部ショックに対する一定の耐性をもたらします。需要の基盤が域内に広がっていることや、生産ネットワークが多層化していることが、経済の下支えとなるためです。他方で、域内の結びつきが強まったことで、ショックが広がる場合には影響も広範になる可能性があり、各国の政策運営と金融協力はこれまで以上に重要性を増しています。



写真：AREO 公表会見で挨拶をする著者



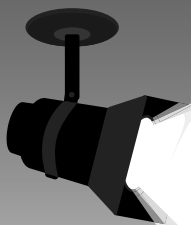
## AMRO の対応

今回の AREO の公表にあわせて、中東情勢の影響が ASEAN + 3 地域に及んでいることを踏まえ、私からは、AMRO 事務局長兼 CEO としてステートメントを発出しました。その中で、中東での紛争はすでに 2 か月目に入り、世界のエネルギー市場にとって数十年ぶりとも言える大きな混乱をもたらしていること、また通商政策を巡る不確実性も引き続き高い中で、こうしたショックが ASEAN + 3 地域にも同時かつ急速に波及していることを指摘しました。

こうした環境下において、AMRO の役割はこれまで以上に重要性を増しています。不確実性が一段と高まっている中、AMRO は独立した分析、実践的な政策提言、そして地域金融協力の支援を通じて、加盟国を力強く支えています。また、2,400 億ドル規模の地域金融安全網であるチェンマイイニシアティブ (CMIM) は、必要な場合には速やかに流動性を供給できる体制を整えており、地域の安定を支える重要な基盤となっています。

さらに、AMRO ではすでにオフィス横断的なタスクフォースを立ち上げ、中東情勢の展開とその域内経済への影響について、日々、綿密かつ機動的なモニタリングを行っています。こうした分析結果は速やかに加盟国と共有し、各国の政策判断に直結する実践的な政策提言も行っています。

今後も情勢の展開を注視しつつ、リスクの早期把握、具体的かつ実効性のある政策対応の提示、そして地域協力の一層の強化を通じて、AMRO としての責任を果たしていく考えです。



# 5次のトリセツ

## —FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ— —第1回：序論—

国際局 資金移転対策室 室長 **奥 愛**  
大臣官房企画官 **遠藤 祐司**  
資金移転対策管理官 **松尾 綱紀**

【目次】	
1. はじめに（資金移転対策室紹介）	
2. FATFとは	
(1) FATFの概要	
(2) FATF全体会合と意思決定プロセス、日本・財務省の役割	
(3) FATF事務局	
3. FATF第5次相互審査	
(1) 相互審査とは	
(2) 第5次審査概要・主な変更点	
(3) 全体会合での相互審査議論	
4. FATF第5次対日審査に向けて	
(1) スケジュール	
(2) 当局・民間セクターの役割・官民連携の重要性	
5. 終わりに・次回以降の進め方	

掲載号		内容
2026年5月号	第1回	序論
6月号	第2回	I01
7月号	第3回	I02
8月号	第4回	I03
9月号	第5回	I04
10月号	第6回	I05
11月号	第7回	I06
12月号	第8回	I07
2027年1月号	第9回	I08
2月号	第10回	I09
3月号	第11回	I010
4月号	第12回	I011
5月号	第13回	重要TC
6月号	第14回	まとめ

(掲載号・内容は変更される場合があります)



(左から、遠藤企画官、奥室長、松尾管理官)

### 1. はじめに（資金移転対策室紹介）

(松尾) 2028年夏に予定されるFATF（ファトフ）第5次相互審査（審査団訪日オンサイト審査）を見据え、関係省庁や民間事業者をはじめとする関係者の皆様に、約1年にわたり概要や留意点などをお伝えする機会をいただきました。

初回は序論として、国際局資金移転対策室の奥室長と遠藤企画官から、FATFや第5次対日相互審査の概要や国際場裡での議論動向などについてお伺いします。

(奥資金移転対策室長（以下、奥）) 財務省は、FATF全体会合において日本政府代表を務め、国内においても関係省庁間のとりまとめを担っています。財務省内では国際局資金移転対策室がFATFを担当していますので、まず当室の紹介から始めたいと思います。

資金移転対策室は、FATF第4次相互審査のオンサイト審査を目前に控えた2019年7月に、国際局国際機構課に置かれていたFATF担当ラインを拡充する形で設置されました。

室内では、私が全体を統括するとともに国内ラインを所掌し、遠藤企画官が国際ラインを統括する体制です。国際ラインは、主にFATFやAPG（アジア太平洋マネー・ローンダリンググループ：アジア太平洋地域を担当するFATF型地域体）全体会合など国際的課題に取り組みます。国内ラインは、国際会議での決定事項を受け、国内関係省庁や民間事業者と協力しFATF基準に沿った国内体制整備を担います。当室の発足前、国際局のFATF担当者は企画官以下3名でしたが、現在では総勢15名となっています。

奥 愛 国際局 資金移転対策室 室長  
財務省・金融庁・財務局・日本政策金融公庫（出向）で勤務。財政経済分析や金融監督検査業務に従事。2024年7月より現職。博士（経済学、立教大学）。CAMS（公認AMLスペシャリスト）。

(遠藤大臣官房企画官 (以下、遠藤)) 私は昨年9月に日本銀行から出向で参りました。FATF担当の大臣官房企画官は2011年から日銀出向者が担っており、自分で8代目となります。FATFに関する国際分野を担当するほか、FSB (金融安定理事会、本部スイス・バーゼル) も所掌しています。日銀在籍時には、FRB (米国連邦準備制度理事会、米・ワシントンDC) に出向しました。国際金融分野の経験を活かし、資金移転対策室でFATFやFSBの業務に貢献できることは大きな喜びです。室内には私以外にも多様なバックグラウンドを有するスタッフがいますね。

遠藤 祐司 国際局 大臣官房企画官・資金移転対策室  
2006年日本銀行入行。FRB (米国連邦準備制度理事会) への出向を経て、主に金融システム・金融市場のモニタリングや金融機関審査、国際金融 (バーゼル委、BIS・市場委/グローバル金融システム委、FSB等) の分野に従事。2025年9月より現職。修士 (数理情報学、東京大学)。

(松尾) 当室には、財務、税関、国税出身者のほか、日銀ご出身の企画官に加え民間金融機関から3名の出向者がいる点が特徴です。マネロン等対策には金融機関の協力が欠かせませんので、金融実務の最前線を知るスタッフが室内にいることは大きな強みです。

松尾 綱紀 国際局 資金移転対策室 資金移転対策管理官  
2010年以降主にFATF関連業務に従事。OECD金融企業局(2011-2015)、FATF事務局 (2020-2023) へ出向。FATFプロジェクト「複雑化する拡散金融と制裁回避スキーム」共同リーダー (2024-2025)。2025年7月より現職。Queen Mary, University of London 法学修士 (国際金融・銀行法)。CAMS (公認AMLスペシャリスト)。

## 2. FATFとは

### (1) FATFの概要\*1

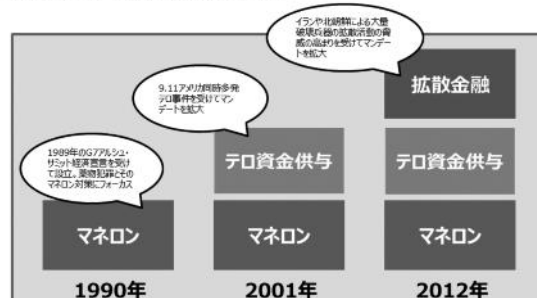
(松尾) FATFの概要をお聞かせください。  
(奥) FATFは、Financial Action Task Forceの頭文字を取ったもので、金融活動作業部会と訳されます。1989年、G7大蔵大臣・中央銀行総裁会議がフランス議長下で開催された際\*2、当時世界的に大きな問題となっていた麻薬取引に端を発するマネロン問題の対応のため、同国を本拠に立ち上げられた

多国間の枠組みです\*3。FATFには38か国・地域及び2地域機関が加盟しています。それに加え、9つのFSRBs (FATF-Style Regional Bodies) の加盟国を合わせた約200か国・地域が同じ基準 (FATF40の勧告、解釈ノート等) を適用し、加盟国間の履行状況を相互に審査し合っています。

設立当初はマネロン対策に主眼を置いていましたが、2001年9月の米国同時多発テロ事件を受け、その任務に「テロ資金供与対策」を加えました。また、2012年には、イランや北朝鮮による大量破壊兵器拡散活動の脅威の高まりを受け、「拡散金融対策」を第3の任務としました。

### FATFのマンデート拡大

- 1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン対策の国際基準 (FATF基準) を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立。
- FATFのマンデートは、時代に応じて拡大。



1990年4月、FATFは各国における対策を調和させる必要から、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネロン対策の基準として「40の勧告」を策定しました。その後、多様化する手法、新たなリスクや国際的な要請を踏まえ、FATF勧告は随時見直されています。

### (2) FATF全体会合と意思決定プロセス、日本・財務省の役割

(松尾) 遠藤企画官は、FATF日本代表団の次席代表として全体会合に参加されています。まず、FATF会合の全体像について教えてください。  
(遠藤) FATF全体会合は意思決定機関として、毎年10月、2月、6月の年3回、本部のあるOECD国際

(注) 本稿の意見にわたる部分は執筆者の個人的見解であり、執筆者の属する組織の公式見解を示すものではない。

\*1) 財務省が取組むマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する情報は、「知ってる? マネロン等対策」に詳しい。  
[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/2.measures.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html)

\*2) フランス革命200周年を機に建設された新凱旋門 (La Grande Arche) を会場に開催されたことから、一般に「アルシュ・サミット」と呼ばれる。

\*3) 2024年4月のFATF大臣声明 (パラ2) において、FATFがOpen-endedなマンデートを有し活動することが確認されている。  
<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/FATF/FATF-Ministerial-Declaration-2024.pdf.coredownload.inline.pdf>



## 【FATF 勧告の主な改訂】

勧告	勧告内容	改訂時期	改訂概要
勧告 1、2	リスク評価と リスクベース・アプローチ	2020年10月 / 2025年 2月	拡散金融に関する金融制裁の違反、不履行、潜脱についてリスク評価（2020年） 金融包摂の実施促進（2025年）
	国内関係当局間の 協力	2020年10月	拡散金融に関する金融制裁の違反、不履行、潜脱について国内の協力体制の構築
勧告 4、38、 30、31、 40	犯罪収益の没収・ 保全措置	2023年10月	財産回復の実効性強化のため、体制整備、取引停止措置、（国内法の基本原則 の範囲内での）有罪判決なき没収、税務当局との協力
	凍結及び没収の 相互援助		他国からの共助要請に対する支援への対応
	その他財産回復関連		犯罪収益の特定のため、当局による情報アクセス確保、他国からの取引の一時停止 の要請に対する対応
勧告 8	NPOの悪用防止	2023年10月	合法的なNPOの活動を阻害を防ぐためのリスクベース・アプローチの重要性を明確化
勧告15	新技術の悪用防止	2018年10月	「暗号資産」及び「VASP（暗号資産交換業者）」を新たに定義に追加
勧告24	法人の実質的支配者	2022年 3月	外国法人のリスク評価の義務化や当局が法人の実質的支配者情報への効率的な アクセスの対応
勧告25	法的取極の 実質的支配者	2023年 2月	外国信託のリスク評価、民事信託に係る記録保持の義務化

会議場で開催されます（下図参照）。FATF議長として2年の在任期間中一度は出身国で開催することとなっており、本年2月のFATF全体会合は、現議長 Elisa De Anda Medraza 氏（メキシコ財務省局長）の地元メキシコシティで開催されました。本年6月からは、現副議長の Giles Thomson 氏（英国財務省経済犯罪・制裁担当局長）が議長に就任予定です。

日本政府代表団は梶川光俊審議官が首席を務め、財務省のほか、警察庁・金融庁・法務省・外務省で構成されています。全体会合は1週間に渡り、常設の5つの委員会が月曜日と火曜日に、その後、水曜日から金曜日にかけて委員会での議論を基にFATFとしての意思決定を行う全体会合が開催されます。

（松尾） FATFはG7プロセスで生み出された枠組み

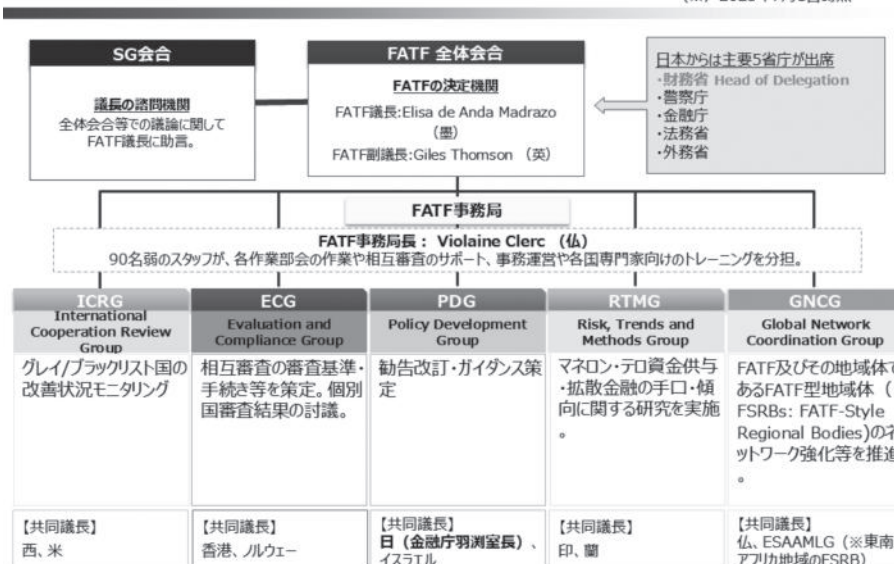
であり、日本は創設以来のメンバーです。日本がFATFやその地域体であるFSRBにおいて果たす役割は、どのようなものでしょうか。

（遠藤） 日本がFATFやFSRBで果たす役割は、特にこの10年飛躍的に大きくなっています。

まず、日本（梶川審議官）はFATF型地域体の一つであるAPGにおいて、2024年9月から本年夏までの2年間、共同議長を務めています。APGは1997年に設立され、豪州・シドニーに本部を置き、地理的・経済的にも多様性に富んだ42の国・地域が加盟する最大のFSRBです。日本は、共同議長任期中の優先事項として「3つの柱」、(1) 第5次相互審査に向けた準備、(2) 太平洋島嶼国等への能力開発支援の強化、(3) 金融新技術（暗号資産等）

## FATFの全体像

（※）2025年7月1日時点



【FATF本部のあるOECD（経済協力開発機構、仏・パリ）とFATF全体会合の様子（FATF公式ウェブサイトより）】



への対応を優先課題に掲げています\*4。

FATFにおいては、常設委員会の一つであるPDGの共同議長を日本（羽瀧貴秀・金融庁国際資金洗浄対策室長）が務めています。最近では、羽瀧共同議長のリーダーシップの下、金融新技術の進展を踏まえた国際送金における透明性向上を目的に、クロスボーダー送金に係るFATF勧告16の改訂を実現しました。

暗号資産やステーブルコイン、中央銀行デジタル通貨（CBDC）といった金融新技術への対応は、日本が主導的役割を果たしている分野の一つです。例えば、仲介業者を通さない個人間（P2P）取引が不正な資金移転の潜脱に悪用される可能性等を踏まえ、FATFを通じた適切な対応の必要性を一貫して主張してきました。本年2月の全体会合では、金融新技術対策を今後2年間のFATFの戦略的優先事項に盛り込むべきと日本から提案し、最終的に全会一

致で採択されました。

IMFや世銀といった国際機関が出資比率に応じた資本多数決で意思決定されるのと異なり、FATFでは全会一致が必要です（コンセンサスベース）。40に及ぶメンバー間でコンセンサスを得るには、時に大変な苦勞を要します。本件では、主要国に対し事前に丁寧に説明することで理解を得、議場では各国から日本提案を力強く支持する発言が相次ぎました。決議が採択された時には、今後の作業の方向性について意義のある貢献ができたことに大きな達成感を覚えました。

もう一つFATFへの財務省の貢献をご紹介します。FATF関連の各種会合を運営するFATF事務局は、1989年の設立時3名でスタートしましたが\*5、役割の拡大に伴い現在は90名弱の規模に成長しています\*6。財務省は2008年から同事務局に継続して出向者を送り相互の知見を共有しています。松尾管理官はFATF事務局への出向経験がありますが、どのような業務を担当しましたか。

### （3）FATF事務局

（松尾） 2020年から3年間FATF事務局に出向し、常設委員会の一つであるICRG（国際協力レビューグループ）に所属しました。ICRGは、ブラックリスト国（加盟国にコルレス関係停止など具体的行動を要請する国）とグレイリスト国（加盟国にモニタリングの強化を要請する国）のマネロン等対策の進捗状況を評価します。担当した中東・アフリカ地域会合は4つの地域のうち最大規模で、4か月に一度、2週間に及ぶ期間内に13か国の政府代表団との対面会合をアレンジし、報告書をまとめたこともありました。共同議長、被審査国関係者、各報告書4-5名ずつの評価者（Lead Reviewer）など、数多くの関係者と連絡を取り合う毎日でした\*7。

コンセンサスルールは地域会合でも適用されず。被審査国のマネロン等対策が十分な進捗を示しているかどうか評価者間で意見が一致しない場合、

\*4) 日本共同議長下で開催されたAPG年次総会の模様につき、「ファイナンス」2025年10月号を参照。https://www.mof.go.jp/public\_relations/finance/2025010/202510c.pdf

\*5) Financial Action Task Force 30 Years (2019), p.33 https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfgeneral/Fatf-30.html

\*6) Financial Action Task Force Annual Report 2024 - 2025, p.17 https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfgeneral/FATF-Annual-report-2024-2025.html

\*7) その後、地域会合間の衡平を図るため、中東は欧州・ユーラシアと統合された。



共同議長は共通項を探り出します。その際、FATF事務局員はFATF基準に沿った修正案を提示します。合意形成プロセスの一員となり、仲間とともに会議の成果に貢献する貴重な経験でした。

### 3. FATF 第5次相互審査

#### (1) 相互審査とは

(松尾) 相互審査の仕組みについてご説明ください。

(奥) 相互審査とは、40の勧告に沿ってマネロン等対策の法令がどの程度整備されているか (Technical Compliance)、11項目の有効性基準 (Immediate Outcomes) に従いマネロン等対策の有効性がどれほど確保されているか、加盟国が相互に審査しあうプロセスです。

(松尾) 有効性評価を行う基準は通称「IO (アイ・オー)」と言いますが、直訳すると「即時成果」です。どういう意味なのでしょう。

(奥) FATFの最終目標 (High-Level Objectives) は、金融システムがマネロン・テロ資金供与・拡散

金融の脅威から保護されることによる金融セクターの健全性 (Financial Integrity) 強化と、これを通じた安全やセキュリティへの寄与です。その最終目標を達成するための中間成果 (Intermediate Outcomes) は3つに分類できます。第一に、マネロン・テロ資金供与・拡散金融の政策、調整、協力、及びそのリスク低減、第二に、犯罪収益及びテロ支援資金の金融その他分野への流入防止、またその検知・報告、第三に、マネロン、テロ資金供与の脅威が検知又は阻止されることによる犯罪者・テロリストへの制裁、不法収益や資源の剥奪です。

これら3分野の中間成果の端緒として、「最初に検知できる成果」が即時成果 (Immediate Outcomes) であり、3分野を11に細分化しています。

(松尾) FATFは当初暫定的に組織された「作業部会 (Task Force)」であり、条約に基づく国際機関ではありません。そのルールもあくまで「勧告 (Recommendations)」であり、本来法的拘束力があるとも言えません。しかし、加盟国がお互いに勧告の遵守状況を審査し、遵守状況が芳しくない国を

【FATF40の勧告とIOとの関連性】

高次目標 (High-Level Objective)	中間成果 (Intermediate Outcome)	即時成果 (Immediate Outcomes)	関連勧告 (Technical Compliance)	
金融システム・広範な経済がML/TF/PFの脅威から保護されることによる金融セクターの健全性強化、安全・セキュリティへの寄与	政策、調整及び協力 ML/TFリスク低減	IO1 マネロン等リスクの認識・協調	※網掛けは第4次審査以降改訂のあった重点審査勧告 R1 リスク評価とリスクベース・アプローチ R2 国内関係当局間の協力 R36 国連諸文書の批准 R37 法律上の相互援助、国際協力 R38 法律上の相互援助：凍結及び没収 R39 犯人引渡 R40 国際協力 (外国当局との情報交換)	
		IO2 国際協力	R33 包括的統計の整備 R9 金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止 R10 顧客管理 R11 本人確認・取引記録の保存義務 R12 PEP (重要な公的地位を有する者) R13 コルレス銀行業務 R14 送金サービス提供者の規制 R15 新技術の悪用防止 R17 顧客管理措置の第三者依存 R18 金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用 R19 勧告履行に問題がある国・地域への対応 R20 金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出 R21 内報禁止及び届出者の保護義務 R26 金融機関に対する監督義務 R27 監督当局の権限の確保 R22 DNFBPにおける顧客管理 R23 DNFBPによる疑わしい取引の報告義務 R28 DNFBPに対する監督義務 R24 法人の実質的支配者 R25 法的取極の実質的支配 R34 ガイドラインの策定義務 R35 義務の不履行に対する制裁措置 R29 DNFBPに対する監督義務	
	犯罪収益及びテロ支援資金の金融その他分野への流入防止、検知・報告	IO3 金融機関等の監督・予防措置	共通	R3 資金洗浄の犯罪化 R4 犯罪収益の没収・保全措置 R32 キャッシュ・クーリエ (現金運搬者) への対応 R5 テロ資金供与の犯罪化 R6 テロリストの資産凍結 R8 非営利団体 (NPO) の悪用防止 R7 大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁 R30 資金洗浄・テロ資金供与の捜査 R31 捜査関係等資料の入手義務
			IO4 DNFBPの監督・予防措置	
			IO5 法人等の悪用防止	
			共通	
			IO6 特定金融情報の活用	
	ML/TFの脅威が検知・阻止されることによる犯罪者/テロリストへの制裁、不正収益/資源の剥奪	IO7 マネロンの捜査・訴追・制裁		
		IO8 犯罪収益の財産回復		
		IO9 テロ資金の捜査・訴追・制裁		
		IO10 テロリストの凍結、NPOの悪用防止		
IO11 拡散金融対策				

リスト化して公表の上、加盟国間でリスト掲載国との金融取引に慎重な対応を要請する。中でも、ブラックリスト国に対しては、コルレス取引の停止など厳しい措置を求めることで金融市場へのアクセスを認めない、といった一連の仕組みは非常に特徴的です。この点、IMFのワーキングペーパーは「グレイリスト掲載により当該国への資金流入額が対GDP比10%程度減少する」と試算しています\*8。

本来法的拘束力がない「勧告」を加盟国間で実質的に「拘束力ある規則」に昇華させる仕組みが「相互審査」であり、これにより最終目標である「金融市場の健全性」の実現を目指しているのだと思います。

## (2) 第5次審査概要・主な変更点

(松尾) 第3次相互審査まではFATF勧告に基づくマネロン等対策の法令整備状況のみを審査しており、第4次審査から法令の有効性評価が始まりました。第5次審査の概要を教えてください。

(奥) FATF第5次相互審査は、昨年10月全体会合のマレーシアとベルギーから始まりました。FATFとFSRBの全加盟国の審査を終えるまで、前回の第4次審査では10年を要しましたが、第5次審査は6年に短縮されています。

評価手法の面では、法令遵守状況(TC)よりも有効性評価(IO)の審査が重視されるほか、TCの審査では上表網掛けのように第4次審査後に改訂された勧告への対応が重点的に審査されます。

相互審査終了後のフォローアッププロセスは、評価に応じて「通常フォローアップ」、「重点フォローアップ」、「ICRG観察対象」に分かれますが、最上位の通常フォローアップとなるための要件が引き上げられました。また、TC、IOとも4段階のうち下位2つの評価となった項目について、達成期限を伴う重要勧告(KRA: Key Recommended Actions)が設定されることになりました。

## (3) 全体会合での相互審査議論

(松尾) 昨年10月のFATF全体会合で議論されたマ

レーシアとベルギーの相互審査報告書の結果概要と、そこで窺えた第5次審査の方向性についてご教示ください。

(遠藤) 昨年10月のFATF全体会合におけるマレーシアの議論では、合計6つが、4段階中の上から2番目の評価である「S」評価(Substantial level of Effectiveness)となり、最上位の「通常フォローアップ」に分類されました。

これに対して、ベルギーは「S」評価は2個に留まり、残り9つが4段階中の下から2番目の評価である「M」評価(Moderate level of Effectiveness)となり、「重点フォローアップ」に分類されました。

IO項目	日本 (第4次)	マレーシア (第5次)	ベルギー (第5次)
1 マネロン等リスクの認識・協調	S	S	M (↓)
2 国際協力	S	M	M (↓)
3 金融機関等の監督・予防措置 (第4次: 金融機関等の監督)	M	S	M
4 DNFBPsの監督・予防措置 (第4次: 金融機関等によるSAML/CFT)	M	M	M
5 法人等の悪用防止	M	M	M
6 特定金融情報の活用	S	S	S
7 マネロンの捜査・訴追・制裁	M	M	M
8 犯罪収益の財産回復	M	M	M
9 テロ資金の捜査・訴追・制裁	M	S (↑)	S
10 テロ資金の凍結・NPOの悪用防止	M	S	M
11 拡散金融対策	M	S	M
総合評価	重点 フォローアップ	通常 フォローアップ	重点 フォローアップ

(注) 矢印は第4次相互審査からの評価変動を表す。

第5次審査は始まったばかりで具体的な審査傾向を見極めるには時期尚早ですが、昨年10月と本年2月の議論から、いくつか一般的な示唆は得られたと思います。

まず、先ほどお話があったように、第5次審査ではこれまで以上に有効性の確保に審査の重点が置かれています。当局及び民間(金融機関・DNFBPs\*9)セクターのマネロン・テロ資金供与・拡散金融のリスク認識と低減措置、特に自身で高リスクと特定した前提犯罪や特定セクターへの取組みの一貫性に力が置かれていました。

仮に、ある国が「サイバー詐欺」をマネロン等前提犯罪の類型として高リスクに特定したとします。その場合、国レベルで高リスクと特定したサイバー詐欺は、当局のみならず、金融機関やDNFBPsも高リスクと特定するのが自然であり、高リスクに

\*8) Kida and Paetzold, "The Impact of Gray-Listing on Capital Flows: An Analysis Using Machine Learning", International Monetary Fund Working Paper, May 2021.

\*9) 特定非金融業者及び職業専門家(不動産業者、宝石貴金属業者、弁護士、公認会計士など)。



沿った低減措置が取られるべきです。また、金融情報分析やそれに基づく警察・司法当局の捜査・起訴等の取組みにも反映されるはずで、このように、審査団は特定された高リスク類型に対する一貫した取組みを重視している印象です。

次に、先にお話したコンセンサススペースとの関連では、審査団の評価を常設委員会や全体会で引き上げることは相当困難であると実感しました。従って、常設委員会や全体会合に持ち込む前、つまりオンサイト審査までに、審査団に対して十分な材料を提供し議論を尽くしておく必要があります。

## 4. FATF 第5次対日審査に向けて

### (1) スケジュール

(松尾) 全体会合での評価引き上げは難しく、そこに至るまでの取組みが重要なのです。ここで第5次対日相互審査のスケジュールについてご説明ください。

(奥) 審査団が訪日して実施されるオンサイト審査は2028年6月、全体会合での採択は2029年2月と公表されています。オンサイト審査の具体的な日程は、今後FATF事務局と調整していきますが、通常は全体会合終了後に3週間程度実施されることが多いです。その前、2027年秋にオンサイト審査の基礎資料となる法令遵守状況(TC)に関する自己申告書、2028年初めに有効性評価(IO)の自己申告書を提出予定です。

オンサイト審査までまだ2年以上あると考えがちなのですが、書面審査は来年の秋から始まります。従って、読者の皆様にも実質的なプロセス開始まで残り1年余りしかない点をご理解いただければ幸いです。

(松尾) 対日審査プロセスは予想以上に早く本格化するのですね。民間事業者の皆様はどのように関わるのでしょか。

(奥) 2つのタイミング(下図★印)で関与いただく予定です。まず、事前の準備期間には、リスクベース・アプローチに基づく顧客管理措置など、FATF基準の要請を着実に実施いただくことが重要です。加えて、オンサイト審査では、一部の金融機関・DNFBPs事業者に対して審査団が当局側の担当者を交えず直接インタビューを行います。民間事業者として、国レベルでのマネロン等のリスクをどれだけ正確に理解しているか、その上で事業者自身のリスクを如何に特定し低減措置を取っているかなどが聴取される予定です。

### (2) 当局・民間セクターの役割・官民連携の重要性

(松尾) 第5次対日相互審査において、当局のみならず民間事業者の皆様にもご参加いただくとなると、両者の連携が重要です。

(奥) その通りです。先ほど遠藤企画官が「リスク認識に基づく取組みの一貫性」について説明されました。民間事業者が正しいリスク認識に基づき低減措

第5次対日相互審査のスケジュール

※現時点。今後一部変更の可能性あり。

主体	~2027年6月	2027年7月~2028年6月	2028年7月~2029年6月
加盟国			第5次対日審査報告書採択(2月全体会合)
審査員		口頭プレゼンテーション(11月) 受領資料確認	
日本政府	事前準備期間	自己申告書提出(10月) リスク評価・TC IO自己申告書提出(1月)	オンサイト審査(夏場) 対面会合(12月)
民間	★		★



置を取るには、まず我々当局が、リスクに関する情報を背景や大きな枠組みを含めて民間事業者の皆様にご丁寧に説明し、ご理解いただく必要があります。

- (松尾) 同感です。私は、2024年7月から1年間、FATFプロジェクト「複雑化する拡散金融と制裁回避スキーム」に参加しました\*10。その際、実施したパブリック・コンサルテーションでは、FATF及びFSRB加盟国内の民間事業者から450を超える回答をいただきました。最も多かった内容が「官民連携の促進が急務」というものでした。中でも印象的だったのが、「当局は疑わしい取引に係る報告書の提出を奨励する。しかし、民間事業者にとって最も欲しい情報は、『疑わしい取引を見つけるための適切なガイダンス』である」との指摘でした。民間事業者の皆様にご適切にご対応いただくには、当局の情報提供こそが重要であることを改めて実感した次第です。
- (奥) 今回の連載がその一助になることを切に期待しています。



山田係長、花井補佐、谷津係長、三代係長、土屋補佐  
高橋補佐、鳥沢係長、茅根係長、高松係員、川崎係員、五十嵐補佐  
松尾管理官、奥室長、遠藤企画官

## 5. 終わりに・次回以降の進め方

- (奥) 次号から資金移転対策室の担当職員がより具体的な内容を紹介していきます。
- (松尾) FATF第5次相互審査で重視される各IOの要点と審査ポイント、第4次対日審査における指摘事項、第5次審査終了国の評価、それらの分析を踏まえ日本の公的・民間セクター関係者が留意すべき点をできるだけ分かりやすくお伝えしたいと考えています。
- (遠藤) 第5次相互審査の議論が全体会合で進むにつれ判例が積み重なり、分析も精緻化していくと思います。客観的で正確な分析をご提供していきたいですね。
- (松尾) FATFについては既に良書が数多く出版されています。今回の連載は、FATFを担当する資金移転対策室がFATF会合への参加を通じて得られる最新の議論を踏まえた分析をご提供することで、読者の第5次対日審査準備にお役立ていただけるよう努めたいと考えています。

(第2回に続く)

\*10) FATF 拡散金融プロジェクトに関しては、「ファイナンス」2025年9月号を参照。  
[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/202509/202509i.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202509/202509i.html)



柳 至 著

# 公共施設の統廃合を合意する

有斐閣 2025年12月 定価 本体3,900円+税

評者

日本政策投資銀行設備  
投資研究所上席主任研  
究員  
政策研究大学院大学博  
士課程(政策プロフェッ  
ショナルプログラム)  
在籍

渡部 晶

人口減少社会において、自治体が既存の公共施設をどのように取り扱うかは大きな「難問」である。東京都清瀬市では、市内に6つある図書館を2026年にかけて3つに再編したが、3月29日に投開票が行われた市長選挙で、廃止された図書館の再開を訴えた新人が現職を破り当選したことが大きく報じられた。

本書は、人口減少や財政難により多くの自治体が直面している公共施設の統廃合を対象として、地方自治体がどのような取組みを行ってきたのか、また、それらが住民の公正認知や統廃合の受容にどのような影響を及ぼしているのかを、サーベイ実験や事例研究を通じて検討したもので、とりわけ住民参加の取組みとといった「手続き」に着目し、合意形成を支える条件とその課題を明らかにすることを試みた。著者は、立命館大学法学部教授で、行政学・地方自治論を専門とする。初の単著『不利益分配の政治学—地方自治体における政策廃止』(2018年)は、本誌2019年6月号で紹介した。

本書の構成は、序章 本書の目的～いかにして公共施設の統廃合を合意するか、第1章 公共施設の統廃合をめぐる状況、第2章 人々はどうのような意思決定を公正とみなすのか～理論的枠組みと仮説、第3章 基準と手続きの効果～公民館シナリオによる検証、第4章 手続きの効果の確認～保育所と公民館の別シナリオによる検証、第5章 現実の政治過程における手続きの効果～小平市と京都市の事例研究による検証、第6章 住民参加はどのように取り組まれているか～現状・課題・工夫、終章 縮減社会における合意形成に向けて、補論 各種調査の概要(全国市区町村調査等著者が行った調査概要の説明)である。

本書の問いは、ずばり、「地方自治体がどのような取組を行った場合に統廃合に住民が同意するか」である。

まず、第1章で、地方自治体における公共施設の統廃合の検討・実施状況と、統廃合に対する住民の態度、態度に影響を与える要因を論じる。重要な分析結果として、「財政難が進んでいると認識しているほど、統廃合に否定的となる施設が多かった」という点がある。著者は「財政状況が良くない地方自治体に居住する住民としては、ただでさえ地

域に十分でない施設が、統廃合によってさらに削減されることに否定的になるのであろう」としている。

第2章はまさに社会科学の学術書として、先行研究を踏まえた理論的枠組みと仮説が提示される。(1) 統廃合の判断基準として平等性よりも必要性や効率性のほうが公正と認知されやすいという仮説、(2) 統廃合の検討過程において、住民参加の手続きがあるほうが公正と認知されやすいという仮説、(3) 分配的および手続き的公正要素が、公正認知を媒介にして統廃合の受容に正の効果を及ぼすという仮説である。第3章～第4章は、これらの仮説を検証するための実証分析が示される。淡々とした記述の裏に、仮説を検証する難しさ、大変さをぜひ感じ取っていただきたい。第5章は、住民参加の取組みをした小平市としなかった京都市の事例研究が示される。第6章は、著者が行った「全国市区町村調査」の成果が示される。住民参加の取組みとして、住民説明会、懇談会・意見交換会、住民アンケート、パブリックコメントの実施割合が高いが、住民同士の議論を行う取組みの実施割合は低い。また、公共施設マネジメント担当職員の数が多い自治体ほど取組みを実施する傾向があるとする。

終章では、住民の公正認知をもたらす要素として、住民参加に効果があることを様々な実証手段を駆使して示したことを明らかにする。しかし、自治体の実務において、住民が自治体の取組みを認知していないことも判明した。合意形成の条件として、行政の体制を整えること、参加者を募ること、民意に対して応答すること、取組を共有すること、をあげる。ここに示された条件に実務者はやはりそうかと思いつつ、実現のために費やさなければならない労力などに溜息をつくことだろう。

評者としては、地域に地域メディアや地道に地域活動を行う「中間団体」がどれだけ存在して、自治体と「協働」できる関係性が構築できているかが、回り道ではあるが、重要なのではないかとの感想を持った。また、図書館のような無料で一般向けに広く開放された施設は司書の問題も含め、別途の考慮も要するように思われた。

いずれにしても、避けては通れないこの「難問」を考えるために、関係者にぜひ一読をお勧めしたい1冊である。

# 未成年SNS規制という世界的潮流

大臣官房総合政策課 調査員 古川 晃久／川野 祥太

本稿では、複数国で導入・検討が進む未成年のSNS利用禁止について考察する。

## 未成年のSNS利用禁止、世界的な動き

- ・2025年12月、オーストラリアにおいて、SNSでのいじめや性加害、有害コンテンツの視聴を防ぐ目的で、国家として初となる16歳未満のSNS利用を禁止する法律が施行された。
- ・未成年のSNS利用に係る規制は、オーストラリアだけでなく、複数国でも導入検討が加速している（図表1）。その背景には、オーストラリアのようないじめ防止の観点だけでなく、SNSが依存性の高いデザインとして設計されており、刺激的な動画とそれを閲覧したい衝動を利用者に与えることで、メンタルヘルスへの悪影響や自殺に追い込むリスクへの懸念もある（図表2）。
- ・OECD等の調査では、メンタルヘルスの悪化は医療費の増大だけでなく、社会的コストとして間接的に雇用率や生産性の低下に影響している（図表3）。
- ・近年、プラットフォーム任せでは現状を改善できないという認識が広まり、法的介入の必要性が議論されている。2026年3月には、米国カリフォルニア州でのSNS依存を巡る訴訟において、メタとグーグルは被害者に対し損害賠償の支払い義務があるとの評決が下されている（図表4）。こうした世界的潮流は、日本にとっても他人事ではなく、政策検討に向けた重要な示唆を含んでいると筆者は考える。

（図表1）未成年SNS利用規制の導入国・検討国

	国名
①導入済	オーストラリア、米国16州 (25/11時点)
②法案成立・導入予定	EU、フランス、デンマーク、スペイン、 ギリシャ、ノルウェー、イギリス、 インド、マレーシア

（図表3）メンタルヘルスと経済的損失

機関	概要
WHO	鬱病・不安障害による世界経済の生産性損失：約1兆ドル/年
OECD	医療費のほか、雇用喪失、労働参加率の低下等社会的コスト/GDPの最大4%

（出所）日本経済新聞、WHO、OECD、Bloomberg

（図表2）世界における世代別鬱病疾患者の割合

鬱病を持つ人の割合（年齢別、世界）			
age	2010	2023	2010→2023
70~	4.69%	5.36%	0.67% pt
65-69	4.74%	5.46%	0.72% pt
60-64	4.70%	5.40%	0.70% pt
55-59	4.68%	5.39%	0.71% pt
50-54	4.58%	5.33%	0.75% pt
45-49	4.47%	5.29%	0.82% pt
40-44	4.32%	5.28%	0.96% pt
35-39	4.16%	5.14%	0.98% pt
30-34	4.04%	5.00%	0.96% pt
25-29	3.89%	4.91%	1.02% pt
20-24	3.66%	4.78%	1.12% pt
15-19	3.50%	4.55%	1.05% pt

our world in date を元に筆者作成  
SNSが原因であるとは学術的に因果関係が証明されていないが、SNSが浸透し始めてきた頃と思われる2010年頃から2023年の期間で、未成年から若年層にかけての鬱病の増加率は他の世代より高くなっている。

（図表4）SNS依存を巡る米訴訟

経緯  
20歳女性ケイリー氏が、幼少期から使用していたInstagramとYouTubeが原因で精神的被害を引き起こしたとしてメタとグーグルを提訴

陪審評決（2026/3/25 米カリフォルニア州ロサンゼルス州地裁）メタとグーグルは、未成年に危険を及ぼす可能性を認識しながら、警告や十分な対策を怠った過失があると、両社の責任を認定。賠償責任義務があると判断。（※両社は控訴の意向。同様の訴訟は米国で多数あり、引き続き多額の賠償リスクが生じる可能性が示唆される。）

争点の核心  
コンテンツが設計か  
原告側は、問題は投稿内容ではなく、無限スクロール、レコメンドアルゴリズム、依存を促す通知設計など、設計そのものにあると主張

## SNS利用と脳発達・依存・感情形成への影響

- ・未成年の脳は外部刺激の影響を最も受けやすい時期にある。SNSの無限スクロールが与える強い刺激や「即時的な承認」（いいね機能など）は、子どもの脳の発達に大きな影響を及ぼし、依存症的な使用パターンを形成しやすいという見方もある（図表5）。
- ・依存が進行すれば、注意力や衝動制御の発達に偏りが生じ、学習や社会性にも長期的な影響を及ぼす可能性がある。現時点では学術的に因果関係が確定してはいないものの、SNSを視聴することによる他者との比較や過剰な承認欲求が、慢性的な不安感や孤独感、自己肯定感の低下等の心理的リスクを増大させる懸念も指摘されている。また、全米経済研究所のワーキングペーパーでは、若者のメンタルヘルスとスクリーンタイム（スマホ・SNS）に強い関係があることが示されている（図表6・7）。

（図表5）SNSの長時間利用が陥る脳の状態

思春期：身体や認知機能、正確が大きく変化する重要な発達段階

← 長時間利用 SNS

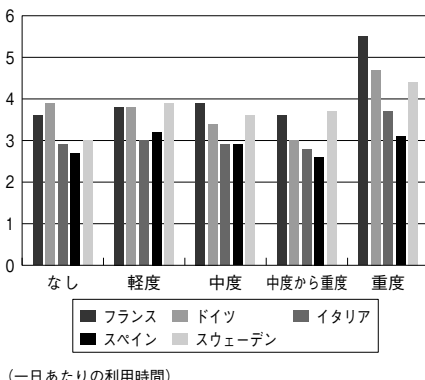
英ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンの研究者らによる、インターネット中毒と診断された10~19歳237人を対象にした脳スキャンによる調査によると、以下のことが観測された。

- ・安静時に活性化される脳の部位では活動の増加と減少いずれも観測された
- ・能動的思考に関係する部位では脳の領域間の相互作用を示す機能的結合が全体的に減少

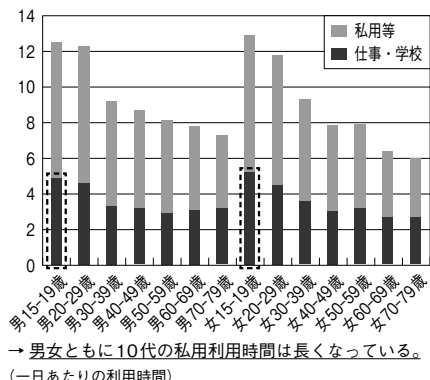
研究者らによると、こうした状態は  
薬物使用 ギャンブル依存症  
で生じるものと類似しているという。

（出所）Forbes JAPAN、全米経済研究所（NBER）

（図表6）うつ病とスクリーンタイムの関係



（図表7）インターネット利用時間の実態(2024)



## オーストラリアの事例と規制の実効性に関する議論

- ・世界に先駆けたオーストラリアにおける規制（図表8）は、年齢確認を法的義務とし、依存を生む設計そのものを問題視する観点から、SNS事業者に全面的に責任を課す。罰則が高額であることから、企業に対応を促すものと考えられる。
- ・だが、歴史を振り返ると、社会的需要が存在するものに対して禁止法令の制定、或いはそれに類した体制の構築を試みたことはあるが、実効性の担保という観点から形骸化していった事例は多い（図表9）。
- ・オーストラリアのような未成年のSNS利用規制を検討する際は、実効性の担保に加え、制限強度と範囲を考慮する必要がある。例えば、保護者の同意を条件とする場合、その同意をいかに確実に取得するかという手法の問題や、家庭の教育方針によって制限の度合いに大きな差が生じる点に留意すべきである。また、夜間利用や通知制限といった一部制限措置を講じる際も、年齢確認の精度をどう高めるか、あるいは限定的な制限で十分な効果が得られるのかといった多角的な視点での検討が不可欠である（図表10）。

（図表8）オーストラリアにおける規制の概要

**対象年齢**：16歳未満の未成年者  
**規制内容**：16歳未満のSNSアカウント作成・保持禁止（親の同意による例外は一切ない）  
**対象となるサービス**：SNS機能（投稿・相互交流・リンク）を持つサービスが対象  
 例）Instagram, Facebook, Threads, TikTok, Snapchat, YouTube, X（旧Twitter）など  
 ※単純なメッセージアプリなどは原則除外  
 ※将来の新サービスも大臣指定で追加可能。  
**執行機関**：eSafety Commissioner（オンライン安全規制当局）。プライバシー面はOAIC（情報保護当局）が監督  
**規制の主体**：子どもや親ではなく、SNS事業者が全面的に責任を負う。  
**事業者が課される義務**：合理的な措置を講じ、16歳未満のアカウント作成維持を防ぐ義務（手段例：AIや行動履歴による年齢推定、生体情報・書類確認（任意）※技術は法律で指定されていない）  
**罰則**：義務違反の場合は最大4,950万豪ドル（約34億円）の罰金

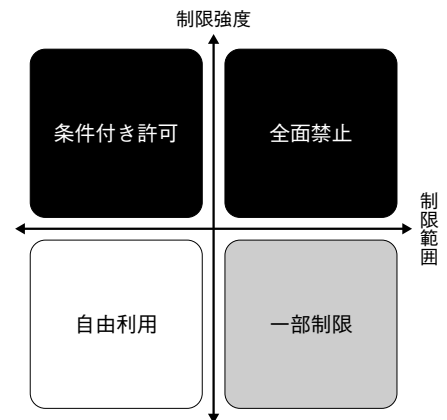
（図表9）実効性が十分に担保されず形骸化した事例

**禁酒法**  
 米国で1920年から1933年に施行された法令。消費のためのアルコールの製造・販売・輸送が禁止されたが、結果的には違法な酒の流通などにつながり、ギャングなどの資金源になったことから廃止された。

**中国における欧州WEBサービスへのアクセス禁止**  
 中国ではグレートファイアウォールと呼ばれる大規模検閲システムがあるとされている。これによって欧州発のFacebook, Instagram, XなどのSNSにアクセスできないが、VPNを利用することで、国外のサーバーを経由することでアクセスすることが可能になっており、一部形骸化していると考えられる。

**米国でのポルノサイトアクセス時の年齢確認を定める法令**  
 米国のいくつかの州において、ポルノサイトにアクセスするためには年齢確認を実施することが法令によって定められたが、VPNによる他州経由のアクセスが可能であること、年齢確認を実施しない違法サイトも存在し、一部形骸化していると考えられる。

（図表10）制限範囲・制限強度の整理

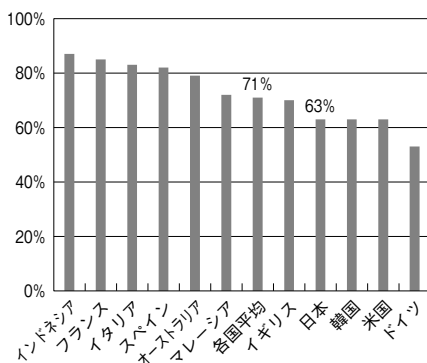


（出所）eSafety Commissioner, OAIC, Michael & Associates, TECHINASIA

## 日本における議論の状況

- ・オーストラリアによる規制導入を始め、世界各国で未成年SNS利用に関して、因果の確定性に限界があっても、SNSの依存を促す設計やメンタルヘルスの悪化等を踏まえた、何かしらの規制導入が検討されている。Ipsosによる調査では、未成年のSNS利用を禁止すべきか否かという問いに対し、日本の同意割合は各国平均よりも低く、慎重であることが見てとれる（図表11）。
- ・足元の日本における議論の状況を整理すると、2024年11月に子ども家庭庁で「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」(WG)が設置され、同WG内においてオーストラリアにおける規制の評価を行っており、2026年1月の同WGに属した専門家会議においても、オーストラリアにおける規制に関し意見が交わされた。賛成反対意見は様々であるが、足元の状況を鑑みるに、法改正による規制導入の可能性は否定されていないものの、依然として慎重姿勢であると思料される（図表12）。
- ・メンタルヘルス等の健康被害の中でも特に睡眠障がい为例に見てみると、2016年にランド研究所が試算した結果によれば睡眠不足によって生じる経済損失は年間約1,380億ドルにも及ぶといわれている（図表13）。SNSの利用は睡眠不足の一つの要因となりうることから、検討を進めることでこのような経済損失を減少させることも期待できるのではないと思われる。このような視点も含め、今後日本でも未成年のSNS利用にかかる議論が加速・拡大していく可能性がある。

（図表11）「14歳未満に対して学校内外でのSNS利用を禁止すべきか」各国の同意割合



Ipsosを元に筆者作成

（出所）Ipsos, 子ども家庭庁、テレビ朝日、RAND Corporation

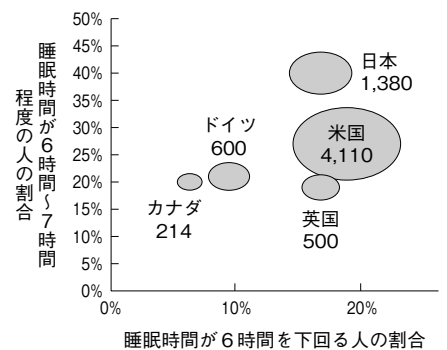
（図表12）日本政府における議論の状況

▶子ども家庭庁ワーキンググループの設置  
 2024年11月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」設置  
 →2026年1月には、子どものインターネット環境の在り方を議論する専門家会議の初会合にて、オーストラリアの規制に関しても意見が交わされた。  
 賛成意見：豪州を参考に日本に適した規制を導入すべき  
 反対意見：若者の居場所を奪う恐れもあり慎重さが大事

▶参議院本会議での代表質問（2026年2月）  
 自民党上野通子参院副幹事長が、子どものSNS利用にかかる対策の検討について質問  
 →高市首相「～中長期的な検討を要するものについては令和8年をめどに具体的な内容を取りまとめ参ります。」

足元の議論状況をみると、法改正の可能性を否定していないものの、慎重姿勢を崩していない

（図表13）睡眠時間と年間経済損失（億ドル）



RAND Corporationの論文を元に筆者作成

（注）文中、意見に関する部分は全て筆者の私見である。

# 路線価でひもとく街の歴史

## 第75回 特別編

### 日銀代理店でみるご当地メインバンク 西日本

前月に引き続き、河川や港湾、街道が交わる伝統的な街の中心に、その当時の地域一番行が立地している、という観点で街をみていく。今回は西日本編である。

### 鳥取・島根と第三銀行

鳥取は、L字に流れる袋川に囲まれるように旧市街が形成されており、駅はその外側にある。旧市街の南北軸が智頭街道で、袋川にかかる鋳物師橋に通じる二階町の通りが東西軸となる。元魚町は二階町の1筋南の両側町で、最高地価だった元魚町三丁目は智頭街道との交点にある。二階町四丁目は鋳物師橋寄りの場所にあった。

地元の国庫金を扱っていた第八十二国立銀行はこの二階町四丁目にあった。明治11年（1878）11月の設立。明治25年（1892）、不良債権が嵩み安田善次郎に救済を申し入れる。その翌年、本店が東京の安田銀行本店の場所に移され、鳥取の店舗は支店となった。再建は果たされたが、明治30年（1897）6月には第三銀行に合併された。第三銀行の旧称は第三国立銀行で、安田善次郎が安田銀行とともに経営していた。大正12年（1923）11月の安田系11銀行の大合同で名実ともに安田銀行になる。

宍道湖に面する松江の中心街は湖に流れ込む大橋川の南北両岸にある。最高地価の八軒屋と白潟本町は川の南岸、末次本町は北岸にあたる。第三銀行の松江支店は末次本町にあった。第三銀行は鳥取、島根両県を地盤としていたが、最も早い松江支店は明治17年（1884）の進出である。白潟本町には山陰合同銀行（合銀）の前身行の1つの松江銀行の本店があった。松江には旧松江藩士の出資で設立された第七十九国立銀行があり、当初は米子の国庫金を扱っていたが、業

績ふるわず営業停止に至った。地元銀行が待望される中、地元実業家によって明治22年（1889）8月に設立されたのが松江銀行だ。明治36年（1903）、現在の合銀本店の場所に本店を新築した。浜田に目を転じると、第五十三国立銀行が国庫金を扱っている。同行は合銀の最も古い前身行で、明治11年12月の設立で

表 日銀代理店の受託銀行の変遷（西日本）

拠点名	里程元標		最高地価		最高賃貸価格
	明治9~14年	明治20年('87)前後	明治40年('07)前後	大正15年(1926)	
鳥取	数方原町~西町	元魚町3	二階町4	元魚町1	
米子	—	—	法勝寺町	法勝寺町、道笑町1	
松江	豎町	八軒屋	白潟本町	白潟本町、末次本町	
浜田	蛭子町	—	原町	新町	
岡山	橋本町	西大寺町	西大寺町	西大寺町	
高梁	—	本町	下町	本町	
津山	材木町	京町	伏見町	柳井町	
広島	細工町	横町	横町	紙屋町、堀川町、塩屋町	
尾道	—	十四日町	十四日町	土堂町	
山口	大市町	—	—	米屋町	
徳山	—	—	—	佐渡町	
下関	—	—	西南部町	西細江町	
高松	常磐橋	南新町	丸亀町	丸亀町	
松山	札の辻	本町1	港町3	港町3	
宇和島	—	堅新町	—	監新町、横新町	
高知	帯屋町~本町	種崎町	種崎町	種崎町	
須崎	—	—	—	上浜町、中浜町	
小倉	室町	小倉	魚町	魚町	
福岡	橋口町	橋口町	中島町	東中洲町	
久留米	三本松町	三本松町	—	三本松町	
柳河	—	上瀬高町	—	辻町	
佐賀	白山町	白山町	柳町	呉服町、元町、白山町	
伊万里	—	—	下町	下町、中下町	
唐津	—	—	—	大手通	
長崎	外浦町	常磐町	今鍛冶屋町	築町、本下町、東浜町、鍛冶屋町	
平戸	—	崎方町	—	崎方町	
厳原	—	今屋敷町	—	国分大町、下角	
熊本	新町	古川町	鍛冶屋町	花畑町	
八代	—	—	—	東本町、中島町	
大分	碩田橋	—	—	竹町	
中津	—	新博多町	—	新博多町	
宮崎	上野町	上別府村	上別府村	橋通1	
延岡	—	—	南町	元町	
鹿児島	山下町	中町	中町	天文館通	
金久	—	—	—	金久	
那覇	東村	西村	西町	東町1、西本町5	



ある。国庫金業務はいったん第三銀行に移った後、大正11年から復託店として和栗、雲陽実業銀行が担っている。再編後山陰合同銀行となり、昭和17年には日銀松江支店の直扱を除く島根県内の代理店を担っている。

## 岡山県の川と街と銀行

明治初期から中期にかけて、岡山の里程元標は旭川にかかる京橋の西詰にある橋本町に置かれていた。最高地価の西大寺町は西国街道に沿って橋本町に隣接する。橋本町の川に沿って南側が船着町で、明治10年(1877)10月に設立された第二十二国立銀行(営業満期後は二十二銀行)の本店があった。旭川西岸が商業や金融の中核だったことがうかがえる。明治36年(1903)、二十二銀行は西大寺町へ本店を移転した。

同行は日清戦争後の不況で経営悪化し、西大寺町に移転する頃には安田銀行の傘下に入っていた。その後、大正12年の大合同で安田銀行の支店となった。

現在の中国銀行は、岡山県南の6行が合併して大正8年(1919)9月に発足した第一合同銀行を母体とする。倉敷紡績社長を兼任する倉敷銀行頭取の大原孫三郎が牽引役だった。源流行で最も古いのは明治11年12月に備中松山藩士の出資で設立された高梁の第八十六国立銀行(後の八十六銀行)だ。八十六銀行は、第一合同銀行発足の翌年1月に合流した。昭和5年(1930)12月、津山銀行を軸に県北で再編を進めてきた山陽銀行と合併し中国銀行となる。八十六、津山銀行ともに本拠地で国庫金を担当していた有力行だ。

岡山と同じく高梁、津山も川との関係が深い。高梁の最高地価の本町、下町ともに高梁川に並走する松山往来沿いの町である。八十六銀行は下町にあった。津

所在地/受託銀行

	明治21年 (1888)	明治36年 (1903)	大正11年 (1922)	昭和4年 (1929)	昭和17年 (1942)	昭和28年 (1953)
二階町4	第八十二	藪片原町 第三	新町 第三	新町 安田	新町 安田	東品治町 山陰合同
壱町1	第八十二	壱町 第三	(四日市町) 第三	(四日市町) 安田	四日市町 安田	東倉吉町 山陰合同
本町	第三	末次本町 第三	殿町 日銀松江	殿町 日銀松江	殿町 日銀松江	殿町 日銀松江
新町	第五十三	新町 第三	(新町) 和栗*	(新町) 雲陽実業*	新町 山陰合同	新町 山陰合同
船着町	第二十二	船着町 二十二	内山下 日銀岡山	内山下 日銀岡山	内山下 日銀岡山	内山下 日銀岡山
下町	第八十六	下町 第八十六	(下町) 第一合同	(下町) 第一合同	(下町) 中国	本町 中国
伏見町	津山	伏見町 津山	(京町) 津山	(京町) 山陽	元魚町 中国	元魚町 中国
大手町2	三井	中島本町 住友	水主町 日銀広島	水主町 日銀広島	袋町 日銀広島	袋町 日銀広島
久保町	第六十六	久保町 第六十六	久保町 芸備	久保町 芸備	土堂町 芸備	土堂町 広島
中市町	第一百	中市町 百十	(中市町) 百十	(中市町) 百十	(中市町) 百十	中市 山口
幸町	第一百	(幸町) 百十	(幸町) 百十	(幸町) 百十	幸町 百十	幸町 山口
西南部町	三井	西南部町 百十	西南部町 百十	西南部町 百十	観音崎町 百十	岬之町 日銀下関
丸亀町	第一百四	丸亀町 高松百十四	丸亀町 高松百十四	丸亀町 高松百十四	丸亀町 高松百十四	南鍛冶屋町 日銀高松
三番町	第五十二	三番町 五十二	三番町 五十二	三番町 五十二	三番町 日銀松山	三番町 日銀松山
横新町	第二十九	横新町 第二十九	横新町 第二十九*	横新町 第二十九*	横新町 伊豫合同	横新町 伊予
種崎町	第七/第八十	種崎町 土佐	種崎町 土佐	浦戸街 土佐	南播磨屋町 四国	本町 日銀高知
中町	第三十七	北古市町 高知	(古市町) 土佐	(古市町) 四国	(古市町) 四国	(古市町) 四国
室町	第八十七	室町 百三十	京町 百三十	京町 安田	京町 安田	大阪町 福岡
橋口町	第十七	橋口町 十七	橋口町 十七	橋口町 十七	下新川端町 十七	橋口町 日銀福岡
片原町	第六十一/九十六	片原町 六十一	三本松町 十七	三本松町 十七	日吉町 筑邦	日吉町 福岡
瀬高町	第六十一/九十六	瀬高町 柳河	(片原町) 柳河	(京町) 柳河	(京町) 筑邦	京町 福岡
水ヶ江村 (本下町)	第六百	水ヶ江町 佐賀百六	水ヶ江町 佐賀百六	呉服町 佐賀百六	東魚町 佐賀興業	唐人町 佐賀興業
(大石町)	伊万里	(本下町) 伊万里	(本下町) 伊万里	(本下町) 伊万里	(本下町) 佐賀興業	(本下町) 佐賀興業
東浜町	第十八	築町 十八	築町 十八	築町 十八	築町 十八	炉粕町 日銀長崎
一	第十八	一 十八	一 十八	一 九十九*	一 親和*	一 親和
大手橋町	第十八	大手橋町 十八	(今屋敷町) 十八	(今屋敷町) 十八	(今屋敷町) 十八	(今屋敷町) 十八
米屋町1	第九	米屋町 第九	船場町 日銀熊本	船場町 日銀熊本	船場町下1 日銀熊本	船場町下 日銀熊本
広横町 (上市町)	第三百十五	(東本町) 第九	(東本町) 肥後	(東本町) 安田	東本町 安田	東本町 肥後
諸町	第七十八	(諸町) 二十三	(南新地) 二十三	(南新地) 大分合同	(南新地) 大分合同	大分外堀 日銀大分
川原町	第四百七	川原町 第四百七	(橋通1) 第四百七	橋通1 第四百七	橋通1 第四百七	橋通 日向興業
南町	第四百七	南町 第四百七	(中町) 第四百七	中町 第四百七	中町 第四百七	南町 日向興業
築町	第五	築町 浪速	金生町 十五	柳町 日銀鹿児島	金生町 日銀鹿児島	東千石町 日銀鹿児島
一	第五	金久 浪速	(金久) 第四百七*	(金久) 第四百七	(金久) 第四百七	一 一
東村	第四百七	東町 第四百七	東町 第四百七	東町 第四百七	東町1 第四百七	一 一

注)「日銀代理店」について、明治13年は「大蔵省為替方」、明治21年は「国庫金出納本支所代理約定店」、明治36年は「金庫出納事務取扱店」が正式名称。大正11年、昭和4年および昭和17年は「日本銀行代理店(一般代理店)」、ただし、日銀代理店が現地支店を置かない場合に実務を担当する「復託店」を置く場合、銀行名に“\*”を付した上で復託店を記載している。所在地欄の( )内は、原資料に記載がないケースについて筆者が所在地を調査して補記したものの、行名の「国立銀行」「銀行」は省略。出所)日本銀行「国庫金出納所一覧表」、「国庫金出納事務報告」、「日本銀行沿革史」、各府県統計書(いずれも国立国会図書館デジタルコレクション)等から筆者作成

山の里程元標は旧市街の南辺を形成する吉井川から街なかに入り込む宮川にかかる大橋の西詰にある。大橋から出雲街道に沿って材木町、伏見町、京町、元魚町と続く。最高地価地点は京町だった。津山銀行は伏見町で明治12年(1879)に設立された。その後京町に、中国銀行に転じた後には元魚町に移転した。

## 河口港と小倉・福岡

河口港の街という点で福岡と小倉は共通している。福岡の最高地価地点だった橋口町は、那珂川にかかる西中島橋の西詰に続く街で、橋のたもとに里程元標が置かれていた。明治10年11月に開業し国庫金の出納事務を扱っていた第十七国立銀行(後の十七銀行)も橋口町にあった。その後、最高地価は西中島橋の東側の中島町、次いで東中洲町に移る。十七銀行は本店を橋の東側の博多橋口町に移したが、跡地に日本生命保険九州支店が建った。明治42年(1909)の建築で現在は赤煉瓦文化館として観光スポットになっている。その後、昭和13年(1938)に十七銀行は新川端町、現在の川端商店街の明治通りに面する北端に本店を新築した。地下鉄の駅名が「中洲川端」であるように博多川の両岸で一体となった中心街である。

小倉の旧市街は紫川を境に東西に分かれる。小倉城があるのは西側だ。兩岸を結ぶのが常盤橋で、里程元標はその西詰にあった。長崎街道、中津街道、秋月街道、唐津街道そして門司往還からなる「小倉の五街道」の基点だった。常盤橋から西側に続く道の両側町が室町である。逆に、常盤橋から東側に続く両側町が京町で、京町の道に直交する南北の町が最高地価の魚町だった。現在の京町商店街、魚町商店街に重なる。

小倉の国庫金を担っていた第八十七国立銀行(後の第八十七銀行)は室町にあった。当初小倉にあったのは支店で、本店は大橋(現・福岡県行橋)にあった。明治11年11月に設立され、明治13年(1880)に小倉に支店を出した。そして、明治20年(1887)には小倉支店を本店とした。同行は石炭業や鉄道業などへの積極的な融資を行ったが、明治30年代の恐慌で債権回収が滞り苦境に陥った。救済合併の先として選んだのは大阪の百三十銀行だった。明治35年(1902)12月に百三十銀行と合併して同行の支店となる。大

正3年(1914)1月に京町に行舎を新築し移転した。

ちなみに、百三十銀行も積極的な融資が裏目に出て苦境に陥る。同行が救済を求めたのは安田銀行だった。大正12年の大合同で安田銀行となり、百三十銀行に代わって当地の有力行となった。戦後、日銀代理店は福岡銀行が担っているが、百三十銀行の後身にあたるみずほ銀行は、現在も北九州市の指定金融機関を地元3行との輪番で務めている。

## 「筑邦」の消滅と復活

同じく福岡県だが、県南の筑後地域は経済圏が分かれていると戦前から認識されていた。その中心都市が久留米である。久留米の街の南北軸である柳川往還の起点に里程元標が置かれ、往還沿いのはじめの両側町が三本松町だった。久留米の最高地価地点である。明治11年11月に旧久留米藩の士族らの出資により設立された第六十一国立銀行(後の六十一銀行)は片原町にあった。里程元標の西側の両側町だった。柳川(柳河)では、明治11年11月に第九十六国立銀行(後の柳河銀行)が設立されていた。久留米と柳河の国庫金業務は、第六十一国立銀行と第九十六国立銀行が共同で担っていた。

その後、六十一銀行は業績不振に陥り、大正元年(1912)10月に住友銀行に営業譲渡し解散する。六十一銀行の店舗は住友銀行の支店となった。地元本店を置く銀行が無くなった。その後、一県一行主義で再編が進められていた中、昭和16年(1941)9月、柳河銀行をはじめ筑後エリアの18行が合併し筑邦銀行(現在の同名行とは異なる)が新立された。久留米に本店を置く銀行が復活した形だ。しかし、戦争末期に至り1県に1行の要請が強まり、昭和20年(1945)3月、十七銀行その他3行との合併を余儀なくされた。戦後、地元本店行を待望する声が高まり、一県一行主義の見直しの機運も手伝って、昭和27年(1952)12月、商工会議所等の主導で新銀行を立ち上げた。行名は終戦前に統合された「筑邦銀行」と同じものにした。

## 熊本の河岸の銀行街

熊本の旧市街は街なかを流れる坪井川を中心に発展



した。坪井川に並行して唐人町通がある。この一部が最高地価地点の古川町である。唐人町通と、これに直交する米屋町の通りからなる界限に銀行が集積した。まず、当地の国庫金を担っていた第九国立銀行（後の第九銀行）が米屋町一丁目にあった。

第六国立銀行の店舗もあったが、こちらは旧熊本藩主細川家がオーナーの銀行で本店は東京に置かれていた。元々福島で設立されたが、明治24年（1891）に営業停止となったものを細川家が買収した。満期継続後は肥後銀行に改称している（現在の肥後銀行とは別）。明治33年（1900）暮れ、業績悪化していた第九銀行に取り付け騒ぎが起きる。同行は肥後、安田銀行に救済を求め、翌年5月の営業再開に至った。また、この救済劇を機に肥後銀行は安田銀行の傘下に入る。その後、肥後銀行は第九銀行を合併し、さらに大正12年の大合同で安田銀行となった。その結果、安田銀行が熊本県内に12店（統合時点）を擁する有力行となった。

それに対して、現在の地域一番行である肥後銀行は明治12年1月に宇土で設立された第百三十五国立銀行を源流とする。営業満期を機に九州商業銀行となり、熊本には支店を設けた。場所は唐人町である。明治31年（1898）7月、紺屋町に移転し本店とする。大正7年（1918）10月に熊本銀行に改称。大正14年（1925）7月に他2行と合併し肥後協同銀行が設立され、昭和3年（1928）3月に肥後銀行となった。

大正12年の安田系大合同の構成11行の本店所在地のうち熊本が南端である。鳥取の八十二銀行、岡山の二十二銀行、小倉の百三十銀行と同じように、地域銀行の救済を端緒に店舗網が広がった事例だ。結果的に、各地の地域銀行を一体化して全国銀行となった戦前の安田銀行は、今でいう「スーパーリージョナルバンク」をほうふつとさせる。他方、地域の小規模銀行が再編集約を経て大規模化し、有力行に成長していく流れも明らかだ。地元本店を置く銀行が地域から切望されるエピソードも興味深い。戦後の日銀代理店は地元本店行が担うケースがほとんどだ。戦後の都市銀行も本店所在地では地域に密着している。規模にかかわらず、銀行にとっての地域経済の重要性がうかがえる。

## 隣県に活路を見出した地域銀行

鹿児島には士族の出資で明治12年8月に設立された第百四十七国立銀行があった。現在の鹿児島銀行である。一方、島津家の第五国立銀行が奄美大島を含む旧薩摩藩領の鹿児島の国庫金業務を担っていたため、第百四十七国立銀行（後の百四十七銀行）は、当時鹿児島県に編入されていた宮崎県と、藩政時代に支配していた旧琉球王国を出自とする沖縄県へ活路を求めた。

まず、宮崎は大淀川の北岸に街の中心があった。上野町に<sup>かみ</sup>里程元標があった。ここは現在のメインストリートの橋通の1筋西側で、大淀川を臨む現在の宮崎市役所付近にあたる。第百四十七国立銀行は上野町から下流側の川原町にあった。後に橋通一丁目に移転するが、大淀川の北岸には変わらない。

那覇は国場川北岸の港に面して中心街が形成されていた。現在の那覇ふ頭一帯である。東町交差点付近に里程元標と警察署があった。琉球王国時代には役所である「親見世」<sup>おやみせ</sup>があった場所で、ここと港をつなぐ約300mの道が戦前のメインストリート「見世の前（ミーシヌメー）」となった。道は西村と東村、大正15年の東町一丁目と西本町五丁目の境でもある。第百四十七国立銀行もこの通りに面して店舗を構えていた。

地域の有力行のその後の変遷史をたどると、宮崎も沖縄も地元発の銀行が地域一番行に成長している。戦後占領期があるため沖縄県は分析の対象から外れるが、宮崎は、宮崎県の主導で設立された日向興業銀行が日銀代理店となっている。現在の宮崎銀行である。百四十七銀行の後身の鹿児島銀行も鹿児島県の一番行だ。

プロフィール

大和総研主任研究員 鈴木 文彦

仙台市出身、1993年七十七銀行入行。東北財務局上席専門調査員（2004-06年）出向等を経て2008年から大和総研。主著に「自治体の財政診断入門」（学芸出版社）、「公民連携パークマネジメント」（同）



# ラオス経済の動向

## — 経済の安定化は一時的なものなのか

国際通貨基金 (IMF) エコノミスト 座光寺 琢

### はじめに

筆者は現在、国際通貨基金 (IMF) アジア太平洋局においてエコノミストとして勤務している。IMFでは、アジア太平洋局やアフリカ局といった「地域局」に所属するエコノミストが各々数か国程度の担当国を割り振られて、エコノミスト総体として全191加盟国をカバーする体制が採られている。本年2月、筆者が現在担当している国の一つであるラオス人民民主共和国政府とIMFとの間で行われた2025年の「4条協議」が終結し、ラオス経済の分析及び政策提言が含まれたレポート\*1が公開されたところである。

近年、中国による「債務の罠」といった経済安全保障上のキーワードとともに、あるいは天皇皇后両陛下の長女の愛子さまが初の海外公務訪問先として選ばれたという文脈において、日本におけるラオスへの関心が高まっていると感じている。その一方で、近隣のタイやベトナムといった他のASEAN加盟国と比較しても、日本におけるラオスへの認知度は低いと思われる。読者の中でも、旅行やビジネスでラオスを訪れたことがあるという方はほとんどいないのではないかと。実は、ラオス経済は2020年初頭から危機的な状況に陥り、ここ最近になって経済に安定化の兆しがみられるという重要な局面にある。今後、ラオス経済は安定的な発展を取り戻すのか。それとも、再び不安定化するのか。本稿では、主としてマクロ経済の側面から、上述のIMFレポートの内容を踏まえて、ラオスの最

新の動向を伝えたい。なお、本稿で示されている内容は筆者個人の見解であって、IMFやそのマネジメント及び理事会の見解を示すものではないことに留意されたい。

### 2 ラオス経済の発展過程

ラオスは、24万平方キロメートル (日本の63%) の国土面積に約760万の人口を抱える東南アジア大陸部における内陸国である。14世紀に建国されたランサン王国以来の王政が1975年に廃された後、現在の政治体制は人民革命党一党指導のもと運営される社会主義国家である。内陸国ラオスを取り囲む二つの社会主義国家である中国及びベトナムが70-80年代以来辿ってきたように、ラオスにおいても1986年以来、「新思考」(チンタナカーン・マイ) という標語の下、種々の市場経済化・外資誘致の取組が実行に移されてきた。2025年時点の一人当たりGDPは2,300米ドル程度 (名目値、推計) であり、下位中所得国に分類されている。

実は、2020年にコロナ危機に見舞われるまで、ラオスでは安定的かつ比較的高水準な経済成長が続いていた (図1)。

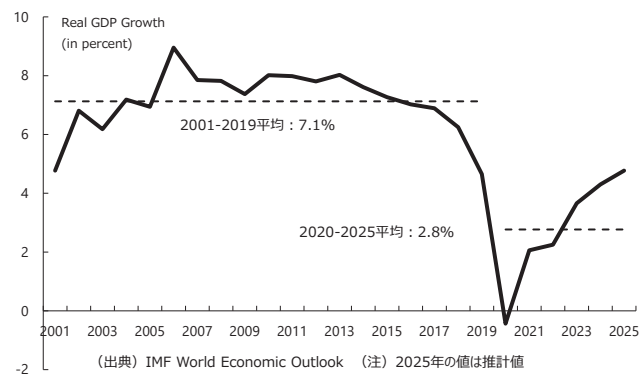
ラオスは「東南アジアのバッテリー」となるべく、メコン水系の豊富な水資源を用いた水力発電を拡大し、近隣諸国への電力輸出拡大\*2を図っている。また、「内陸国から連結国へ (From Land-Locked to Land-

\*1) IMF (2026) "Lao People's Democratic Republic : 2025 Article IV Consultation-Staff Report." Country Report No. 2026/050.

\*2) 電力は、長年にわたってラオス最大の輸出品目である。



図1. ラオスの実質経済成長率はコロナ危機に際して大きく落ち込んだ



Linked)」を標語に、道路や鉄道といった近隣地域との間を結ぶ陸上交通インフラを急速に整備<sup>\*3</sup>し、東南アジア大陸部の物流ハブとなることを目指している。こういった背景から、コロナ危機前のこの時期は水力発電や建設セクターへの投資が成長を牽引していた。

しかし、これら投資の急拡大は国内貯蓄ではなく対内直接投資 (FDI) やローンといった形での海外からの資金流入に支えられていた。いわゆる「貯蓄-投資バランス」(I-Sバランス) の側面から考えると、同時期に大幅な経常収支赤字をコンスタントに計上していたことから、これを裏付けることができる<sup>\*4</sup> (図2)。発展途上国では政府部門が経済全体に占める比重も高く、政府部門の貯蓄-投資バランスだけを観察しても同様の示唆が得られる。2001年から2019年にかけての財政収支対GDP比は平均で-3.1%であって一度も黒字を計上することはなかった一方で、政府投資対GDP比は、同時期に平均8.5%と、高水準を維持していた (図3)。

## 5年間にわたる経済危機-コロナショックがさらけ出した脆弱性

海外資金を用いた投資主導の経済成長モデルを採用した結果、何が起こったのか。まず当然の帰結として、政府及び民間セクターが負う対外債務 (つまり海外主体への債務) が積みあがった。ラオスのような発

図2. コロナショックを境に、経常収支の赤字基調からの転換がみられる

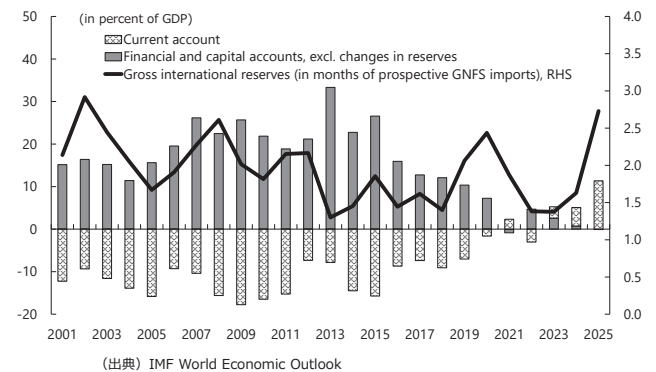
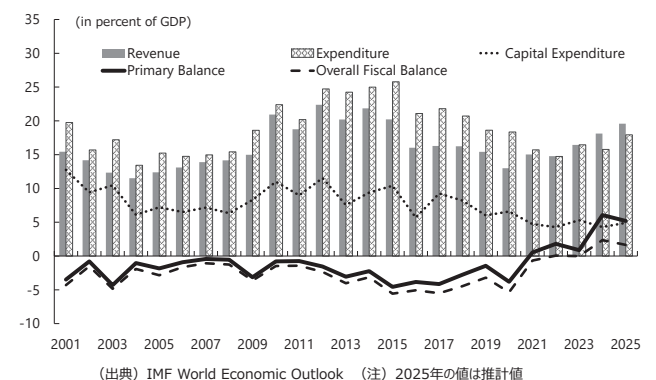


図3. コロナショック前の政府は、恒常的に財政赤字を計上していた



展途上国は一般的に自国通貨 (キップ) 建てで外国から借入を行うことができないため、それら対外債務は米ドルを中心とする外貨建てであった (いわゆる「原罪」(Original Sin) の問題<sup>\*5</sup>)。この中で、中国の (政府系を含む) 金融機関がラオスへ多額の貸付を行っていたことから、いわゆる「債務の罫」の議論<sup>\*6</sup>が取り沙汰されることになった。実際に、2024年末時点においても中国のラオスへの貸付額は群を抜いており、ラオスの政府債務残高の40%程度<sup>\*7</sup>が中国への対外債務である (表1)。政府債務残高対GDP比は2024年末時点で94%にも達しており、そのうち9割以上が対外債務である。IMFレポートに付随するIMF・世界銀行による債務持続可能性分析 (Debt Sustainability Analysis for Low-Income Countries, LIC DSA) においてリスクが高いかどうかを決定する際に、ラオス

\*3) このような取組の中で、2021年12月に開業したラオス・中国鉄道 (首都ビエンチャン-中国雲南省昆明) は、旅客だけでなく貨物の輸送も行っており、近年のラオス経済における存在感は大きい。巨額のプロジェクトに対して中国の政策銀行が融資の大部分を行っていることから、「債務の罫」論に関連付けられた報道・論考が多く見られる。

\*4) 国民所得恒等式の観点からみると、経常収支は国内の貯蓄 (S) と投資 (I) の差に対応する。経常収支赤字は、国内経済主体が貯蓄を上回る投資を行い、その差分を海外からの資金流入によってファイナンスしているというものである。

\*5) Barry Eichengreen and Ricardo Hausmann (1999) "Exchange Rates and Financial Fragility," Proceedings - Economic Policy Symposium - Jackson Hole, Federal Reserve Bank of Kansas City.

\*6) その基本的な主張は、中国政府が意図的に発展途上国に対する (債務負担能力を超える) 多額の融資を行い、返済困難な状況に陥らせることで、当該国への政治的・経済的な影響力の拡大を図っているというものである。

\*7) 政府保証債務 (publicly-guaranteed debt) は、国有企業等が負う債務のうち政府が保証を付しているものであり、それらの原債務にも中国からの貸付が含まれていることも合わせ考えると、この割合はさらに大きくなる。

のような債務負担能力が低い国に適用される閾値の一つとして、政府債務残高（の現在価値）対GDP比が予測期間中に35%を超過するかといった点\*8が考慮される。ここからも、94%という数字がいかに危険な状況を示しているかということが分かる。

表1. 2024年末時点の公的・公的保証付き（PPG）債務残高

	Percent of total PPG debt	Percent of GDP	Million US\$
<b>Total PPG debt</b>	<b>100.0</b>	<b>94.0</b>	<b>14,817</b>
<b>External debt</b>	<b>90.4</b>	<b>85.0</b>	<b>13,395</b>
アジア開発銀行及び世界銀行	11.2	10.6	1,666
他の国際機関等借入	2.0	1.8	291
中国	34.5	32.4	5,106
他の二国間借入	9.0	8.4	1,331
商業銀行・民間企業	5.3	5.0	781
外貨建国債	10.6	9.9	1,566
政府保証債務	13.0	12.3	1,933
中国人民銀行とのスワップライン	1.7	1.6	250
繰延利子支払い	3.2	3.0	470
<b>Domestic debt</b>	<b>9.6</b>	<b>9.0</b>	<b>1,422</b>
自国通貨建国債	9.4	8.8	1,392
歳出の未払い	0.2	0.2	30

（出典）IMF

対外債務が累積したとしても、その債務によってファイナンスされたプロジェクトやその他国内産業が十分な外貨を稼ぐことができるのであれば、対外債務の返済にあたって問題は生じないはずである。また、何らかのショックによって一時的に外貨の流入がストップしたとしても、外貨準備などのバッファが十分に備わっていれば対外債務の支払に支障をきたすことは当面はないはずである。ラオスの場合、対外債務が積みあがる一方で、当局が保有する外貨準備は極めて低水準にとどまっていた。「十分な」外貨準備がいったいどの程度の量を意味するのかという点については議論がある\*9が、「将来の輸入を何か月分賄うことができるのか」といった形の指標を用いて他国と比較することが多い。例えば、ラオスの外貨準備は、簡便なベンチマークとしてよく用いられる「輸入3か月分」を大きく下回っていた（図2）。

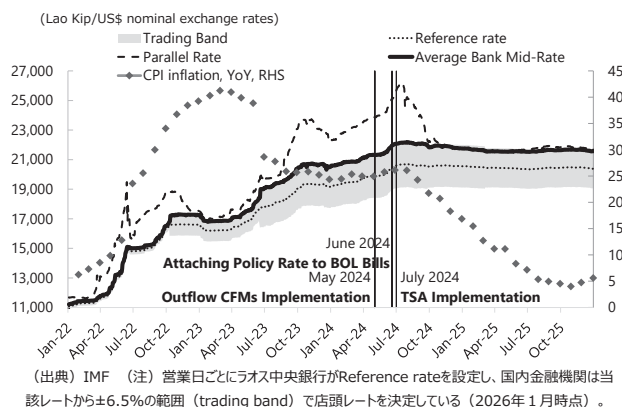
「累積する対外債務と不十分な外貨準備」という状況について、当時、IMFからも懸念が示されていた。例えば、コロナ危機前の2019年の4条協議プロセスにおけるIMFスタッフレポート\*10では、「巨大な経常収支赤字、低水準な外貨準備、巨額の債務、管理為替

制度、銀行システムのドル化がマクロ経済の脆弱性を増幅させている」と指摘していた。

その後、2020年にコロナ危機が発生した。初期の影響は、ロックダウン及び入国管理の厳格化という経路を通じて実体経済、特にラオスのサービス輸出の中核たる観光セクターを直撃した。2019年時点でGDP比で5%程度であった観光サービスの輸出は、2020年には1.2%、2021年にはほとんどゼロにまで落ち込んだ。実質GDP成長率も2020年には2000年代に入って初のマイナス成長を記録した（図1）。

ここにきて「累積する対外債務と不十分な外貨準備」から債務持続可能性への懸念が想起され、公的部門向けのネット資金流入の縮小・居住者の対外資産積み増し等による資本逃避という形で海外からの資本流入が急停止した（図2）。その後、ロシアのウクライナ侵攻などを契機に2022年からは国際商品価格が高騰し、ラオスの経常収支は再び悪化した。また、同時期からの米国を含む先進諸国の急速な金融引締めも資本流出を促し、これらはともにラオスの対外バランスの悪化に拍車をかけた。その結果、自国通貨キップが対ドルで急速に減価し、名目為替レート（年平均）はそれぞれ2022年に47%、2023年に30%、2024年に15%も減価した（図4）。

図4. コロナショック後に、名目為替レートの減価・インフレの加速がみられた



ここで、ラオスの対外債務がほとんどすべて外貨建であったことを思い出してほしい。自国通貨の減価は、自国通貨表示の外貨建債務の額を増加させる。例

\*8) 実際の分析では、これ以外の様々な閾値も用いて、政府保有資産の状況など種々の要素を考慮したうえで最終的なレーティングが決定される。詳細は以下を参照。IMF (2018) "Guidance Note on the Bank-Fund Debt Sustainability Framework for Low Income Countries."

\*9) 議論の詳細及びIMFの見解については、以下を参照。IMF (2016) "Guidance Note on the Assessment of Reserve Adequacy and Related Considerations."

\*10) IMF (2019) "Lao People's Democratic Republic : 2019 Article IV Consultation-Staff Report." Country Report No. 2019/267.



例えば、毎年1米ドル分の債務を返済することになっていくとする。1米ドル=10,000キップであればその年の返済額は10,000キップであるが、キップが減価して1米ドル=20,000キップになると、その年の返済額は20,000キップに増加してしまう。一方で、国内の大部分の債務者がその対外債務返済の原資として稼得するのは、基本的に自国通貨キップでの収入（例えば、政府の税収はキップ建てで国民から徴収される）である。そのため、少なくとも名目税収額等に影響を与えるインフレーションが名目為替レートの減価に追いつくまでは（つまり、実質為替レートが危機前の水準に戻るまでは）、為替の減価は基本的に債務返済の負担を増加させることになる。このことが更なる債務・金融不安を煽り、更なる通貨の信認低下・為替の減価を引き起こすという悪循環を形成していた。

強烈な為替の減価は、輸入依存度が高いラオスにおいては、強い「為替パズルー」\*11を通じて急速なインフレに直結した。ヘッドラインのCPI上昇率は2023年2月には対前年比で41%でピークに達した（図4）。インフレによって、家計の購買力は大きく損なわれた。同時に、高賃金を求める若年労働力がタイなど近隣諸国へ移動してしまうことにより生産力が低下し、経済回復への足かせになっていた。

では、なぜそもそも「累積する対外債務と不十分な外貨準備」という状況が作り出されたのか。特に中国向け債務の集中には、「一帯一路」構想を掲げる中国政府の積極的な融資姿勢が関係しているのではないかとといった形で、しばしば地政学的観点から論じられている。この点について公開情報は限られており、実態は必ずしも明らかではない。本稿では、債権者の意図そのものではなく、資金の受取側、つまりラオス政府側の脆弱な財政管理・債務管理体制を要因の一つとして指摘したい。IMFが指摘し続けているように、ラオスではPPP（Public-Private Partnership）を含む重要なインフラ投資案件の選別及び支出統制に関して、党や他省庁などが果たす役割が混在することで、財務省がゲートキーパーとしての役割を十分に果たせてい

なかった。また、債務管理令も2025年にやっと制定されるなど、債務管理政策にも欠けるところが大きかった。このような政策執行面のフレームワーク欠如に加え、政府統計の整備やマクロ経済予測の質の改善などにも対処すべく、IMFや世界銀行、ADBといった国際機関から様々な能力構築支援（Capacity Development, CD）プログラムが提供されている。

## 4 安定を取り戻しつつある ラオス経済

2024年後半以降、名目為替レートが安定し、インフレ率も一桁代まで低下し、実質経済成長率も徐々に上向いてくるなど、マクロ経済全体が安定を取り戻しつつあるように見える。この要因はいったい何なのか。ただ単に価格を通じた強制的な調整過程が終わりつつあるだけという意見もあるかもしれない。また、この時期に見られた交易条件の改善（ラオスの主要輸出品である金・銅・ポタッシュなどの価格上昇及び主要輸入品である原油価格の安定）や輸出相手国の比較的堅調な経済といった外生的な「幸運」の要素が働いていたというのも事実であろう。一方で、筆者はマクロ経済政策をつかさどる財政・金融当局の政策対応にも大きな意味があったと考えている。本節では、金融及び財政政策を中心に、当局の危機対応\*12を概観したい。

### 金融政策

まず、ラオスの中央銀行は金融政策の急速な引締めを行った。政策金利は、2022年初頭の3%から累次の引上げによって2024年8月には10.5%にまで達した。これ自体は教科書どおりの政策対応ではあるが、データを見ると、初期の金融引締めはあまり効果を発揮していなかったように見える。実際に為替レートが安定に向かい始めたのは2024年央に至ってからである。

この時期に何が大きく変わったのかということ、ラオスの中央銀行がIMFのCDの助けを借りて、市場の短期金利を政策金利水準に誘導する金融市場調節の仕組

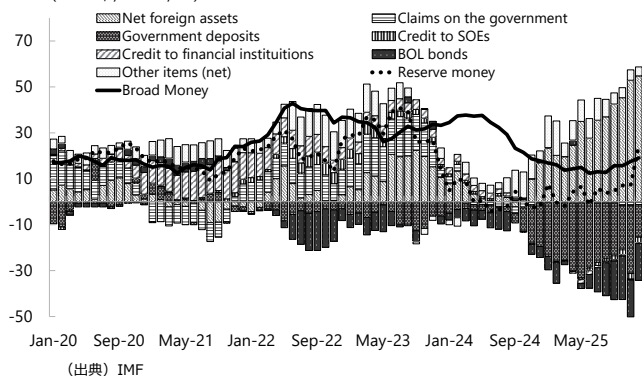
\* 11) 2024年のIMFレポートに収録された研究では、10%ポイントの名目為替の減価に対して、早くも2か月後には5%ポイント、8か月後には最大で8%ポイントものCPIインフレにつながるとしている。詳細は以下を参照。IMF (2024) "Lao People's Democratic Republic : 2024 Article IV Consultation-Staff Report." Country Report No. 2024/319. 最近、日本においても為替パズルーの影響が大きくなっているのではないかとこの文脈で議論が盛んだが、ラオスの為替パズルーは日本の比ではないほどに大きいといえる。

\* 12) 政府は多様な領域で種々の政策対応を行っているが、本稿では主なもののみを取り上げる。

みを導入したことである。例えば、発展途上国を含む多くの中央銀行では、金融政策決定会合で政策金利の目標水準が決定されると、短期金融市場において将来の資金需給をモニター・予測しながら日々資金供給・吸収オペを行うことで政策金利を目標水準に誘導している<sup>\*13</sup>。従前のラオス中央銀行には、このように政策金利を目標水準に誘導するための仕組みがきちんと備わっていなかった。極端な話、中央銀行がいくら「明日から政策金利を10%に引き上げる」と宣言したところで、それを市場金利に反映する手段を持たなければ何の意味もないということである。具体的な対応として、IMFのCDを通じて、まずは中央銀行に市場の流動性をモニター・予測するための部署が設立され、それを行うためのツールキットも開発されている。そして、把握された市場の余剰流動性を吸収するためのオペレーション手段として、2024年6月から、新たに7日物の中央銀行証券が政策金利水準で発行されるようになった。また、政策金利を安定させるメカニズムとして、コリドーシステム（政策金利の上限・下限を設定する常設ファシリティ）の導入及び準備預金制度の運用改善も進行中である。

これと同時並行で、ブロードマネー（現金と要求払い預金に加え、定期預金などの準通貨を含む広義の通貨供給量）の成長も抑え込まれている（図5）。

図5. 2026年下半期から、ブロードマネーの拡大は減速傾向にある  
(Percent, year-on-year)



政府による中央銀行口座 (Treasury Single Account, TSA) の設立と、従来複数の民間金融機関口座に分散していた膨大な政府預金のTSAへの移動 (2024年7月

から開始)<sup>\*14</sup>が銀行システムの余剰流動性の吸収を通じて、マネー拡大の抑制に寄与した可能性がある。

改めて図4を見てみると、これらの政策対応と同時期に為替レート及びインフレ率が安定に向かい始めていることが見て取れる。

## 資本規制

ラオスは、国内に流通する外貨の不足に対処するために、2024年5月から資本規制を導入している。「資本規制」と一口に言ってもその態様は様々である。資本の流出を止めたいのか、それとも流入を抑えたいのか、あるいは規制手段として国境を超える資本の流入に税を賦課するのか、届出制・許可制を導入するのかといった点で、規制の効果や行政コストは異なる。

ラオスの場合は、輸出業者に対して輸出から得た外貨収益の一定割合を国内に還流させたい一方で、それら外貨の一定割合を国内の銀行に売却することが求められている。また、国内の銀行も、入手した外貨のうち3割を中央銀行に売却することが命じられている (repatriation and conversion requirements と呼ばれている)。従来、輸出によって外貨を稼いだ輸出業者は、それら外貨を国内に還流させずにそのまま国外に投資等の形で滞留させることが多かった。特に、自国通貨キップの価値が日に日に下落している状況において、輸出業者がそのような対応をとることは自然ともいえる。これは国際収支においては金融収支の国外純流出の増加として計上され、対外バランスの更なる悪化及び為替レートへの追加的な下落圧力となっていた。また、国内における外貨不足のために、当局が医薬品や燃料などの必需品の輸入に外貨を優先的に割当てた結果、その他の輸入業者が輸入を十分に行うことができないという状況も見られた。こうした事態に行政上の措置として講じられたものが今回の規制である。

IMFは、2012年に公表した「An Institutional View」<sup>\*15</sup>という政策文書において、資本規制を Outflow/Inflow Capital Flow Management Measures (CFMs) や Macro-Prudential Measures (MPMs) と

\*13) ただし、現在の日本のように、所要準備残高を大幅に上回る当座預金残高が供給され大量の超過準備が恒常的に存在する状況では、超過準備に対する付利金利など（フロア）を用いて政策金利を安定させるフロア方式に近い運用がとられることがある。

\*14) TSAは元々は政府のキャッシュマネジメントの改善を図るために、IMFによるCDの支援も受けながら導入されたものだが、このように金融市場にも副次的効果が見られている。

\*15) IMF (2012), *The Liberalization and Management of Capital Flows: An Institutional View*; IMF (2022), *Review of the Institutional View on the Liberalization and Management of Capital Flows*.



いったようにいくつかの類型に分け、それぞれについてIMFの見解を示している。ラオスの措置は、輸出業者が輸出収益を元手に行う国外投資等を一定程度規制しているということで、Outflow CFMsに該当する。IMFの見解では、Outflow CFMsに一定の効果を認めながらも、それらは基本的に「危機的状況又は危機が差し迫っていると考えられる場合」に限って用いられるべきであって、危機が過ぎ去れば解除すべきとしている。また、Outflow CFMsによって必要な政策調整が代替されるべきではなく、それらはあくまでも広範な政策パッケージ（財政・金融政策、構造調整などを含む）の一部として、（例えば、必要な政策調整が効果を発揮するまでの時間稼ぎのために）用いられるべきとしている。経済が危機的状況から脱却していく中で、政府が今後どのように当該措置を縮小・撤廃していくのか、注目されている。

## 財政政策

財政面からは、2021年から2025年にかけて財政の引締めが加速した（図3）。プライマリーバランスは、危機前の恒常的な赤字から脱却し2021年から2023年で平均1.1%の黒字を計上し、2024年から2025年には黒字幅は5.6%まで拡大している。

歳入面では、2023年から2024年にかけて、物品税及び付加価値税（VAT）の税率引上げに加え、税の徴収執行体制を強化したことなども税収増に貢献している。一方、歳出面では、コロナショック当初に政府債務を増発したことを背景に、特に2024年以降に金利支払いが急増している。資本的支出の実施延期、公務員給与等の実質的な削減（インフレに対応する名目給与額の引上げを行わない）及び教育・社会保障関連支出の削減によって金利負担増を相殺し、結果として、2021年から2025年にかけて対GDP比で見た歳出総額は概ねフラットとなっている。政府としては、マクロ経済の安定化のためにこうした措置をとったのだが、長期的な観点からは、公務員を含む働き手の国外流出の加速、労働生産性の低迷といった副作用を生じさせる可能性がある点には注意を要する。

これらの結果として、政府債務残高対GDP比は、ピークを付けた2022年の116%から、2025年には81%（推計）まで急減している。

## 資金調達及び中国政府との債務交渉

ラオス政府は、危機的状況のさなかにある2023年後半にタイ証券市場から実質的に締め出されていた。それ以前は、そこでタイバーツ建や米ドル建の国債発行を通じてある程度の外貨を調達することができていたのだが、政府の債務持続可能性への懸念が高まったことを受けて、タイの格付会社がラオス国債の格付を引き下げ、市場へのアクセスを失った。

それ以降は、ラオスの国内市場において、米ドル・タイバーツ・中国人民元建の国債発行を増やしていたのだが、買手が国内の銀行等に限られることから、発行量には限界があった。

そして、2025年11月には、シンガポール市場において2年ぶりに、300million米ドルの国債を外国投資家に向けて発行した。これは経済の安定化の要因というよりは、その結果といえるかもしれない。実際に、この2年ぶりの国債市場への復帰に先駆けて、S&P GlobalやFitch Ratingsといった主要格付機関がラオスのソブリン格付を上げていた。当該国債の発行条件は5年もので金利が11.25%と依然として高いプレミアムが上乘せられているが、ラオス政府自身は外貨の資金繰り改善のための重要な一歩だと評価しているようである。

経済の安定化の要因として働いていたのはむしろ、中国政府との間でアドホックに行われている債務返済の一部延期に関する二国間交渉であろう。2020年以降、ラオス政府は中国への債務に関する利払い及び元本返済を部分的に延期し続けている。前述のとおり、ラオス政府が抱える対外債務の大部分が中国に対するものであるため、このアドホックな支払い延期措置は、ラオス政府のファイナンス面で大きな助けとなっていることは間違いない。ただし、実際にどのような交渉が行われているのか、債務返済延期の見返りとして何らかの条件が付帯しているのか、といった点に関しては何も分かっていない。



## 将来展望

これまで見てきたとおり、外部経済環境の好転及び当局による種々の政策対応によって、ラオス経済は一時の危機的な状況から脱却しつつあるように見える。



それでは、今後も安定した経済成長が続いていくのだろうか。

IMFのベースラインの予測では、短期的（今後1-2年）には堅調な経済成長が見込まれている。一方で、中長期的（今後5年程度のスパン）には、若年労働力の国外流出や生産性の低迷といった供給面の弱さを反映して、成長は徐々に鈍化すると見込まれている。

ただし、ラオス経済は依然として大きな脆弱性を抱えているという点は意識しておきたい。政府債務残高対GDP比はここ数年で大幅に下落し、今後も安定的に下落基調を保つと予測されてはいるものの、依然として政府の債務負担能力を大幅に上回っており、前述の債務持続可能性分析における債務全体に対する評価も依然として「持続不可能 (unsustainable)」とされている。そのうえ、一国全体の対外資産と対外負債の残高を示す純対外投資ポジション (Net International Investment Position) を見ると、ラオスは-200%程度の対外純債務国となっており、政府部門と同様に、民間部門も非常に脆弱であることが分かる。外貨準備も回復傾向にはあるが、2025年末時点で輸入2.7か月分と依然として不十分である。また、経済構造の多様化も進んできているが、依然として外的ショックに対して脆弱である。貿易相手国は隣接する3か国（中国、タイ、ベトナム）が圧倒的多数（3か国で全輸出額の80%程度）を占めているし、輸出品目の面からみても電力や鉱物資源等のコモディティへの依存が強い。なお、FDIの流入については、近年、中国からの投資が突出している。現在のところは、主要輸出相手国の堅調な経済成長及び金を中心とする主要輸出品目の価格上昇に助けられている部分が大きいのだが、この好条件は、今後の動向次第では悪条件に逆転しうる。

また、米国の関税政策や中東における戦争等に見られるように、世界経済は不確実性を増している。2025年に米国政府がラオスに対して設定した「相互関税率」は48%であったし、本稿執筆時点では、中東の混乱によって原油価格が乱高下している。原油はラオスにとって最大の輸入品目であり、価格高騰がインフレを再燃させる可能性がある。また、2026年初頭に開催された党大会において、2026年から2030年を対象とする新たな5か年計画（国家社会経済発展計画）が策定され、当該期間の平均経済成長率の目標

は6%に設定されている。政府の政策面からは、高い成長目標を実現するために時期尚早な財政・金融緩和が行われるリスクもある。実際に、最近のデイスインフレ傾向を受けてラオス中央銀行は利下げ局面に入っており、2026年2月の金融政策決定会合に至るまで、10.5%から8%へと、5会合連続で利下げを決定している。インフレ率が底を打った2025年10月から2026年2月にかけて、年率4.0%から6.2%にまで再び加速し始めていることを踏まえると、このペースはやや勇み足かもしれない。

最後に、ラオス経済が危機的状況に陥って以降毎年行われている、中国政府とのアドホックな債務返済交渉の帰趨がどうなるか分からない。仮に中国政府が、これまでに繰り延べられてきた債務返済の前倒し履行を突如求めた場合、途端にラオスの経済の安定が崩れかねない。とはいえ、そうすることによって逆に中国自身の債権回収額が減少する可能性もある。中国側もそういった事態は望んでいないだろう。中国は、この政治・経済的なレバレッジを保持し続けようとするのかもしれない。

IMFによる具体的な経済見通し及び政策提言については、実際のレポートを参照していただきたい。今後、マクロ経済の安定と着実な成長を維持するためには、改革の歩みを止めることなく、正確なデータに基づいた堅実な政策運営を継続していく必要があると言えるだろう。



## 所有者不明土地問題と政策動向 — 新たな土地制度の普及へ —

公益財団法人東京財団政策研究部 マネージャー 吉原 祥子  
(編集) 財務総合政策研究所 総務研究部 研究員 伊藤 菜々子

財務総合政策研究所では、財務省内外から様々な知見を有する実務家や研究者等を講師に招き、業務を遂行する上で参考になる幅広い知識や情報を得る場として「ランチミーティング」を開催しています。今月のPRI Open Campus では、2025年12月16日(火)に公益財団法人東京財団政策研究部マネージャーの吉原祥子様にご講演いただいた内容を、「ファイナンス」の読者の方々にご紹介します。

### 「所有者不明土地問題と政策動向 — 新たな土地制度の普及へ —

吉原 祥子

公益財団法人東京財団政策研究部マネージャー

研究分野・主な関心領域は、国土資源、土地制度、所有者不明土地。

東京外国語大学卒業。タイ国立シーナカリンウィロート大学へ国費留学。米レスリー大学大学院(文化間関係論)修了。米Institute of International Education (IIE) バンコク支部を経て、1998年より東京財団勤務。現在、国土審議会土地政策分科会企画部会専門委員、内閣府土地等利用状況審議会委員、財政制度等審議会国有財産分科会臨時委員等を務める。

主な著書等に、「多主体協働と土地ガバナンスの課題—所有者不明土地問題からの検討」(中島弘貴・城山英明・浅見泰司編著『不動産ガバナンス—権利調整と合意形成からみる持続的な地域のあり方』東京大学出版会、2025年)、『人口減少時代の土地問題—「所有者不明化」と相続、空き家、制度のゆくえ』(中公新書、2017年)など。



## 1. 所有者不明土地問題とは

近年、日本では土地制度の見直しが進められていますが、その契機となったこととして所有者不明土地問題が挙げられます。

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、あるいは、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地を指します。

所有者不明土地問題に対する関心の高まりの契機となったのは、2011年に発生した東日本大震災です。復興に向けた高台移転のための土地収用に際し、現在の所有者が判明しない、あるいは所在が把握できず連絡を取ることが困難な土地が多数存在したことで復興事業の円滑な実施の支障となったことを背景に、制度見直しを求める機運が高まってきました。

## 2. 問題の所在

### (1) 相続登記の在り方

こうした問題が生じる制度的要因として、最も大きな問題が相続登記の在り方です。不動産登記制度において、相続が発生した場合の不動産の登記申請は明治時代以来長らく任意とされ、申請するか否かは所有者の意思に委ねられてきました。登記簿上に既に亡くなった人の氏名が残っていたとしても、民法上、土地所有に関する権利自体は保護されており、所有者自身が特段の不便を感じなければ相続登記を行わなくても差し支えありませんでした。

特に地方部においては、人口減少が進み、土地取引も沈静化する中で、適切に相続登記がなされていなくても、当面は実質的な問題が発生しないケースや、相続人が地元に住居しておらず、自分が相続した土地がどこにあるのか把握していないというケースも増加しています。そうした相続によって所有した土地について、売却の見込みや利用の目途が立たない一方で、固定資産税の負担のみが毎年生じることから、相続人の負担感が高まっているということも近年顕在化し、一連の土地制度見直しが行われるに至りました。

## (2) 所有者探索にかかるコスト

所有者不明土地が実際どのくらい存在するかについて、国土交通省の資料によると、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない、広い意味での所有者不明土地は25.6%、そのうち、探索の結果、最終的に所有者や相続人が一人も判明しない最狭義の所有者不明土地は0.26%にすぎません。探索を行えば多くの場合、所有者や相続人の誰かは判明するため、過度に問題視すべきではないという意見もありますが、所有者や相続人の探索には相当の行政コストや社会的コストがかかり、その負担は無視できないものとなっています。

戸籍や住民票といった情報は、個人情報保護の観点から一般の人が容易に取得できるものではありません。そのため、行政書士や司法書士といった専門家への依頼や、自治体の職権に基づく公用請求を通じて必要な情報を収集し、所有者や相続人を特定していくこととなりますが、その過程において生じる時間的・金銭的負担が、耕作放棄地の再利用や空き家対策推進の足かせとなる場合があります。更に重要なのは、これらの探索コストは所有者が不明になっている土地を有効活用し、適正な状態に戻そうとする側が負担しなければならないという点です。そのため、解決によって見込める便益よりも、こうした負担のほうが大きければ、問題の解決が先送りされてしまう側面があります。

## (3) 社会の変化と土地制度の乖離

加えて、より大きな視点から捉えると、日本の従来の土地制度と近年進行する社会構造の変化との乖離に起因する問題とも言えます。

人口減少と高齢化に伴い、相続件数が増加していることに加え、土地や住宅への需要の減少により、地域において空き地・空き家が目立つようになってきました。その結果、相続はしたものの利用予定のない土地や建物を手放したいというニーズが高まっています\*1。また、経済活動のグローバル化により、資産価値の高い不動産について海外の富裕層による国際的な不動産投資も進んでおり、地域外のみならず国外に居住する不在地主の増加という現象も見られます\*2。

このような社会変化に対して、従来の日本の土地制度が十分に対応できているかを考えると、様々な課題が浮かび上がってきます。

明治時代以来、日本の土地制度は人口が増加することを前提に整備されてきました。土地は資産であるとの意識が強く、高度経済成長期やバブル期には、土地を投機の対象として利ざやを得る動きも見られ、「土地神話」と呼ばれるように、土地は値下がりしない資産であるとの認識が広く共有されていました。また、地域社会の繋がりが強かった時代には、登記簿上の名義人が亡くなっていたとしても、地域の人的ネットワークを通じて所有者や相続人の所在を把握できる場合が少なくありませんでした。

さらに、日本は諸外国と比較して土地所有権が強いという特徴があり、農地法などの罰則適用の実効性の課題もあります。農地以外の土地取引については、転用や売買に関しての規制がなく、水源地や国境離島であっても原則として売主と買主の間の合意だけで所有権は移転します。また、土地の利用計画についても、国土利用計画法に基づく市町村計画を策定している自治体は全国の半数程度に留まっています。

加えて、土地に関する基礎的情報の整備という点では、1951年の地籍調査制度開始以来、その進捗率は約53%と、依然として十分とは言えません。国の政策対応も、主として過剰な開発の抑制や地価高騰の抑制といった観点からの政策が中心であり、安全保障や低未利用の土地の管理など、市場原理では解決が難しい課題については、近年まで十分な対応がなされてきたとはいえない状況でした。

このように、社会構造の変化と従来の土地制度との間にギャップが生じる中で、近年、所有者不明土地の問題、安全保障上の土地利用に対する懸念、更には災害時の復興の遅れにおいて空き地・空き家が障害となるといった課題が顕在化してきました。これらはいずれも構造的な課題であり、市場メカニズムのみに委ねるだけでは解決が難しく、国による制度の見直しが必要不可欠な課題です。

\*1) 「土地を所有することに負担を感じたことがある又は感じると思う」42% (出所: 国土交通省「平成30年度版土地白書」P.121)。「土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯」20% (出所: 法務省「土地所有権放棄制度の利用見込等に関する調査について」2020年)。  
\*2) 「(東京23区では) 外国に住所を有する納税義務者数は、ここ6年で8倍と飛躍的に増大」(平成25年2,162人→平成31年17,432人) (出所: 資産評価システム研究センター「資産評価情報」234号別冊、P.34・P.53、2020年1月)。

### 3. 日本の土地制度見直し

#### (1) 制度見直しの流れ

こうした背景を踏まえ、近年、土地に関する諸制度の見直しが進んできました。

大きな流れとして、2010年代前半は、東日本大震災や空き家問題の顕在化を契機とする「問題認識の時期」であり、2010年代後半には、これを受け国土交通省と法務省が連携し、土地政策と民事基本法制の両面から制度見直しを進めた「政策決定の時期」に移行しました。そして、2020年代は、これらの新制度を周知し適切に運用するとともに、次なる改革につなげていく「政策実施の時期」に入っています。

具体的な制度見直しとしては、大きく三つの柱があります。一つ目は、2018年に制定され、2022年に改正された、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、所有者不明土地法）、二つ目は、2020年の理念法である土地基本法の改正、三つ目は、2021年の民事基本法制の見直しです。

#### (2) 所有者不明土地法の制定・改正

2018年に制定された所有者不明土地法は、所有者が分からなくなってしまった土地について、まずは地域のために再活用できるよう、利用の促進策を規定しています。

具体的には、例えば、農産物の直売所や公園、あるいは災害時の避難場所の整備といった、地域にとって必要な事業のためであれば、所有者不明土地に一定期間使用権を設定し利用できる「地域福利増進事業」制度が創設されました。所有権そのものを移転するのではなく、まずは利用を可能にするという点に特徴があります。

その他にも、公共事業における所有者不明土地の取用手続きの合理化、円滑化や、土地所有者の探索のために必要な公的情報について行政機関が利用できる制度が導入されました。また、長期間にわたり相続登記が行われていない土地について、地方公共団体や公共的な事業を行う民間事業者からの申出に基づき、法務局が職権で相続人調査を行い、その結果を登記簿に記録できる制度や、所有者不明土地の適切な管理のために必要と認める場合には、地方公共団体の長等が財産

管理人選任の申立てを行うことが可能であるとする民法の特例も盛り込まれました。

さらに、制定から間もなく、2022年には改正が行われました。地域福利増進事業の対象範囲が広げられ、活用できる土地の類型や実施可能な事業内容が拡充、使用権の上限期間も民間事業者は10年から20年に延長されました。また、自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、管理不全状態の所有者不明土地に対して、市町村長による勧告、命令、代執行を可能とする制度を新たに規定しました。さらに、所有者不明土地問題に対して、市町村だけでなく地域一体となって取り組む体制を構築し、そうした取り組みを行う法人を市町村長が推進法人として指定し、活動を支援・連携していく仕組みも創設されました。

#### (3) 土地基本法の改正

土地基本法は、バブル経済の末期に社会問題となっていた地価の高騰や投機的な土地取引に対応するため、「適正な土地利用の確保」と「正常な需給関係と適正な地価の形成」を目的として1989年に制定された法律です。

しかし、制定から30年が経過し、現在直面しているのは地価の問題だけではなく、むしろ「使われない土地をどうするか」という課題や、災害の予防・復興などの持続可能な地域の形成といった課題であることから、全面的に改正されました。

特に重要な点として、土地の所有は、単に土地を利用する権利だけでなく適切に管理する責務を伴うものであるということが法律上明示され、具体的な責務として、登記等権利関係の明確化と所有権の境界の明確化に努めることが規定されました。

土地所有者の責務が土地基本法において明確に定められたことには大きな意義があり、この改正が理論的な基盤となってその後の民事基本法制の見直しへと繋がっていきました。

#### (4) 民事基本法制の見直し

民事基本法制の見直しには大きく3点あります。

##### ア. 不動産登記法の改正

先述のとおり、相続が発生した場合の不動産登記申

請は明治時代以来長らく任意とされ、法的な義務ではありませんでしたが、2021年の不動産登記法改正で、相続登記・住所変更登記の申請が初めて義務化されることとなりました。併せて、申請義務化にあたり、手続き負担の軽減措置として、相続人間で遺産分割協議がすぐにまとまらない場合でも戸籍謄本等をもって自分が相続人の一人であることを申告すれば、その申告を行った相続人については義務を履行したものとみなされる、相続人申告登記制度も新設されました。

その他にも、転居が多い人の住所変更登記の負担軽減のため、住民基本台帳ネットワークの情報を活用し、法務局が住所変更を把握した上で本人の同意を得て職権で住所変更登記を行う仕組みの整備や、相続の際に不動産の登記漏れが生じないように、該当の名義人がどこにどのような不動産を所有しているかをシステム上で集約し、相続人に提供できる所有不動産記録証明制度も新設されました。加えて、グローバル化の進展を踏まえ、日本国内に住所を有しない者が土地を取得した場合には、国内連絡先を登記事項として記録する制度も導入されました。

これまで、不動産登記制度は、主として個人の権利を第三者に公示し、取引の安全を確保する仕組みとして理解されてきました。しかし、今回の改正議論を通じて、不動産登記制度は私的権利保護の仕組みであると同時に、「誰がどこに土地を持っているのか」という国土の基本情報を公示する台帳としての役割を持つことが再確認されたことは重要な意義があります。

## イ. 民法の改正

2021年に行われた民法の改正では、特に物権法及び相続に関わる部分が抜本的に見直されました。

不明共有者がいる場合に金銭供託等により共有関係を解消する方策が整備された共有制度の見直しや、相続開始から長期間経過した遺産の分割方法の見直し、相続制度の見直し、水道、ガス等ライフライン設置のための隣地使用を可能とする相隣関係規定の見直しなどがありますが、中でも重要なのが、財産管理制度の見直しです。

従来の民法にも、不在者財産管理制度や相続財産管理制度（改正後は「相続財産清算制度」）といった制

度は存在していました。しかし、相続人と連絡が取れない場合や相続人が存在しない場合に、あくまで「人」を単位として、その人の財産全体を管理する制度であったため、管理人の負担が重く、また、家庭裁判所に納める予納金も大きいという課題がありました。

こうした課題や東日本大震災での経験も踏まえ、特定の土地や建物だけを迅速に管理できる制度の必要性が認識されたことから、「人」単位ではなく「物」単位で管理できる新たな制度が求められ、所有者不明の土地・建物や管理不全の土地・建物に特化した財産管理制度が整備されました。

## ウ. 相続土地国庫帰属制度の創設

相続した土地について、利用予定もなく維持管理もできないため手放したいというニーズが高まっている状況を踏まえ、一定の要件を満たす土地については、国庫に帰属させることを可能とする制度が日本の土地制度の歴史の中で初めて創設されました。

もともと、土地の国庫への帰属にあたっては、管理コストの国への不当な転嫁や所有者が通常の管理を怠るなどのモラルハザードを防ぐ観点から、建物がある土地や崖地、境界が明らかでない土地等、通常の管理・処分に過大な費用や労力が必要となる土地は不可であり、承認された場合にも10年分の管理費相当額を負担金として納めることが必要とされています。

このように厳格な要件はありますが、それでもなお、土地を相続した人が、一定の条件のもとで土地を適切に手放し、国庫に帰属させることができる制度が創設されたことは画期的なことと言えます。

## (5) 基底にある考え方

以上の一連の制度見直しの基底となる考え方として、国土審議会土地政策分科会特別部会における議論が重要な示唆を与えています。同部会では、「人口減少等に伴う社会経済状況の変化に伴い、適切に管理されない土地が増加する中で、上記のような課題に対応するため、土地の利用・管理に関する制度・施策を再構築する必要があり、その前提として、所有者、近隣住民・地域コミュニティ等、地方公共団体、国などの土地に関係する者の適切な役割分担を明らかにすべき

である」\*3との問題意識が共有され、所有者の責務を明確化するとともに、所有者を補完するアクターとして、国や地方公共団体、近隣住民、地域コミュニティ等の役割が導き出されました。

そして、土地の適正な「利用」と並んで「管理」の重要性が明示的に位置付けられたことで、土地政策の射程が「所有者による利用」から「所有者以外の者による管理」にまで拡大されたと言えます（図表1）。

図表1 土地の適正な利用・管理に向けた新たな方策

主体 手法	所有者	所有者以外の者	
		行政	近隣住民・地域 コミュニティ等
公法系 法制	適正な利用・管理 (所有者の責務)	地域福利増進事業	
		(市町村長が指定→)	所有者不明土地利用 円滑化等推進法人
		所有者不明土地対策 計画の作成	(←推進法人から提案 可)
民事基 本法制	相続登記の 申請義務化 相続土地国庫 帰属制度	管理不全の所有者不 明土地等に対する市 町村長による勧告・ 命令・代執行	—
		所有者不明土地管理命令・管理不全土地管理 命令 (←推進法人から市町村長に対して要請可)	

(出所) 各法律及び各省公表資料をもとに筆者作成

## 4. 施行後の状況

では、これらの新しい土地制度が実際にどの程度活用され、どのような効果を上げているのかについて検討します。ここでは、特に顕著な例として、2点を取り上げます。

### (1) 地域福利増進事業

まず、制度運用を通じて改めて課題が見えてきているのが「地域福利増進事業」制度です。本制度は、所有者不明土地の利用の円滑化策として創設されたものですが、2025年12月現在、同制度に基づき実際に使用権が設定され、所有者不明土地の再利用に至った事例は4件に留まっています。モデル事業として取り組んでいる地域においても、5、6年にわたり地道に相続人調査を継続し、再利用に向けた準備を進めている件もあります。

地域福利増進事業による再利用がこれほど困難である理由について、制度の具体的な手続過程から整理します。

まず、地域福利増進事業を活用して所有者不明と考えられる土地を地域のために再利用しようとする場合、事業主体は、まず当該土地が「所有者不明土地」に該当することを証明しなければなりません。すなわち、戸籍や住民票等の公的資料に基づき、可能な限りの所有者探索を尽くしたことを示す必要があります。探索の結果、相続人が一人も判明しなかった場合にはその旨を示し、一部の相続人が判明した場合には、その者との間で権利調整を行い、事業への同意を得ることが必要です。その上で、なお判明しない者について「所有者不明」であることを証明し、手続を進めることとなります。さらに、事業計画を策定し、周辺住民に対する説明や合意形成を図ることに加え、測量をして境界を確定し、不動産鑑定を行った上で補償金額を算定しなければなりません。

これらの準備が整って初めて、都道府県知事に対し、裁定申請を行うことが可能となります。そして、使用権の設定について裁定を受けた後、算定された補償金を供託することで、事業の実施に至ります。所有者が不明であるとはいえ、財産権を一定程度制限することになるため、その制限に対する補償を行うという制度設計が採られています。

以上の過程を通じて明らかになるのは、一度所有者不明となった土地を再利用するには、多くの時間、費用、そして手続を要するということであり、制度の運用を通じて、問題の構造的な難しさが改めて浮き彫りになったと言えます。

### (2) 相続土地国庫帰属制度

他方で、比較的活用が進んでいるのが、相続土地国庫帰属制度です。本制度は、相続により取得した土地について、一定の要件を満たす場合に、相続人がこれを手放し、国庫に帰属させることを可能とする仕組みです。先述のとおり、建物や工作物が存在しないことなどの厳格な要件が設けられており、併せて負担金として10年分の管理費相当額を納付する必要があるといった、一定の負担を伴う制度であるにも関わらず、申請件数は2025年10月末現在で4,000件を超えており、審査を経て実際に国庫に帰属した土地も2,000件

\*3) 国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ（2019年2月）。下線は筆者追加。

を超えています。審査期間は、おおむね8か月程度かかることから、審査中の案件も相当数存在すると考えられます。更に注目すべきは、相談件数の多さです。全国の50か所の法務局に寄せられた相談件数は2025年4月時点で延べ4万件を超えており、相続した土地を手放すことを希望する人が相当数存在するというニーズの大きさが読み取れます。

なお、申請のあった全ての土地が国庫帰属に至るわけではもちろんありません。審査の過程で却下や不承認となる事例も存在しますし、申請後に申請者自らを取り下げる事例も見られます。

法務省公表資料によれば、2025年4月時点で申請後に取り下げられた件数は604件であり、そのうち半数以上が、「有効活用の見込みが生じた」という積極的な理由によるものとなっています\*4。すなわち、申請がなされ法務局において審査が進む過程で、近隣住民との間で境界に争いが無いかの確認や、関係機関に当該土地について国庫帰属の申請がなされている旨の周知などが行われた際、「それならうちがタダで受け取りますよ」と名乗り出る近隣住民が現れたり、農地であれば農業委員会を通じた斡旋の見込みが立ったりする事例が生じています。

このことから、制度創設を契機として、地域内に潜在的な土地需要が存在している可能性が示され、適切なマッチングが図られれば、必ずしも国庫に帰属させることなく、地域内での権利移転が実現し得ることが示唆されます。

さらに、本制度の運用を通じて見えてきたもう一つの特徴は、法務局の役割です。登記官をはじめとする専門職員が常駐する全国50か所の法務局が窓口となって、相談対応、審査、市町村への情報照会等を担い、関係主体間との連携役を果たしています。言わば、省庁横断的な調整機能が制度運用の過程で実質的に確立されてきています。とりわけ、人員や予算が限られている市町村にとって、新制度の安定的運用は容易ではありません。その点、全国に配置された法務局が窓口となることで、地域差を一定程度抑制し、標準的かつ安定的な制度運用が可能となっていると考えられます。

もっとも、本制度は端緒にすぎたばかりであり、今後の在り方についてまだ多くの課題があります。相談件数は延べ4万件を超えている一方で、厳格な要件や申請書類の作成等の負担を経て、実際に申請に至った件数はその1割程度に留まっています。申請に至らなかった残りの3万件超の相談案件が、そのまま放置され、やがて管理不全や所有者不明の土地にならないよう、どのような対応策が必要なのか、改めて検討する必要があります。

さらに、国庫に帰属させるということは、当該土地の中長期的な維持管理は国の財源、すなわち国民全体の負担によって行われることとなります。土地を手放して永続的に管理負担から免れる元所有者の負担の軽減と、国庫による継続的な管理負担との間で、実質的な公平性をどのように確保するのかという問題も慎重に検討すべき論点です。

その前提として、国が受け入れた土地を今後どのように管理していくのかが大きな課題となります。特に宅地や雑種地については、全国の財務局が管理庁となるため、その管理の在り方は喫緊の検討課題です。加えて、受け入れた土地を単に保有・管理するに留まらず、地域における円滑な利用に繋げていくために、土地情報の適切な共有の仕組みを整備するとともに、地域における潜在的なニーズを掘り起こす取組が必要となってきます。

## 5. 今後の課題

ここまで、新たな諸制度とその運用状況について見てきましたが、最後に今後の課題として3点検討します。

### (1) 所有者不明土地問題の発生予防

一連の土地制度見直し自体は大きな意義を有するものであったものの、施行状況を踏まえると、一度所有者不明となった土地を地域において再活用することの困難さが改めて浮き彫りになったと言えます。

相続土地国庫帰属制度が創設され、月平均約140件程度の申請が堅調になされていることから、法務省の立場からは、制度としては一定の成果を上げていると

\*4) 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（第15回）資料1-1 法務省提出資料（2025年6月6日）。

評価されています。しかし、国有地を管理する財務局の立場から見れば、その分だけ管理対象が毎月増加しているということでもあります。国庫帰属制度を持続可能な制度にするためにも、土地を手放す手段の多様化を図るとともに、管理負担と法的責任の在り方についても一体的に検討していく必要があります。

土地の利用・管理にあたっては、所有者以外の者、すなわち地域コミュニティや市町村の役割への期待も大きいですが、地域社会自体の高齢化と人口減少による担い手不足や財源確保の問題、また、相続や不動産実務に関する専門知識を要する問題であることから、地域のみで担うことには限界があります。市町村は人員や財源の課題に加えて、本問題は複数の部署にかかわるため、担当課を決めること自体が難しいという問題もあります。また、住民の財産権に関わる問題であることから、具体的な不利益が顕在化していない段階で行政が予防的に介入することには慎重にならざるを得ない側面もある一方で、所有者が不明となり権利関係が複雑化した後では、解決にかかる時間的・経済的・人的コストが大きく、遅きに失することとなります。

したがって、所有者不明となる、あるいは管理不全に陥る前の段階での支援や制度的関与を強化し、問題の発生をいかに抑制するかということが、引き続き大きな課題であると言えます。

## (2) 更なる土地制度見直しの必要性

こうした状況を踏まえると、更なる制度見直しが必要であると考えられます。

具体的には、権利調整と合意形成を進める仕組みの整備、土地を手放す方策の多様化、相続放棄の在り方の見直しなどが挙げられます。

まず、権利調整と合意形成について、2024年4月から相続登記の申請が義務化されましたが、これまで長年にわたり任意とされてきたため、登記が行われなまま相続人が多数に上っている土地も少なくありません。このような場合、個人の力だけで相続人を探索し、合意形成を図ることは困難なケースもあることから、長期相続登記未了の場合の権利調整と合意形成の在り方についてより踏み込んだ見直しと実務上の支援の仕組みを検討する必要があります。

次に、土地を手放す方策の多様化について、近年、

土地を有償で引き取る民間サービスも現れています。現行制度では特段の免許や資格を必要とせず、宅地建物取引業法の規制対象外となっています。そのため、費用のみを受け取って土地を適切に管理しないとといった不適切な事業が生じる可能性もあり、健全な市場を形成するためにも、国によるルール整備や民間事業者の支援体制の整備が求められます。

また、相続放棄の在り方について、2024年には相続放棄の件数が過去最多の30万件を超えています。この中にどのくらい土地・建物が含まれているかはわかりませんが、相続した土地や建物を負担と捉え、手放す手段として相続放棄が濫用的に利用されることが懸念されます。こうした状況が生まれている背景には、日本の相続制度が抱える構造的課題もあります。高齢化・人口減少が進む中で土地の相続はもはや個人の問題だけではなく、社会として支え合っていくべき喫緊の課題であると言えるでしょう。

これらの更なる制度見直しが必要である理由として、近年の社会状況との関係で二つの点を整理します。

一つは、災害対策としての重要性です。災害時、倒壊した家屋の公費解体を進める際には、相続人全員の同意が必要ですが、例えば2024年に発生した能登半島地震では、長期相続登記未了や未登記家屋の場合は手続きが複雑になり、公費解体の遅れの一因となりました。平時から権利関係を明確にしておくことの大切さが改めて認識されました。

もう一つは、取引のグローバル化への対応です。外国人による土地取得については、安全保障の観点から2021年に重要土地等調査法が制定されました。この法律により、安全保障上重要な機能を有する施設の周辺区域などについて、概ね1kmの範囲を対象として国が区域指定を行い、土地の所有者や利用状況に関する調査を実施することが可能となっており、必要に応じて勧告や命令を行う仕組みも整備されています。

また、土地が取得された際、それが外国人によるものかを把握できるかは制度ごとに異なっていたことから、2026年度から不動産登記法において国籍を登記事項とすることや、森林法においても森林取得時の届出書に国籍を追加することが予定されています。

もっとも、グローバルな土地取引については、安全保障の観点だけでなく、地域における土地利用の合意

形成の観点からも考える必要があります。地域の土地利用における事前の情報共有や合意形成の在り方を条例等によって明確化するとともに、国としてもそうした地域の取組を支援していくことが求められます。なお、あくまで内外無差別が原則であり、「誰であつても守るべきルール」を明確化していくことが重要です。

### (3) 役割分担と相互補完

今後の課題としての3点目は、連携窓口の強化です。ここまで見てきたように、社会経済や人口構造の変化に伴い、土地を巡ってさまざまな課題が顕在化しています。複数の部署に関わり、かつ相続や不動産に関する専門性が必要なこれらの課題を一挙に解決できる策はなく、一つ一つ制度の見直しを積み重ねながら、ルールの整備と共有を進めていくしかありません。そうした中で、国や都道府県、市町村といった行政と、各士業団体、民間事業者との連携を円滑に進めるためには、制度と現場を繋ぐ連携窓口を強化することが重要です。現在、全国10地区において、国土交通省所管の土地政策推進連携協議会が設置され、行政と士業団体等が連携し、土地政策の推進に向けた情報共有や協力体制の構築が図られていますが、こうした機能を各都道府県レベルで設置していくことが必要であると言えるでしょう。

そして、関係機関の連携体制を構築していく中では、地域に根ざした財務局の役割が一層重要になります。土地は地域の資源であり、地域において適切に活用されることが基本です。それを支える専門性と継続性、そして、関係主体をつなぐコーディネート力が期待されます。

新たな諸制度を活用しつつ、人口減少時代に対応した土地の利用と管理のサイクル（循環）を構築していくことが求められています。



## 那覇市

### 沖縄県南部の歴史

那覇税務署 総務課長  
新垣 博己

#### はじめに

那覇税務署は、1896（明治29）年に開署され、第二次世界大戦の戦火拡大により、1945（昭和20）年に税務署の機能が停止されましたが、1947（昭和22）年には、沖縄民政府の下で南部地方税務署として再発足し、1952（昭和27）年の琉球政府創設により、那覇税務署に改称し、1954（昭和29）年に那覇市松尾から現在の旭町へ移転しました。

1972（昭和47）年の本土復帰により、国税庁管轄下となり、1980（昭和55）年には旧庁舎を建て替え、現在に至っております。管轄は、那覇市（一部地域を除く）、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町の沖縄本島南部4市3町です。ここでは、管内の歴史等を紹介いたします。

#### 那覇市

昔の那覇は、海に浮かぶ「浮島」でした。1451年、長虹堤（海中道路）を築いて首里との交通の便が開け、泊や那覇港の繁栄につれて那覇四町（西、東、若狭町、泉崎）を形成するようになりました。1879（明治12）年の廃藩置県により、那覇に県庁が置かれたことで、首里に代わって沖縄県の政治・経済・文化の中心地となりました。同年、泊、久米、久茂地を編入し、1950（昭和25）年みなと村を編入、さらに1954（昭和29）年に首里市、小緑村を合併しました。1957（昭和32）年には真和志市との合併を実現して現在の那覇市となっています。

#### 那覇大綱挽

那覇大綱挽は、琉球王国時代の那覇四町綱の伝統を引き継ぐ、長い歴史を有する伝統文化催事です。その発祥は、1450年頃だとされていて、交易都市那覇を象徴する大綱挽です。みーんな（女綱）、をうーんな（男綱）をかぬち棒で結合させて、西東に分かれて挽きあう綱は、陰と陽の結合を意味し、人類繁栄を願う神話的行事です。1995（平成7）年ギネスブックによって「世界一のわら綱」と認定され、いまや世界一の綱挽として、沖縄最大の伝統行事として定着しています。（全長200m、直径1.56m、総重量40トン）



那覇大綱挽

#### 糸満市

糸満市域を構成する行政区画は、古くは「しもしましり」「きやめ」「まふに」と称されていました。「しもしましり」は、いつしか島尻兼城・島尻大里・島尻真加比の三つの間切に分割され、1667年に島尻兼城は兼城（かねぐすく）と改称しました。1908（明治41）年に施行された町村制によって、糸満は兼城の一村から分離し、町制を布いて沖縄県で唯一の「町」として誕生しました。1961（昭和36）年には糸満町・兼城村・高嶺村及び三和村が合併し新たな糸満町となり、1971（昭和46）年には市制を施行して、糸満市としてスタートとしました。

## 糸満大綱引

糸満大綱引は、豊年と大漁祈願、家内安全、無病息災を祈る神事で、南北に分かれた雌雄の綱の結合によって実りを予祝し、勝負の結果で吉凶を占います。伝統的に毎年旧暦の8月15日に開催されること、綱引きの当日に大綱作りをすることが特徴の一つです。県道256号線の糸満ロータリーと白銀堂の間は交通規制が敷かれ、雄綱・雌綱合わせて長さ約150m、最大直径約1mの県内最大級の綱を制作します。綱作りに用いられる稲藁は総重量で約10トンにも及ぶそうです。



糸満大綱引

## 豊見城市（とみぐすくし）

「豊見城（とみぐすく）」の地名は、後の南山王 汪応祖（おうおうそ・わんおうそ）が漫湖を眺望する丘陵上に築城したグスクを「とよみ城（ぐすく）」と称したことが由来です。時代を経て「とみぐすく」となり現在に続いています。古琉球の時代には豊見城間切と呼ばれ、中山に対する山南の要衝地として重要な位置にあり、間切名の由来である「豊見城グスク」をはじめ、各所にグスクが築かれました。1908（明治41）年の町村制によって、豊見城の他10字をもって「豊見城村」が誕生しました。本土復帰以降、肥沃な農地に恵まれた人口10,000人弱のおだやかな農村から、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加することで都市として大きく発展し2002（平成14）年には単独市制施行を果たしました。

## 豊見城市の特色

沖縄におけるハーリー（爬龍船競漕）発祥の地、ま

たエイサー（旧盆の青年踊り）ゆかりの地、幕末ではジョン万次郎滞在の地でもあります。

那覇空港に近くレンタカー各社の拠点や、道の駅豊崎、アウトレットモールなどの商業施設が充実しています。県内最大級の人工ビーチ豊崎美らSUNビーチや瀬長島といった夕陽の美しい憩いの場があり、沖縄県から「エアウェイリゾート豊見城」として指定を受けています。

## 南城市

「遙か昔、大海原の彼方・ニライカナイから南の島のある浜辺に神が降り立った。神の名はアマミキヨといい、グスクを構え、子供をつくり、稲を植え、そして人々の世を創った。いつしか人々から祖霊神と呼ばれるようになり、御嶽に祀られ、国家安泰や五穀豊穡の祈りの対象となった。」このような言い伝えと共に、沖縄には古くから祖先を敬い、自然の恵みに感謝し祀ってきた歴史・文化があります。

「東御廻り（あがりうまーい）」は、創造神・アマミキヨがニライカナイから渡来して住みついたと伝えられる霊地を巡拝する行事で、首里城を中心として、太陽が昇る東方（あがりかた）、または東四間切（あがりゆまじり）といわれ、佐敷、知念、玉城、大里に点在する聖地をまわる巡礼を称したものです。南城市は2006（平成18）年に「東御廻り」の地である佐敷町・知念村・玉城村・大里村の合併により誕生した新しい市です。

## 与那原町（よなばるちょう）

与那原町の歴史は古く、沖縄最古の古謡集「おもろさうし」の中に「ヨナハル」や「ヨナハバマ」の名で登場して始まります。与那原の地名は、かつて海岸地であったところの名称で、その場所はわざわざ静かで白い砂浜が続く入り江を前にした浦辺の仙境であったと言われています。1879（明治12）年の廃藩置県により与那原は大里間切の一つに組み入れられ、1908（明治41）年の町村制により大里村の一字となりましたが、1949（昭和24）年に大里村より分離し、同年4月に町制を施行して与那原町となりました。

## 与那原大綱曳

与那原大綱曳の始まりは、1500年代の尚永王時代まで遡るとされており、長い歴史を誇っています。与那原大綱曳は『与那原町の民話』によると、その昔、害虫が発生し稲が不作で人々は餓死寸前まで追い込まれた年があった。困り果てた村頭は、姥捨て山に捨てた老人に相談したところ、「野山の草を集めて焼き、皆で鐘やドラを叩き、大声を出しながら綱を曳くように」と教わったという。その結果、害虫はいなくなったとの言い伝えに由来しているとされています。与那原大綱曳は、那覇・糸満と並ぶ沖縄県の三大大綱引きの一つですが、他の綱曳とは違う大きな特徴があります。それは、綱の上に支度を乗せることから始まって、綱曳が終了するまでの一連の流れに区切りがなく、すべてが連続した動きであるということです。また、綱を曳く時も単に「引きずる」のではなく、綱本体を上下させながら（地面に叩きつけながら）曳くことも他では見られない大きな特徴の一つです。曳き始めの合図がなく、東西に分かれた雄雌二本の大綱が、カナチ棒で結ばれた瞬間に一気に曳きあいます。



与那原大綱曳

## 南風原町（はえばるちょう）

王府時代の首里は平等（ふいら）と呼ばれる行政単位で三分割されていて、それぞれ、南風之平等（ふえぬふいら）、真和志之平等（まーじぬふいら）及び西之平等（にしぬふいら）と呼び、三つの平等をまとめて「三平等（みふいら）」と呼ばれていました。南風原町は、南風之平等の一部として直轄地に組み込まれていました。現在の南風原町の境界は、1908（明治41）年の町村制により定まり、南風原村が形成され、その後、1980（昭和55）年に町制へ移行し、南風原町となっています。

## 飛び安里

ライト兄弟が有人動力飛行をするのはるか以前、琉球王国時代に人力の機体で空を飛んだ人物がいます。南風原町出身の「飛び安里」です。南風原町内には、復元機のレプリカや記念碑などがあります。機体は鳥のように翼を羽ばたかせながら飛ぶ「羽ばたき式飛行機」と呼ばれるもので、弓の弾力を活かし、鳥の翼を模した羽を付け、その羽は足を上下させて動かしたのです。初飛行の時には予想以上に高度が上がってしまったため、命綱を託されていた妻が慌てて引っ張り、バランスを失って自宅の台所付近に落ちたという逸話もあります。

## 八重瀬町（やえせちょう）

東風平町（こちんだちょう）と具志頭村（ぐしかみそん）は1908（明治41）年の町村制に基づき「東風平村」「具志頭村（ぐしちゃんそん）」として誕生し、幾多の歴史を刻み発展してきましたが、2006（平成18）年、東風平町と具志頭村が合併し「八重瀬町」となりました。

## 港川人

港川人は、旧具志頭村港川にあるフィッシャーと呼ばれる岩の裂け目内から発見された、約22,000年前の人骨化石です。発見された地域にちなんで港川人と呼ばれています。

5～9体分の人骨が発見され、そのうち4体は全身の骨格の多くが残っており顔つきや体つきを復元することができることから、旧石器時代を代表する人骨化石となっています。

## おわりに

ここでは歴史の一部のご紹介となりましたが、那覇税務署管内には、琉球王国時代の遺跡など見どころの多い場所が、まだまだあります。

是非、一度足をお運びください。

（写真提供：（一財）沖縄観光コンベンションビューロー）

## 宮古島

(いらっしゃい 美しい島)  
**んみや〜ち かぎすま**  
**宮古島**

宮古島税務署 総務課長  
**野波 昌光**

## はじめに

宮古島税務署は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ中央に位置する宮古島に置かれており、宮古島市と多良間村の1市1村からなる宮古群島を管轄しています。

明治29年11月の官制改革により「宮古税務署」として開庁、戦後の税務署廃止、琉球政府時代の開庁などを経て、昭和47年5月沖縄県の本土復帰に伴い「平良税務署」として開庁、平成17年10月の市町村合併により、宮古島市が誕生したことから、平成20年7月に「宮古島税務署」に名称変更し現在に至っています。

## 宮古島の橋と海と水

## 【宮古島に架かる3つの大橋】

宮古群島は、沖縄本島から南西に約290kmに位置し、宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島、多良間島、水納島の、大小八つの有人島から構成されており、池間島、来間島、伊良部島は宮古島と橋によって陸路でつながっています。

平成27年に開通した伊良部大橋(3,540m)は無料で通行できる橋としては日本最長を誇っており、橋の左右に広がるエメラルドグリーン的大海と放物線を描く橋の傾斜が美しく、ドライブコースとして人気です。

また、平成4年に開通した池間大橋(1,425m)からは大神島や美しいグラデーションを描く宮古ブルーの海を、平成7年に開通した来間大橋(1,690m)からは来間島や東洋一美しいビーチと言われる与那覇前浜ビーチを眺めることができ、どちらも感動的な美しさです。

これらの橋を歩いて渡れば、かなりの確率でウミガメがのんびりと泳いでいる姿に遭遇できます。



伊良部大橋

## 【宮古ブルー】

宮古島はサンゴ礁が隆起してできた「琉球石灰岩」の島です。

琉球石灰岩は水を通しやすい特徴を持っており、雨水がすぐに地中に浸透することで、土砂が海に流れ込みにくく、宮古島の海は透明度が非常に高くなっています。

更に、海底の白いサンゴ砂が太陽光を反射することで、「宮古ブルー」と称される、絶景で美しい青のグラデーションの海を作り出しています。



与那覇前浜ビーチ

## 【地下ダム】

琉球石灰岩の島である宮古島には大きな河川がなく、水資源の確保は長年の大きな課題でした。

昭和47年から2年間のボーリング調査により、琉球石灰岩層に豊富な地下水が存在することが確認され

たことで、地中にコンクリートの止水壁を作って地下水を溜め、農業用水として利用するという、世界に類のない壮大な地下ダム構想が浮上しました。その後、平成12年度には複数の地下ダムやパイプライン等の建設といった大規模地下ダム事業が完了し、島全体の農業用水の安定供給が可能となりました。

地下ダムからの安定した農業用水の供給により、さとうきびの干ばつ被害は解消され、収穫量も増加したほか、高級ブランドとして人気の「宮古島産マンゴー」の生産も進み、近年では日本最南端でつくられる「宮古島メロン」も新たな特産品として定着しています。どちらも至福の味です。

## 伝統行事・文化・伝統工芸品

### 【パーントゥ】

宮古島の島尻地区で旧暦の9月吉日に行われる「パーントゥ」は、国指定重要無形民俗文化財の伝統行事です。平成30年にユネスコの無形文化遺産に登録され、全国でもその名を知られるようになりました。

夕刻、仮面をつけ草をまとい全身に泥を塗った異形の来訪神「パーントゥ」3体が村落内に現れ、誰彼かまわず人々の顔や家屋、車などに泥を塗なすりつけることで厄払いをします。

泥を塗られると1年間の無病息災が約束されるといわれ、「パーントゥ」のまわりでは、子供たちの悲鳴、大人の笑い声、歓声が響きます。



パーントゥ

### 【多良間島の八月踊り】

宮古島と石垣島のほぼ中間に位置する多良間島は、肉用牛の生産が盛んで、普段は静かなところですが、毎年旧暦の8月8日から3日間にわたり行われる「八月踊り」の時期には多くの観光客が訪れ活気に溢れます。

「八月踊り」は国指定無形民俗文化財に指定されて

おり、その起源は定かではありませんが、人頭税制のころの税の皆納を御嶽（ウタキ）の神々に報告した「八月御願（パチュガツウガン）」が起源とされ、古くは「皆納祝い」とも言われていたそうです。

穀税や反布税を皆納し、完納の報告と次年の豊作を祈願することを年中行事とするようになり、毎年、重税を完納したことに、島民挙げて盛大に祝い、楽しみ、慰め合い、励ましあった祝席で踊りだした「民俗踊り」が、現在まで伝わる「多良間の豊年祭・八月踊り」です。



多良間の八月踊り

### 【宮古上布】

日本三大上布の一つに数えられる「宮古上布」は、苧麻（ちよま）を原料にした、軽やかで上質な風合いが魅力の宮古島が誇る伝統織物で、国の重要無形文化財にも認定されています。

寛永14（1637）年に人頭税として上納布に指定された歴史を持ち、厳しい監視下で、精巧な織物であることが要されたことで、その技術が磨かれ、一層美しい上布が作られるようになったと言われています。

## おわりに

宮古の島々には、今回ご紹介できなかった観光スポットや、おいしいグルメ・泡盛、美しい星空、博愛の心を持つ宮古の島々の人々、宮古方言（みやーくふつ）など、まだまだ書き足りないほど、魅力に溢れています。

“んみや〜ち かぎすま 宮古島”

（いらっしやい 美しい島 宮古島）

宮古の島々へ、是非、一度足をお運びください。

（写真提供：宮古島観光協会）



## 沖縄市

# 魅力あふれる中部地区 ～世界遺産・自然・スポーツ・異文化交流～

沖縄税務署 総務課長  
喜舎場 由佳

### はじめに

沖縄税務署は、昭和22年に中部地方税務署として開設し、昭和27年の琉球政府創立と同時に胡座税務署、昭和47年の本土復帰と同時にコザ税務署、昭和49年の沖縄市発足（コザ市と美里村が合併）時に、沖縄税務署と名称変更されました。

沖縄税務署は、沖縄本島中部地区のうち、沖縄市、宜野湾市、うるま市、北谷町、嘉手納町、読谷村、中城村、北中城村の3市、2町、3村を管轄しています。管内面積は247.93km<sup>2</sup>、管内人口は約49万人です。管内市町村それぞれに豊かな自然や素晴らしい文化を有しています。今回は、管内8市町村の魅力をご紹介します。

### 沖縄市

沖縄市は、国際文化観光都市を掲げ、戦後の多文化が息づくコザの歴史を今に伝える街です。中心にはBリーグ琉球ゴールデンキングスのホームアリーナである沖縄サントリーアリーナがあります。アリーナは最新音響・照明と可動席、充実の設備を備え、国際規模の大会やコンサートの実績があり国際イベント等を牽引する県内最大規模の屋内イベント施設です。沖縄南ICからのアクセスも良く、近くにはミュージックタウンや民謡酒場などもあり、観戦前後にコザの街を楽しむことができます。また、旧盆明けに行われる沖縄全島エイサーまつりは、胡屋十字路の道じゅねーからコザ運動公園の本祭まで、三線と太鼓が鳴り響き、街全体が踊りで一体になり、祭りの最後は、会場全体がカチャーシーで最高潮に達します。



沖縄全島エイサーまつり

### 宜野湾市

宜野湾市は、政治・経済・文化の中心地として栄え「琉球の根（ね・ねたて）」と呼ばれました。市内には、市指定名勝の洞穴を神域とする普天満宮があり、奥宮参拝を通して、地域に根付く信仰文化に触れることができます。4月には日本一早く夏の訪れを告げる音楽花火イベント「琉球海炎祭」が開催され、音楽とシンクロする約1万発の花火が夜空と海を鮮やかに彩ります。沖縄コンベンションセンターでの催事と併せ



琉球海炎祭

て訪れることで、海や文化、歴史を一日で体感できます。また、西普天間地区では、琉球大学医学部病院を核とした沖縄健康医療拠点の整備が進み、健康医療と研究が集積する新たなまちづくりが進展し、歴史と未来が交差する街となっています。

## うるま市

沖縄本島東海岸・うるま市の三本柱は、世界遺産・勝連城跡、海中道路、闘牛です。勝連城頂からは東西の海を一望でき、曲線の城壁や朝焼けはとても美しく、按司・阿麻和利の物語が魅力的です。海中道路は約5km、平安座・浜比嘉・宮城・伊計の四島を結び、潮位で表情が変わる絶景ドライブを楽しむことができます。闘牛は土煙と歓声のなか、力比べを堪能することができます。さらに旧盆の頃には、青年会が太鼓と歌三線で練り歩くエイサー・道じゅねーが圧巻で小太鼓パーランクーの軽快な響きと掛け声、静と動の所作が胸を打ちます。特に200年以上続く平敷屋エイサーは必見で、秋の市祭では各地の型を一度に体験できます。



世界遺産・勝連城跡

## 北谷町

北谷町の一番の魅力は、海と街が近接し、日常的に潮騒と夕陽に心が包まれ、マリンアクティビティが楽しめる点です。また、美浜アメリカンビレッジを中心に、買い物・食事・エステ・宿泊・散策を一度に楽しむことができます。宮城海岸では一年中サーフィンが楽しむことができ、春にはアグレスタジアム北谷に中日ドラゴンズがキャンプに訪れるなど町は活気に溢れています。那覇空港から直行バスでアクセスも良く、

町内は予約制バスで移動も簡単です。町営駐車場を利用して、美しい海沿いの遊歩道を散歩することもできます。サンセットビーチで空が茜色に染まる時間の景色は格別です。チャタンビールなど地元の味を楽しみながら美しい夕陽を是非お楽しみください。



サンセット (北谷町)

## 嘉手納町

嘉手納町は沖縄本島中部の西海岸にあり、那覇から北へ約23kmに位置します。面積は15.12km<sup>2</sup>で、約82%を米軍嘉手納基地が占めます。町域を流れる比謝川は沖縄本島最大の流域面積を持ち、流れが穏やかです。川沿いの遊歩道では散歩や野鳥観察をすることができます。マングローブ観察カヤックや、サンセット・カヤックなどの人気のアクティビティを楽しむことができます。嘉手納町は、多彩な伝統芸能があり、町指定の民俗文化財として、千原エイサー、野里の道イリク、野里棒及び野國天川が有名です。嘉手納町エイサーまつりや野國總管まつり等で楽しむことができます。



千原エイサー

## 読谷村

読谷村は、日本一人口の多い村でありながら、自然・歴史・文化が調和する地域です。世界遺産・座喜味城跡や断崖絶壁の残波岬、やちむんの里では人間国宝・金城次郎の系譜が息づきます。読谷山花織は600余年の歴史をもち、色糸で浮き出す幾何学模様は花のように美しく、沖縄県指定無形文化財、経済産業大臣指定伝統的工芸品として愛されています。読谷村図書館は、建築空間そのものを楽しめるオープンな滞在型図書館として、充実した学習スペースがあり、珈琲の良い香りが漂う居心地の良い空間となっています。



読谷村立図書館

## 北中城村

北中城村は、「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村」です。沖縄の伝統的な豪農の住居様式を今に伝える国指定重要文化財建造物「中村家住宅」が現存し、花咲翁会というボランティア組織が地域景観美化活動を長年行っており、花と彫刻で整備された散策路が「日本の歩きたくなる道500選」に選定されています。小道



国指定重要文化財構造物「中村家住宅」

(すーじぐわー)を巡るガイドツアーでは、エイサーの定番曲「仲順流り」の発祥の地を訪れることができます。地域協定に基づく景観保全(赤瓦奨励・生垣推進)で世界遺産・中城城跡周辺の歴史景観を守り、エイサーや綱引きなど伝統行事が地域の活気を生んでいます。

## 中城村

中城村は、世界遺産・中城城跡を核とし、護佐丸伝承や首里城へ続く歴史の道(ハンタ道)があります。座喜味城・中城城・今帰仁城の3大グスクを築いた「築城の名手」護佐丸をこよなく愛する中城村には、護佐丸歴史資料図書館があり、中城村や郷土の歴史と護佐丸について学ぶことができます。夕方には村内放送で「護佐丸ダンス」が流れ園児が踊る姿が見られます。中城村では、世界遺産・中城城跡を活用した様々なイベントを実施しており、文化財保護下でも滞在可能にする自律型設備を用いたポップアップ滞在の実証実験を行い、夕暮れ～夜の城跡鑑賞を楽しむ新たな魅力づくりに取り組んでいます。中城村の特産品「島にんじん」と「在来種島とうがらし(中城チゴレ)」は絶品ですので是非お試しください。



在来種島とうがらし(中城チゴレ)

## おわりに

沖縄税務署管内の8市町村は、それぞれに魅力的な歴史・文化・芸能・伝統工芸・自然を有しています。紙面の都合上、詳しくご紹介できず残念です。是非、各地を訪れていただき、心(くる)やすまる癒しや、心わくわくさる体験、楽しんでみそーりねー。

(写真提供:各市町村)

# 編集後記

「ファイナンス」5月号をご覧いただき、ありがとうございます。

5月に入り、大型連休でリフレッシュされた方も多いのではないかと思います。

本号では、疲労研究の第一人者である東京慈恵会医科大学 疲労医学講座の近藤一博特任教授より、「最近の疲労の問題について」という巻頭言をいただきました。一口に「疲労」と言っても生理的疲労と病的疲労では異なること、過労死の原因も働き過ぎから脳の病気へと変化していること、そして過労による病的疲労と新型コロナウイルスの感染による脳の炎症や病的疲労で共通性がみられることなど、身近なテーマである疲労には奥深い世界があるのだと改めて感じることができました。

また、近藤特任教授は、東京慈恵会医科大学 疲労医学講座のホームページにおいて「マンガでわかる『最新！疲労・ストレス講座』」という連載をされるなど、様々な手法で高度な内容をわかりやすく伝える工夫をされており、広報に携わる者としても多くのことを学ばせていただきました。

このほか、本号では令和8年度予算特集3として厚労・農林・公共・防衛予算を取り上げていますので、是非ご覧いただければ幸いです。

(財務省広報室長 和田 弘之)

## ファイナンス

5月号(通巻第726号) 令和8年5月20日発行

編集・発行 財務省  
編集補助・印刷・販売 日経印刷株式会社  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5  
03-6758-1011

ISBN978-4-86579-514-1

定価509円(本体463円+税10%)

●ご購入は政府刊行物センター、大手書店等でお求めください。

●記事はホームページでもご覧いただけます。(一部ご覧いただけない内容があります)

財務省広報誌「ファイナンス」トップページ

[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/) ⇨



●本誌へのご意見・ご要望は

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください。

e-mail : [finance@mof.go.jp](mailto:finance@mof.go.jp)

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp> ⇨



財務省X公式アカウント

@MOF\_Japan ⇨



アンケートに

ご協力ください。⇨



# 脱税は、犯罪。



VS



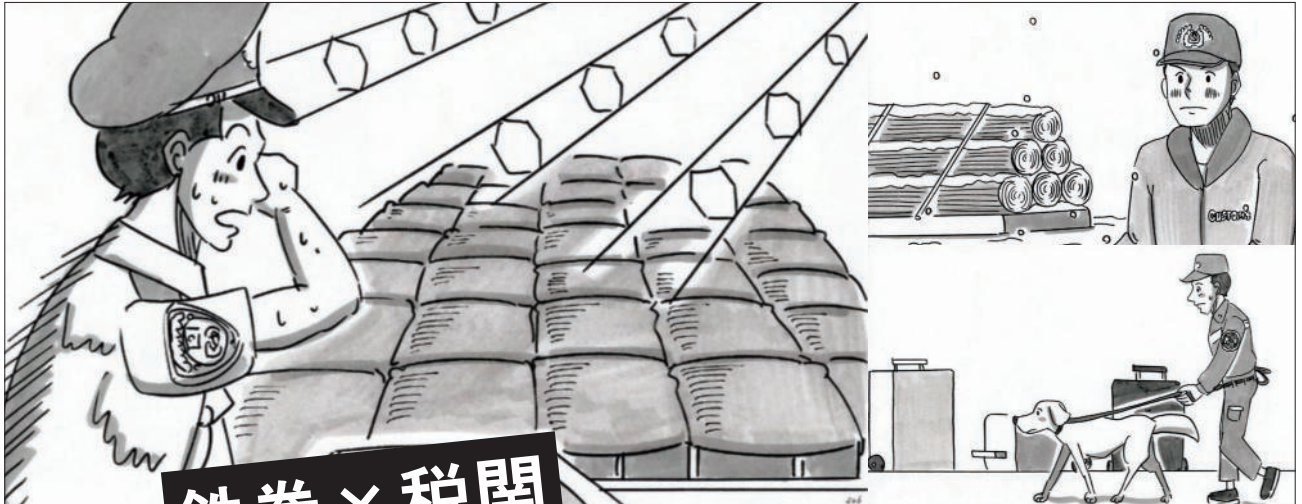
脱税者は、  
見つかる。

査察官は、  
見つける。



国税庁

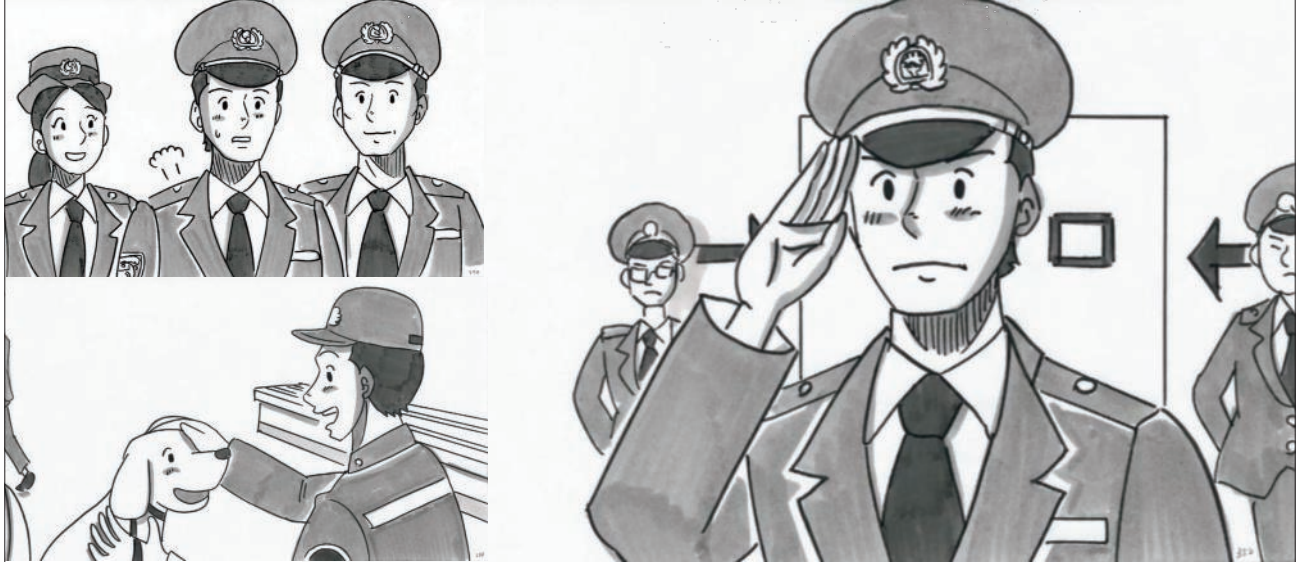




鉄拳×税関



守る  
引き継ぐ  
私たちの暮らし



動画はこちら  
YouTube税関チャンネル



税関  
Japan Customs

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

ISBN978-4-86579-514-1

C1033 ¥463E



9784865795141

定価509円(本体463円+税10%)



1921033004638

ファイナンス

5月号

第2巻第2号・令和八年五月二十日発行

没収! 罰金! 懲役!

金製品は

申告が必要です。

「知らなかった」は通じません!

申告せずに持ち込むと、**1,000万円**または  
**貨物の価格の5倍の罰金**が科せられる可能性があります。



税関  
Japan Customs

24時間  
密輸ダイヤル

0120-461-961

税関ホームページ  
税関 検索



密輸情報提供  
サイトは  
こちらから



ISSN 0448-6072